



社団法人 京都府柔道整復師会

社團法人設立五十周年記念誌



京都府柔道整復師会館全景



社団法人京都府柔道整復師会会旗



会館建設の碑

現 会 長
名 誉 会 長



現 会 長
栗 原 壽 雄

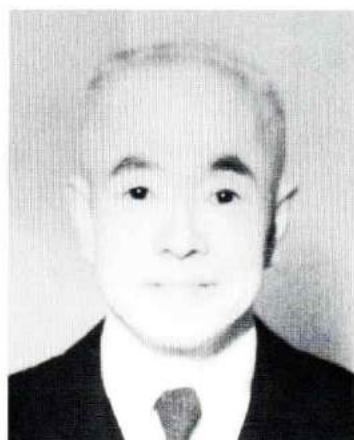


名 誉 会 長
原 健

歴 代 会 長



初代会長
稲葉太郎



2代会長
松浦 新



3代会長
清水久次郎



4代会長
斉藤善一郎



5代会長
久家 恵



6代会長
田中寛成



7代会長
中村治一郎



8代会長
片川吉雄



9代会長
原 健

問 談 顧
役 相

顧問



京都府知事
山田 啓二



京都市長
梶本 頼兼



衆議院議員 財務大臣
谷 垣 禎一



衆議院議員
伊吹 文明



衆議院議員
田中 英夫



衆議院議員
西田 吉宏



医師会長
油谷 桂朗



府会議員
田坂 いくた



市会議員
北川 あきら



医学博士
下野 広俊

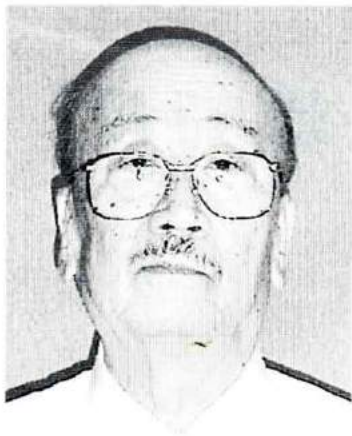


弁護士
中田 順二



税理士
森 金次郎

顧問並びに相談役



顧問
片川吉雄



相談役
水本正夫



相談役
山崎良三

現役員





御 挨 拶

会 長

栗 原 壽 雄

社団法人京都府柔道整復師会の法人設立50周年記念誌の発刊にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人京都府柔道整復師会は、大正11年に法人格のない任意団体、「京都府柔道整復師会」として発足いたしました。その後、旧会と新会の2つの会に分派した時期はありましたが、旧会が昭和29年に社団法人京都府柔道整復師会として公益法人を設立し、昭和32年には新会、旧会の大合同が結実し、今日の社団法人発展の基礎を固めることとなりました。

以来50年の星霜を経て社団は医療界の一翼を担う揺るぎない組織へと大発展をして参りました。

昭和39年には木造2階建ての会館が竣工されました。

昭和49年には機関誌「京柔整会報」創刊号が発刊されました。昭和59年には大講堂や柔道場のある鉄筋5階建ての会館が竣工いたしました。会員数も当初40人足らずであり、近親者や友達同士のファミリー的な事業運営でありましたが、現在は350人になろうとする大組織として、地域医療や公衆衛生の向上、発展に貢献し、自他共に認められる社会的地位を確立いたしております。

今回の記念誌の発刊は、社団法人の公益的視点からの発展と地域医療へ

の貢献、さらには会員各人が柔道整復師として社会的、経済的利益を享受するための努力の結実の証として、記されたものであります。それは初代稲葉太郎会長から日整会長を兼任された9代原会長まで、各世代の会長以下会員が一致団結して柔道整復師会と会員の発展向上のために鋭意努力を重ねて参りました記録でもあります。未来永劫に発展する社団法人京都府柔道整復師会の叡智を後に続く後輩に残し伝える一里塚としてご理解いただき、ご愛読いただければ幸いに存じます。

また、この50周年を一つの節目として、21世紀を迎えて社会的制度的変化からの要求として、柔道整復師会の未来が大きく代わることを余儀なくされております。

即ち、医療保険制度の抜本改革への対応、柔道整復師法の見直しと関係機関へのアプローチ、柔整師の教育制度の向上確立、医療としての学問的地位の確立、柔整師過当競争に対応するルールの確立、柔道整復師会の合同と組織化など、既に20世紀から検討されている大きなテーマへの的確な対応が行われなときは、組織崩壊の危機に至ると考えております。

10代目会長として航路に誤りのない正確な舵取りを行い続けて参ります。

また最も強調すべきは、柔道整復は多くの地域住民に、人に優しい非観血的医術として歓迎され、支援されてきておりますが、21世紀に相応しい保健医療の実現のために、抜本的な見直しが進む中で、柔道整復は西洋医学の補完のためのみに存在するのではなく、独自性を持った柔道整復の有用性と存在を強く主張し続けなければなりません。

社団法人京都府柔道整復師会は、全柔道整復師の未来のためにも、互いに団結し、研究し、施術になお一層専心することを宣言いたします。

末筆になりましたが、法人設立50周年記念誌編集に当たり多大のご苦勞をおかけいたしました委員や関係者の諸先生に厚くお礼申し上げますと共に、この記念誌にお目通し頂く方々のご多幸とご繁栄を祈念申し上げます。



御 挨 拶

名誉会長

原 健

社団法人京都府柔道整復師会設立50周年記念誌発刊に当たり謹んで喜びのご挨拶をさせていただきます。

40周年記念誌発刊のおりは、私が会長就任後間もない頃でありました。その後、早くも10年が経過したことに一入の感慨があります。約10年の間、京都社団の会長であると共に近畿ブロック会長や日整会長として柔道整復師全体の利益の確立のために大任を全うして参りました。即ち柔道整復師の業務を医業としての法理論的確立、柔道整復師の社会的認知の確保、柔道整復大学の設置、療養費委任払い協定の全面改定による柔道整復師の保険治療事業の明確化、国家的プロジェクトとしての介護福祉に参画することなどを全力を傾重して行って参りました。ボランティア活動を通じた柔道整復師への社会的認識の向上、委任払い新協定の締結、4年制大学柔整学科の設置、介護保険事業への参画などについては、ある程度の目標を達成できております。しかし、柔道整復師の業界の認知度が上がれば上がるほど医療業界同種の団体からやその支持組織からのバッシングが強くなります。これを切り抜けるためには、柔整ビジョンの確立と、一層の学問的、技術的研鑽と柔道整復師相互の団結以外に道はないと確信しております。この

50周年記念誌が10年20年に限らず50年、100年後に続く柔道整復師にとって先人達の歩んだ足跡として懐かしく回顧され、その歴史的な事実が大いに参考となることでしょう。

50周年記念誌の発刊に当たりまして情報収集や分析、原稿の執筆に多大のご努力とご苦勞をいただきました50周年記念誌準備委員の先生方に惜しめない絶大な賞賛の言葉をおくります。

終わりに、京都府柔道整復師会会員が柔道整復師としての施術のみならず円満に完成された人間として、地域の人々からの信頼を一身に受けて21世紀的柔道整復師の新たな歴史のメルクマールを完結できますように期待しつつご挨拶とさせていただきます。



祝 辞

京都府知事

山 田 啓 二

社団法人京都府柔道整復師会が、創立50周年という記念すべき大きな節目の年を迎えられましたことことを、心からお祝い申し上げます。

柔道整復師会の皆様方におかれましては、平素から京都府の保健福祉行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国におきましては、急速に進む高齢化等を背景として、人々の健康に対する意識の高まりとともに医療や健康の増進、疾病の予防や治療に関する多様なニーズがますます増大してきております。このような社会状況の中で、京都府柔道整復師会の皆様方におかれましては、身体への負担が少ない東洋医学の中でも、武術を原点とした日本の伝統的な利用技術である柔道整復術により、府民の健康の保持・増進、疾病の治療におきまして大きな役割を担っていただいているところであり、心から感謝申し上げる次第であります。

現在、柔道整復術は、私たちの生活に広く定着しているところでありますが、これは大正11年の京都府柔道整復師会の創立を原点に、昭和29年の社団法人化を契機とした、50年間に渡る皆様方の様々な実践活動の成果の証であると考えております。特に近年は、勲四等瑞宝章

を受けられた原前会長様や栗原会長様をはじめとする役員の皆様や会員の皆様が強く結束され、柔道整復の業務のみならず、柔道を通じた健全な社会づくり活動など幅広い活動を積極的に展開いただいておりますことは、広く府民の知るところとなっております。

京都府におきましても、「健康長寿日本一」を目指して、健康づくりや介護予防を進めるアクションプラン（行動計画）を策定するとともに、「健やかでゆとりある生活」をより豊かなものとするために「京都府保健医療計画」を見直し、地域医療の充実だけでなく医療に関する府民の安心・安全の確保に努めるとともに健康増進から介護まで一貫した保健医療サービスの提供システムの構築に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、「挑戦しなければ、前進はない」との決意で精一杯の力を注いでまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、社団法人京都府柔道整復師会が50年に及ぶ輝かしい歴史と伝統を礎に、今後ますます発展されますことを祈念いたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。



祝 辞

京都市長

柿本頼基

社団法人京都府柔道整復師会が、創立50周年を迎えられましたこと
をお祝い申し上げます。

貴会は、昭和29年の設立以来、今日まで半世紀もの永きにわたり、
我が国独自の伝統的な医療である柔道整復術によって、市民の皆様の
疾病の治療、健康の保持・増進を図るとともに、柔道を通して次代を
担う青少年の健全な育成に大きく寄与してこられました。これもひと
えに、原健名誉会長、栗原壽雄会長をはじめとする、歴代会長、役員
並びに会員の皆様方の御努力の賜と、心から敬意を表する次第です。

さて、我が国においては、少子・長寿化の急速な進展と保健・医療
に対する市民の皆様のニーズの複雑・多様化により、健康についての
関心もかつてないほど高まってきております。このような中、柔道整
復師の皆様の果たされる役割は、ますます大きくなって来ております。

現在、本市の財政は、依然として厳しい状況にあります。私は、
保健・医療・福祉の推進を市政の最重要施策に位置付け、「京都市民
健康づくりプラン」に基づき、市民の皆様の生涯を通じた健康の保持
増進など、すべての市民が安心して健やかに暮らせるまちづくりの実
現に向けて、各分野における事業の着実な実施に全力で取り組んでお

ります。

今後とも、貴会の皆様をはじめ147万人の市民の皆様とのパートナーシップの下、まずは市民の皆様の生活を守り、そしてこのまちが21世紀においても世界に誇る「光り輝く京都」として存在感のある都市であり続けるために全力投球して参りますので、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、社団法人京都府柔道整復師会が、記念すべき設立50周年を契機に、更に結束を強められ、今後ますます発展されますこと、並びに、会員の皆様方の御健康と御多幸を心から祈念致します。



設立50周年に あたって

財務大臣
衆議院議員

谷 垣 禎 一

社団法人京都府柔道整復師会がこの程設立50周年をお迎えになり、記念誌発刊の運びとなりましたことを心からお慶び申し上げます。

柔道整復師会にとりましては勿論のこと、我が国の歴史にとりましてもこの50年という年月は長く重いものでありました。

戦後の復興に国民が心を一つに全力を尽くした時代であり、勤勉と忍耐と努力をもって国民がそれぞれに持てる力を出し、国土の復興に尽くしてきました。

そして皆さんは柔道によって得た整復術をもって医療の分野で貢献されると共に、より強い団結と研鑽を目指して柔道整復師会を設立。この間、健康管理に対する意識がまだまだ低い時代、また柔整に対しても理解が乏しい中での活動に加え、保険制度の諸問題等、多くの難関を乗り越えながら今日を迎えられました。今、改めてこの年月に思いを致し、先人のご労苦に敬意と感謝を表する次第です。

我が国の経済も僅かに明るい見通しが出てきており、この持ち直しの動きを継続的な経済成長に繋げていくために、構造改革を進め、簡素で効率的な政府と民間活力を惹起する環境作りに勤めると共に、政治が失墜した信頼を取り戻し、国民に明確な目標と希望を示さねばな

らない重要な時期にあると考えております。

我が国の繁栄の歴史を次世代に引き継ぐために、皆様の更なるお力添えを切にお願い申し上げますと共に、わが国の輝かしい明日を信じ、皆様と共に全力を尽くす決意です。

京柔整の皆様の変わらぬご支援ご叱正をお願い申上げ、50周年記念誌発刊のお祝いと致します。



祝 辞

衆議院議員

伊 吹 文 明

社団法人京都府柔道整復師会の創立50周年おめでとうございます。
この50年の歴史を綴る記念誌の発刊をお慶び申し上げます。

昭和29年に社団法人として貴会が設立されて以来、今日までの半世紀は、日本の社会・経済環境はもとより、医療の分野でも大きな変化がありました。特に日進月歩の目まぐるしい医療技術の進歩のなかにあつて、貴会は柔道整復師の資質・技術の向上のための研鑽の場を創り、国民の健康を護るための活動・社会貢献を果たしてこられました。この間の栗原壽雄会長はじめ歴代会長および会員の先生方の一致団結したご努力に心から敬意を表します。

本格的な少子・長寿社会を迎え、国民の健康、その基礎でもある医療制度・医療保険への国民の関心もたかまり、医療サービスに対するニーズも多様化しています。これに応えるためには、トータルの医療提供体制としての医療保険・老人保健制度・医療供給体制等も含めた医療システムの改革が何よりも必要となっています。そのために、現在「医療制度」の抜本的改革の検討がなされています。給付と負担は合理的な判断が必要で、「給付は多く、負担は少なく」はだれもが望むことですが、実現不可能な願望です。この現実を国民に説明し、ど

の程度の医療保険給付と負担とするかの答えは、国民に出してもらわねばなりません。その説明責任は、まさに政治の仕事でしょう。

今後も日整と協議し、国民の命と健康、医療全般の在り方について、真摯に取り組んでまいりたいと思います。いずれにせよ、地域に深く根ざし、医療を通じて患者さんと親身にふれあいながら、国民の健康の維持・増進にご尽力願っている柔道整復師の先生方の役割は、地域医療のなかで大きな役割を担うものです。先生方には、地域のなかで培ってこられた信頼を大切に、今後もその役割を十分果たしていただきたいと思います。

社団法人京都府柔道整復師会が法人設立50周年を契機とされ、益々ご発展されますことと、会員の先生方の更なるご活躍とご健勝を祈念しまして、お祝いの言葉とします。



祝 辞

参議院議員

西 田 吉 宏

社団法人京都府柔道整復師会創立50周年を迎えられ、さらに記念誌を発行されますことを、心からお祝い申し上げます。

貴、柔道整復師会は、創設以来50年の永い歴史の中で、諸先輩による計り知れない御労苦や栗原壽雄会長様を中心とした会員皆様方の強い絆のもとに今日を迎えられ、国民の柔整業務に対する社会的要請に応えながら、健康や福祉の貢献に情熱をもって、精励されておられます事に心から敬意を表する次第であります。

さて、最近の世情は国の内外を問わず、種々多様の直面する課題が山積いたしております。国際的には、拉致問題を始め、爆弾テロ事件、大量破壊兵器開発問題等、わが国を取り巻く環境は、すこぶる厳しいものがあり、今なお、平和の尊さを、実感いたしているところであります。

一方、国政におきましても、景気を本格的な回復に乘せるため、地方分権の補助金、交付税、税財源の三位一体の問題を始め、年金問題、行財政改革に関する事など早急に結論を出す必要があります。

加えて、わが国の経済を支えている基盤とも云うべき中小企業の経営強化には今、全力で取り組まなければなりません。

私も皆様方のあたたかいご支援・ご鞭撻を賜りながら、参議院自由民主党国会対策委員長として、日夜諸課題の解決に向けて、取り組んでおりますが、なお、皆様の「声、思い」を国政へ届ける架け橋となり、“ゆとりと潤いのある生活”が実現できる安定した政治情勢の構築に微力ではございますが、全力を傾けて参る決意であります。

今後におきましても、貴会の皆様方がこれまで培ってこられた実績と信頼のもとに柔整業務を通して府民の健全な生活と住みよい社会の創生に寄与して頂きますよう心より念願いたしております。

結びにあたり、貴会のますますのご発展と会員皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして祝辞と致します。



祝 辞

京都労働局長

扇 義 人

社団法人京都府柔道整復師会が、設立50周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

貴会は、昭和29年1月に社団法人として設立されて以来、柔道整復施療技術の進歩・発展と、その医学的研究に努められ、また、健康づくりを通じた地域社会の福祉の向上に取り組まれておられることに対し、深く敬意を表するところであります。

また、私共労働行政の運営には、日頃より会長はじめ役員並びに会員の皆様方の深いご理解と格別のご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、労災補償行政におきましては、労災審査部会において、適切なご意見、ご指導をいただき円滑な業務運営が図られているところであり、重ねてお礼申し上げます。

京都経済の最近の動向をみますと、個人消費関連で弱めの動きが続いているものの、設備投資関連需要が穏やかな増加をみており、未だ横這い圏内ながらも回復に向けての動きが拡がりつつあり、雇用失業情勢についても求人の動きが活発化しているなど、雇用環境も改善傾向を示しています。

このような情勢の中、労働行政としては、労働者が安心して安全に働くことができるように、労働条件の確保・改善、安全と健康確保、迅速・適正な労災補償などを重点課題として掲げ、各種施策の推進を図っています。

京都府における労働災害の発生状況については、長期的には死傷災害は減少しているものの、本年は増加傾向となっており、特に死亡災害は10月末で30人と既に昨年の死亡件数を上まわっています。

労働災害は本来あってはならないものであるという基本理念に立ち、労働災害防止対策を進めるとともに、不幸にして労働災害を被った労働者に対しては、迅速・適正な保険給付等を行い一日も早い職場復帰をしていただくよう、労働行政の最重要課題として位置づけ、取り組んでいるところです。

貴会におかれましては、このような施策を推進している私共の労働行政に対しまして、従来にも増して一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に貴会の今後益々のご発展と、会員皆様方のご健勝を祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。



社団設立50周年 を祝して

京都府医師会 会長

油 谷 桂 朗

この度、社団法人京都府柔道整復師会が設立50周年を迎えられ、記念誌を発刊されるに当たりまして、京都府医師会を代表して心よりお慶び申し上げます。

京都府柔道整復師会の皆様におかれましては、昭和29年に社団法人として設立されて以来、公衆衛生の向上、社会福祉の増進を目指し、柔道整復師の資質向上、生涯教育、社会奉仕等、医療・福祉の様々な面において、重要な役割を果たしてこられました。そして今では300人以上を擁する団体として成長を遂げられ、京都府民の健康増進の為に力を注いでおられます。このような発展をとげてこられたのは、皆々様の献身的な医療活動があつてこそでありましょう。半世紀もの長きにわたり様々な事業に情熱を持って熱心に取り組んでこられた歴代会長先生方をはじめ関係各位の多大なご尽力、ご労苦に対しまして、深甚なる敬意を表する次第でございます。

さて現在、我々の目の前には多くの難問が山積し、未だ解決する兆しを見せておりません。このような現状を打破するためには、国民の声が重要となってまいります。国民に対し医療制度に関する問いかけを行い、日本の医療制度をより良い方向へ導くことが、我々医療従事

者の使命であると考えております。国民から真に信頼される医療づくりを目指し努力を続けることが、将来の日本の社会保障制度を守ることにつながっていくということを認識しなければなりません。

京都府医師会といたしましても、京都府柔道整復師会の皆様をはじめ、各関係団体との連携強化をはかり、国民のための医療制度を守り発展させていくために全力を尽くす所存でございます。何卒、私共の活動に対し、今後ともご指導ご鞭撻をいただきますようお願いいたします。

結びに、この50周年を迎えられるにあたり、京都府柔道整復師会のみずみずの発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



祝 辞

社団法人日本柔道整復師会
会 長

茂 住 延 壯

社団法人京都府柔道整復師会の、社団設立50周年記念誌発刊にあたり、心よりお祝いとお慶びを申し上げます。

栗原壽雄会長を先頭に会員の皆様が一丸となって会を発展させてこられ、社団設立50周年という大きな節目を迎えられたことは誠に喜ばしい限りでございます。

私たち柔道整復師は、長い歴史を有しており、伝統医学として怪我（負傷）に携わる専門家として地域社会に大きく貢献して参りました。現在医学の進歩は目覚しく、進歩に遅れないよう、絶えず専門的知識すなわち学術の研鑽により、技術を高める努力が必要です。

また、現在、業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、21世紀に耐え得る方向性を見極めながら、我が会の更なる発展のため、一生懸命努力する覚悟であります。何卒、会員皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第でございます。

終わりに、栗原壽雄会長はじめ歴代の会長、役員の皆様に、改めて敬意を表しますとともに、この記念すべき年を新たな門出として、社団法人京都府柔道整復師会が益々のご発展とご活躍をされますよう、心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

目次

写真
、
真
現 会 長
名 誉 会 長
歴 代 会 長
顧問並びに相談役
現 役 員

御 挨拶
社団法人京都府柔道整復師会会長 栗原 壽 雄
社団法人京都府柔道整復師会名誉会長 栗原 健

祝 辞
京 都 府 知 事 山 田 啓 二
京 都 市 長 柊 本 頼 兼
財 務 大 臣 衆 議 院 議 員 谷 本 垣 禎 一
衆 議 院 議 員 伊 吹 文 明
参 議 院 議 員 西 田 吉 宏
京 都 労 働 局 長 扇 油 人
京 都 府 医 師 会 会 長 谷 住 義 桂 朗
社団法人日本柔道整復師会会長 茂 延 壯

柔道整復師会の軌跡	1
-----------------	---

第 一 章

総 務 部

定款全部改正認可	20
----------------	----

新たに設置された部の経緯

総務部の事業活動	28
----------------	----

事 業 部

事業部の活動	32
--------------	----

財 務 部

財務報告	40
------------	----

学 術 部

京都府柔道整復師会関係	58
-------------------	----

近畿ブロック会関係

日本柔道整復師会関係

保 険 部

保険算定にかかわる情勢	74
-------------------	----

算定基準の実施上の留意事項

法 制 部

法制部の経緯	84
--------------	----

広 報 部

広報の推移	86
-------------	----

I T 事業部

I T 事業部設立の経緯と目的	90
本会ホームページの紹介	96

福 祉 部

福祉部設置の経緯	102
機能訓練指導員について	108

柔 道 部

10年の歩み	116
柔道大会成績	118
柔道と柔道整復術に関する歴史的背景	129

青 年 部

10年の活動	138
--------------	-----

定 款	144
選挙管理委員会	155
自動車損害賠償責任保険対策連絡会	162

第 二 章

柔道整復師法	172
--------------	-----

第 三 章

叙勲を受章された会員	190
------------------	-----

第 四 章

組織構成	194
------------	-----

第 五 章

京都府柔道整復師協同組合	200
--------------------	-----

第 六 章

会員名簿	210
物故者名簿	230
各部員集合写真	235
会員写真	271
事務局写真	272
年表	278
編集後記	

(社)京都府柔道整復師会の軌跡

(社)京都府柔道整復師会の軌跡

第1回柔道整復師試験が、大正9年10月に東京警視庁を初め、各府県に於いても施行され、我が京都府に於いても此の試験に合格し、知事免許第1号を香西勘平氏、第2号を稲葉太郎氏が取得され、天下晴れて柔道整復師として営業されたが、当時の受験資格者は接骨師に就き4ケ年間、其の學術と実施を習得し、一定の道場に於いて柔道の教授をなす者と云う事で、師に其の証明をもらったものである。

大正11年4月、大日本柔道整復術同志会が改称されて、新たに大日本柔道整復師会として正式に発足した。この会は全国の柔道整復師によって組織するものであり、柔道整復術の進歩発展を図り、会員相互の団結及び親交を深めることを目的とした。初代会長には、同志会に引続いて市川歙氏が就任した。

大日本柔道整復師会の活動と問題点は、定期総会に於いてその経過が報告され、出席者によって討議された。しかし全国的に組織する道は遠く、毎年1回開く定期総会も東京中心に行なわざるを得なかった。

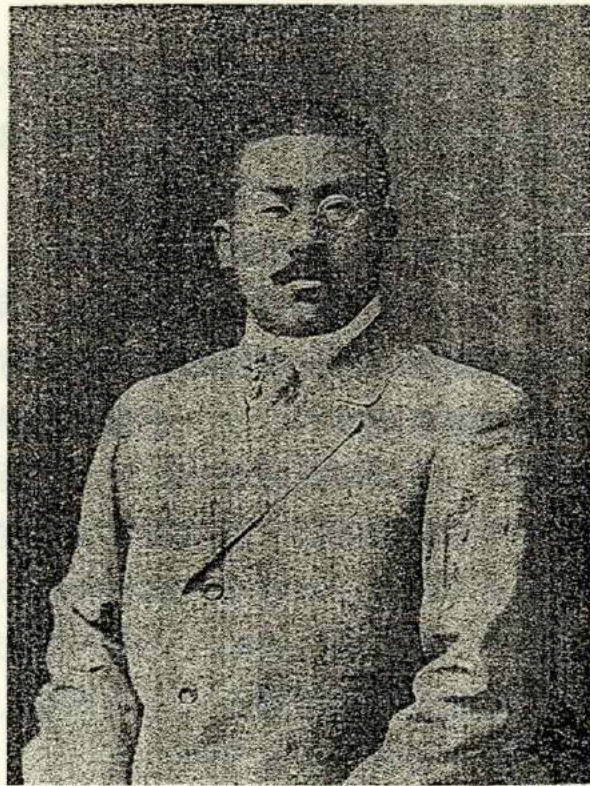
我が京都府下の柔道整復業界に於いては、大正10年頃までは会組織らしいものもなく、唯本府在住の気心の合った僅か数名の柔道整復師免許合格者が相集い、春夏秋冬折りにふれ思いつくまま親睦的な会合を重ね、所謂任意団体として社会の一隅に存在し気随気儘の裡に個々の生計維持の為、町柔道場経営のかたわら、営業に従事していた模様であった。

此の任意団体の音頭取りとして、京都市内では稲葉太郎氏（大正9年合格、京都府免許第2号、尚徳館柔道場館長）、郡部では舞鶴市の香西勘平氏（大正9年合格、京都府免許第1号）の両氏が、各々親睦会の主軸として活躍されていた。

然し乍ら年を経るに従い、同業者の間より柔道整復師として強靱な結束、協力、又社会的地位保持という観点から柔道整復師会設立との発展的議論が湧き上り、有志による日夜の苦心の結果、遂に大正11年10月、四条大橋西詰“八百政”（現東華菜館）に於いて、京都府柔道



京都府知事免許第1号
香西勘平氏



京都府知事免許第2号
稲葉太郎氏

整復師会創立第1回会合を開催するに至ったのである。

此の初会合が会らしき会組織の基盤を醸し出したと見るのが至当で、これが現在の社団法人京都府柔道整復師会の推進母体となったと云えるだろう。しかし当時は其の会員数も少なく稲葉太郎、松浦新、森利三郎、斉藤勇二郎、道端徹、佐藤法賢、赤松徳明、永田永二郎、田畑昇太郎、香西勘平、清水久次郎、真継弘平、鳥越寿の諸氏の面々であった。

此の初会合で初代会長である会代表者に、稲葉太郎氏が推挙され、副会長の世話役同人として、松浦新氏と道端徹氏が推挙就仕された。当時、柔道整復師に対する規制は、規則的にも強かったので、看板などにも（ほねつぎ）と云う小文字を書けば、「誇大広告なり」と当局よりお目玉を喰い、又、骨折などの治療には、医師の同意の有無が実

にやかましく問われた。

当時は各警察署内に衛生部が有り、今日の如き民主警察ではなく、官尊民卑の時代で治療中にも衛生官が出張り、同意の許に行なって居るかなどと種種取り調べられ、又、受験者が願書提出後も警察より呼び出しが有り、身元調査を受けるなど、誠に面倒な事ばかりであった。

しかしこんな時代に稲葉氏は、業界の向上は先ず設備からと思い、自宅治療室に寝台を置き、白衣を着て治療に従事すれば、「誇大なり」と始末書を取られ、又、武道関係者からは、「稲葉は接骨をやり、金を儲け、金銭の奴隷なり」と口を極めてののしられ、四面楚歌の中にあっても稲葉氏は、今日の如き柔道整復師会の在るのを深く確信し、いかなる圧迫にも堪え、業界発展の為にしのび、会長として会員の技術向上、其の他に努め、大阪の同志北泉勝臣先生らと固く手を握り共に、幾度か学術講習会などを開催して、医学的技術の向上を図った。そうして大阪大学医学部に於いて、小沢博士の指導の許に解剖及び技術の講習会を開いたのである。

其の出席者は、遠くは東京の小西良助先生、静岡の大長九郎先生、大阪の戸張瀧三郎先生を初め、東海、近畿、中国方面の先生等が多数参加されたのであった。又、X光線にも早くより関心を持ち其の講習会を、京都の島津製作所の後援で、当時X線の権威者であった大阪の浦野博士をお迎えして、其の指導の許に研究した。又、島津製作所に於いても、特に柔道整復師用のX線を製作するなど実に好意ある後援ぶりであった。

そして本会は、他府県との連絡も又、密にして東京での会合などにも、たえず出席して意見の交換なども活発にしていた。当時東京に於いての会合は、上野の精養軒で開かれていたが、我が京都府は誠に少ない会員数の為に、其の東上費用の捻出には副会長の松浦新、道端徹の両氏が、ずいぶんと頭を痛めたものであった。

昭和6年6月には、有名な蘆溝橋事件が勃発、満鉄爆破、中国の麒麟児と称された張作霖が爆死、之に伴い日本国内も又、騒然として来た頃、本会の稲葉会長を初め、中馬興丸衆議院議員、天崎壽円兵庫県

代表、八田茨城県代表らが内務省に於いて、潮次官、古屋政務次官、赤木衛生局長と会見、独立取締法発令の実施を陳情した。当局にそれぞれ請願書を提出し諒解を得たはずであったにもかかわらず、残念にも結果は政府当局に於いて、否決されてしまったのである。しかし幸いにもこの請願運動を契機として、業界の足並も揃った。

そして昭和7年には、日本最初の柔道整復師養成学校として大阪接骨学校（医学博士行岡忠雄氏創立）も設立された。現在の厚生省認定による養成学校が出来たのは、昭和23年になってからであり、大阪接骨学校はまさに先駆的役割を担ったものである。

昭和11年8月、理由は不明であるが会代表者の稲葉太郎氏が、突如として本会より退会されることとなった。此の思いもよらぬ突発事態に直面した会は、即刻緊急臨時総会を木屋町松原「鮎鶴」に於いて開催し、善後策を練った結果、松浦新氏（大正10年12月合格、大阪府免許第11号）が、第2代の本会々長に推され、道端徹氏が副会長として補佐されることとなった。

第2代会長に就任の松浦新氏は、道端徹氏と共に柔道整復師間に於いても保険取扱いをせんものと、全国の同志共昼夜を問わず会合協議をして、其の交渉手続等にも文字通り五里霧中という状態の中で、当局に対しても惨血の努力をして日参すると云う有り様であった。此の努力に花が咲き、遂に昭和11年にいたり療養費払の形式を以って、保険取扱いをする事となった。しかし当時の方式は実に面倒な手続きを要し、初回処置と共に府の保険課に負傷名、見込日数、氏名等を記入した所定用紙による承認書を提出して、其の承認を得て治療をし、請求する時も申請書と共に承認通知書を添付して提出したもので、その頃の一点単価は十銭前後であったと思う。今日の京都府に於ける保険業務の足固めは実に、第2代会長松浦新氏や副会長道端徹氏らの業績と云わなければならない。

此の頃から、年々本会に賛同入会する会員数も増し、30有余名を数えるに至った。

市内に於いては、砂田松治郎・森利三郎・清水久次郎・高野勇一・

水田重次郎・斎藤善一郎・山田定治郎の諸氏、郡部に於いても、青木治太郎・真継弘平・斎藤弥一郎・鳥越寿・香西勘平の諸氏など多士済々となり、本会の基礎も固ってきた。

昭和12年4月、定時総会を木屋町松原“鮎鶴”に於いて開催し、此の総会に於いて役員の改選が有り、人格識見共に円熟されている清水久次郎氏が第3代本会々長に就任され、会務は実に円滑な運営がされる様になった。清水会長は、学校安全会とも保険協定を結び、又、昭和13年9月5日には、京都市電気局健康保険組合と保険協定を結んだ。

戦時中の本会

昭和15年初代会長を務められた稲葉氏が、本会へ帰り咲き、その際別個に「平安会」と云う団体を組織して、会長に就任したので、会員間に紛糾を生じ、二派に分裂する不幸な事態に発展したのである。

京都府の土屋忠良保険課長は、問題を重視し仲介の労をとられ、一度は一本化した様に見えたのであったが、実質的には、稲葉氏は京都府接骨師会本部を称し、他方これに不満の派は京都府接骨師会を称する状態となった。

そして太平洋戦争に突入、戦時下の整復師諸先生は、実に石の様な堅物の努力家であった。保険事務を今少しでも円滑に運び得る様、又、会員の技術向上に務め、益々地位を高めるために心を砕かれ、福祉事業にも積極的に協力したのである。

昭和18年4月、戦争最中に土屋課長の仲介の労が成功して、会分裂を未前に喰い止め、一本化にすることができた。

その年清水会長が辞任され、かわって第4代会長に斎藤善一郎氏が就任された。副会長には久家恵、青木治太郎、砂田松治郎の三氏が推挙された。

戦争は益々激しさを加え、往療の時にはゲートルを巻き、破れた靴をはいて出かけたものである。物資、繃帯材料、消毒薬類は総て配給制度となり、此の為会長は、衛生部及び保険課に交渉のため日参した

ものであった。

そんな中戦争は益々峻烈となりB29米機の攻撃は、其の度を増すばかりであった。こんな時、我々柔道整復師は京都府より救護班員の命を受け、空襲サイレンの都度部署についたのである。いかにその時治療中とはいえ途中で中止して、所定の場所に馳せ参じたのである。大阪や神戸などが、度々空襲を受けたので、京都府編成の救護班員として医師、看護婦らと共に出動すること、再三に及んだ。

(昭和21年から昭和29年)

一 柔道整復術営業取締規則から身分法へ

昭和20年8月15日、太平洋戦争は終局し、国内はアメリカ軍の進駐で混乱の状態を呈した。こんな折、福祉事業に協力する為に、米国よりヘレン・ケラー女史が来日するや、その社会事業のキャンペーンに、基金として微細ながらも協力するなど、我々柔道整復師も福祉に心をよせたのであった。

昭和21年9月、法令に基づく第1回目の学術講習会が実施された。これは受験資格を有する者に対する、特例の検定試験であった。

京都では、学科試験を上京区竹屋町通智恵光院東入、保健婦学校(現高等看護学校)2階で、柔道と実技は、旧武徳会北野支部道場で実施された。試験委員は、稲葉太郎氏、斎藤善一郎会長、林医師であった。

その他にも終戦直後における法的措置として、終戦に伴い外地からの引揚者が多くなるに従って、これらの人々の救済を図るために、昭和21年6月19日厚生省令28号「按摩術営業取締規則及び鍼術灸術営業取締規則の特例に関する件」が公布され、朝鮮・台湾・樺太又はその他の外国で、その他の法令によって、あん摩術、はり術、きゅう術又は柔道整復術の免許を得ていた日本国民で、日本に引揚げた者に対しては、当分の間、例外的に都道府県知事が行なう試験を経ないでも、その履歴を審査して、免許を与えることができるとされた。

柔道整復術に関しては、大正9年以来「按摩術営業取締規則」の付則に於いて、同規則の準用という形で規制されていたものであるが、昭和21年に至り、我々の悲願として改正運動を続けてきたうちの一つである独立身分法の制定が、新たに昭和21年12月29日厚生省令47号「柔道整復術営業取締規則」として制定されたが、その内容は「按摩術営業取締規則」をそのまま継承したものであった。

しかし進駐軍衛生部（PHW）は戦後日本の医療行政を改革するに当たり、医業以外に種種の治療行為が営業されていたことに対し、これら非医業は廃止を含め検討するよう勧告して来た。医療行為を行なわせるのなら、科学的論拠を示すことと医学的な教育と国家試験を整備せよとの要請であり、柔道整復だけでなく非医業全体が対象だった。当時は進駐軍の意向は絶対的なものだったから、厚生省の医療制度審議会もその勧告趣旨を踏まえ、次のような厳しい答申を出した。①鍼灸、按摩、マッサージ、柔道整復営業者は凡て医師の指導下でなければ施術を行なわしめない②鍼灸は盲人には新規の免許を与えない③柔道整復は新規の免許を与えない（即ち、盲人の鍼灸と柔道整復は自然消滅させる）④いわゆる医業類似行為は凡てこれを禁止する。この①～④に対しては、各業界あげての反対運動が行なわれ、その血のにじむような陳情運動の結果、厚生省は答申の殆どを採り上げることが出来ず、ほぼ今日の姿で法制化されることになる。そのなかで④の医業類似行為についてだけが答申どおり禁止の運命を辿る。①～③については、医業類似行為と違い明治以来の法令に基づく営業免許があり、教育制度、検定制度も不十分ながら確立しており、按摩、鍼灸は当時殆どの盲人が生業としていた。敗戦直後で政府は彼らの糧を取り上げてしまうと、その代償となる福祉財源など全く無かった。柔道整復も全国の中学校に配置されていた柔道教員が一斉に解雇された。俗に「武道禁止令」と呼ばれているが、当時はチャンバラ映画さえ禁じられていた時代だった。盲人の按摩・鍼灸営業者も柔道整復師も、国の法令による制度下できちんと免許を受けた人たちである。他に転業のすべもなく福祉の手だてが全くない状況では、行政としては非医業の

廃止というPHWとの狭間で、これらを何とか存続せざるを得なかった。昭和22年1月、医療制度審議会でその打開策として当時の官僚が考えたウルトラCの妙案が、按摩、鍼灸、柔道整復を「医業の一部」と位置づけることであった。そのため教育制度を充実・高度化させ、従来の検定制度を廃止し、卒業者全員に国家試験を課して免許を与えることにした。いったいどれだけ充実・高度化されたかと言えば、当時まであった医学専門学校（高卒・大卒者で5年間、4865時間）並に引き上げられたのである。その後この教育課程は占領が解除（昭和27年）されると、削減されて行くことになる。

そうして昭和22年12月20日「柔道整復術営業取締規則」が、新憲法発布によって失効し、新たに「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法」が成立した。法律が出来て間のない昭和25年、厚生省医務局長が「これらの施術を業として行うことは理論上、医師法17条にいうところの「医業」の一部と看做される」と回答している。法律名を当初「営業法」と称した理由は、この法律の中には施術所の営業に関する事項も合わせて規定されているためである。但し、営業免許ではないことを明確にさせた方が良くと、3年余りたった昭和26年4月に身分法的な今に続く「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」という法律名に変えられた。

二 京都府柔道整復師会の分裂

戦後間もないこの頃は、あらゆる物資が統制され、カードやチケットに依る配給であった時代で、衛生材料もまた例外ではなかったが、斎藤会長の奔走と府医務課の厚意に依り、昭和22年より繃帯、ガーゼ、脱脂綿の配給が、柔道整復師にも実施された。

配給された中には、アメリカ軍が戦時中に使用した携帯用の茶褐色の圧縮された繃帯もあり、生地は仲々丈夫に出来ていた。これは、アメリカ政府の物資援助計画に依る払下げであった。

会長は、府医務課よりカードを会員数受領し、室町三条の京都衛生

材料株式会社に提出して、合計点数の数量を受取り、各会員に配分した。昭和23年には、配給の数量が加算された為金額が増加し、月末の支払日迄の間、今出川通大宮角の三和銀行西陣支店に預金していた。



しかし、この配給衛生材料の配分方法をめぐり、会長がこれを独断で決定する事が多く、そのため、会員の間から不満が出て来た。

法令の改正によって柔道整復師の資格獲得のための検定試験は、昭和23年第3回学術講習会を以って廃止となり、これからは柔道整復術専門学校を卒業しなければならないと云う事になったのである。

斎藤会長は、この最後の検定試験に出来得る限り多くの者が受験する様に図り、婦女子などの合格者が多数誕生した。その結果として他府県にも負けない多くの会員を有する本会となったのである。

この様な時期、“白手袋事件”と云われる問題が、斎藤会長と田中寛成氏の間にもち上り、告訴裁判に迄発展した結果、会長の謝罪文によって一応落着をみたが、本会内での対立は避け難いものになっていた。

そして遂に昭和26年に、旧会、新会という二つの会に分裂し対立したのである。

昭和26年、新会は会長に清水久次郎氏を立て、副会長には栗原民雄・道端徹の両氏、理事長に栗田賢一氏が就任して発足した。他方旧会は昭和25年度総会を開催し、斎藤会長は責任を取って、引退したのである。そして新会長に久家恵氏、副会長に羽山清次郎・阪井昇の両氏、理事長には高野勇一氏が就任して会務にあたった。

新会は他府県とも連絡を取り合い、東京を本部とする日本柔道整復師会に入会して、堅実に進まれたのである。他方旧会も以前より東京に本部がある日本接骨師会に在籍し、互いに対立相反目したのだった。

こんな状態が続く中、大阪府柔道整復師会の発起で、親睦を旨とする近畿ブロック会の発足を見た。

両会共にこれに入会して親交を図らんとし、また他府県も種種と仲介の労を取り一本化を望まれたが、その機会を見ず対立のままであった。

その結果、両会共に外交部門、保険の交渉等に於いては、誠に不利な立場に追い込まれて居る状態であった。

昭和28年10月13日東京都に於いては、日本柔道整復師会と日本接骨師会との合同となり、社団法人全日本柔道整復師会が設立され、会長には医学博士金井良太郎先生が就任された。

(昭和29年から昭和38年)

一 社団法人京都府柔道整復師会設立

昭和28年10月13日、日本柔道整復師会と日本接骨師会が合同して、全日本柔道整復師会が設立された。

新会は、直ちに同調し其の傘下となり、11月9日、全日本柔道整復師会の社団法人設立の許可がなったのと同時に、社団法人全日本柔道整復師会京都府支部と呼称する様になった。

一方、旧会は、12月13日に有楽町の陶々亭で開催された社団法人全日本柔道整復師会設立総会に、稲葉太郎、高野勇一の両氏が出席し、入会をしようとしたが、如何なる理由か不明であるが、入会を拒否されたのである。日本柔道整復師会々員及び日本接骨師会々員は、白紙にて入会出来るとの由だったのに、何故だか入会を拒まれた。やむ無く数年前から暖めて来た法人組織を結成する為、資金の準備、手続の方法、書類の作成方法等々を会員が分担し、又、その都度高野勇一氏宅で理事会等を開き、大変苦勞した末に社団法人京都府柔道整復師会

を設立したのである。

昭和29年3月29日、社団法人京都府柔道整復師会結成報告大会を北野会館で開催した。当日の出席会員45名、来賓21名を数える事が出来、久家会長を始めとして、役員一同の喜び様は格別のものがあった。

社団法人全日本柔道整復師会京都府支部（新会）は、昭和29年1月10日に第一回総会を開催して、会則を決議した。

一方、社団法人京都府柔道整復師会（旧会）も、社団法人設立と共に、定款を決議したのである。

一府に二団体の存在は、主義主張を異にするとはいえ、業界にとっては好ましい状況でなく、両会共諸種不利に手を焼いたが、合同する機を見る事が出来なかった。

二 新旧両会合同

新・旧両会共各々の主義主張が相容れず、合同の会が実現せぬいだちの日々を過ごしていた。そんな最中、新会の田中寛成氏と旧会の阪井昇氏とが伏見稲荷の街道でバッタリと出合い、路上にて両会の今後につき色々と話し合い、また前途を憂い、両会の合同の為、各々の会員への説得を約束して別れたのであった。

この後会合を重ね、昭和31年5月24日には、新旧両会合同で近畿ブロック会を開催したのである。

そして昭和31年12月に、清水道場に於いて新会側より清水会長以下栗原・道端・田中・中村の諸氏、旧会側よりは久家会長以下羽山・阪井・松浦の諸氏によって最終的な会合が行なわれた。

意見の交換も円滑に進んだが、最後に会長問題において結論が得られず、ゆきなやみの状態を呈したが、「先輩である清水先生を立てるのが本筋である。」との久家恵氏の発言によって問題が解決し、茲に会長の1年交代制という条件の基にあれほどもつれた両会も、めでたく合同する事になった。

合同結成式は、松浦新氏の発案によって神式にて催す事となり、昭

和32年2月13日雪の降る日に、その式典を開催したのである。

合同趣旨の大略

時勢の流れに即応すべく、団結の力をもって万事に当らねば不可能なるを確認し、茲に両者合同、以って全日本柔整会の態勢強化を図るべく邁進せんとするに在る。

合同後の連絡文

新旧両会合同後、会費未納入者や会議に出席しない会員等の自覚を高め、名ばかりの会員の整理を図り、強固な団結をもつ本会にならんが為、全会員はもとより、府下の全柔道整復師に次の文が送付された。

これに依り、本会も強固たる組織が形成されていったのである。

京都府下の柔道整復師諸先生に御連絡申し上げます

従来迄の社団法人全日本柔道整復師会京都府支部（清水久次郎会長以下会員約50名）並びに社団法人京都府柔道整復師会（久家恵会長以下会員80名）の両会は、去る1月13日をもって解散、同日付を以って新しく社団法人京都府柔道整復師会（第1期会長清水氏 第2期会長久家氏）を合同結成した事は結成式当日御出席の有無にかかわらず、既に御手許迄御案内申し上げ御承知願った通りでございます。

（註 係が新人の為、万が一御案内もれの先生がございましたら、平に御容赦の程）

名称こそ変わり栄えありませんが、身も心も叩き直して新発足の真新しい柔道整復師会が、茲に誕生致したのでございます。此の秋に当り合同結成の新しい本会を、全日本部並びに近畿ブロック会へ報告するに当り、之に伴って裏づけたる入会費や会費を納入しなければならず、且つ又、今後全日構成員の1人として、種々と全日並びに近畿ブロック会に対し京都府として現有会員数の頭割の負担金を確実に納入、その義務を履行すべき責任を有して居るのでございます。

そこで、従来の古い両会々員として未だ一度も会費を納入して居ら

れず、又納入の御意志なき諸先生に対し、誠に申しにくい事ですが、今回入会の必要を御自覚されるまで、自発的に退会を申し出ていただきたく、此の合同結成を汐に会組織を根本的に面目一新、ガッチリ腕を組んで進みたく存じますので、甚だ恐れ入りますが来る2月28日を締切りとしまして、入会存続希望の諸先生のうち、会費未納の方は完納していただき、又28日をすぎても尚、未連絡未完納の先生方は、本状内容を御諒承下され、退会されたものと認めさせていただきます。

尚、新規開業や保険取扱の必要性を御自覚されましたその都度、入会していただく様相図りたいと存じます。

近年、全国民皆保険実施（六大都市から実施）の状態迫りつつある折柄尚更の事、何卒右の主旨を御諒解賜りまして、御協力下さいます様御連絡申し上げる次第でございます。

昭和32年1月吉日

社団法人 京都府柔道整復師会

第1期会長 清水 久次郎

第2期会長 久 家 恵

理 事 会

三 第1回全国会長会議開催

雨降りて地固まるとのたとえ通り、合同後の本会は実に円満なる会となり、清水会長を先頭に会員全員が本会の向上発展に邁進した。そして昭和32年3月京都に於いて、第1回全国会長会議が開催され、その準備には役員諸兄が大変苦勞されたが、中でも庶務一切の業務を司った沢田宗右衛門理事の努力は、筆舌に尽せぬ程であった。

会館建設の経過

京都府柔道整復師会の会館建設の経過につきましては、社団法人設立三十周年記念誌にも詳細記載されておりますが、旧会館は昭和39年に建設され、それが全国で会館を造る先駆けとなったものであります。

昭和40年代に入り、5代目会長久家恵先生が、将来会員の増員に伴い、さらに会館建設の必要性のあることを考えられ、その基金として100万円のご寄附をされました。私達はこのご寄附を久家基金と名付け、これを契機に定率会費の中より、僅かずつではありますが、会館建設の為にと備蓄を始めました。

昭和50年代に入り、全国いづこも同じですが、本会も旧会館建設当時の会員数より約3倍にも達し、旧会館では手狭で会事業運営に支障をきたすようになり、いよいよ新会館建設の気運が熟して参りました。

昭和56年頃より建設用地探しが始まりましたが、旧会館は京都市より土地をお借りしているので、資金の関係もあって今回も、何とか土地を京都市よりお借りできればと云うことで、本会顧問福島滋弥市議員、同顧問北川あきら市議員のご尽力を戴き、二、三候補地もありましたが、現在地つまり、旧東山福祉事務所跡地が最適であると判断して、福島、北川両市議員を通じて京都市の木下助役と面会をし、借地の内諾を得ることができました。

直ちに会館建設実行委員会が結成され、委員会の厳正な投票により、山本西原建築設計事務所に設計と監督を、ついで入札の結果建設業者を株式会社長村組と決定いたしました。

他方それと併せて資金面で、本会顧問徳田善一府会議員のご尽力によって、助成金として京都府より7,000万円が交付されることになりました。

いよいよ昭和58年5月26日に、新会館建設用地の旧東山福祉事務所の取り壊し作業が開始され、埋蔵文化財等の調査もしながら作業が進められましたが、建設用地の一部に国有地があったため、国有地占有許可申請等に手間どり約3ヶ月工事が遅れ、9月28日に起工式を行な

いました。

またこの会館建設に情熱を燃しておられた元会長中村治一郎先生が、10月29日に上棟式を待たずにご急逝されました。新会館の完成を見られることなく、さぞお心残りであったろうと存じます。

本年2月22日上棟式を、5月31日何等の事故もなく無事完成に至りました。6月4日より新会館に於いて事務取り扱いを開始し、6月17日に会館竣工記念と、社団法人設立三十周年記念の両祝賀式典がめでたく挙行されました。

尚、資金面につきましては、会員の備蓄1億3千万円、京都府より助成金7千万円、その他は京都銀行より借入れをし、総額3億2千万円程であります。また会館管理費、備品購入や、高層建築による電波障害の補償等を含め、約2千万円が見込まれております。

私達京都府柔道整復師会は、この新会館を拠点として、日本古来の柔道整復術の高揚と、片川会長を中心に会員一人一人が、がっちりとスクラムを組み、建都1,200年から21世紀に向って大きく飛躍しようとする時代の波に遅れることなく、柔整師としての業務を通して地域の社会福祉向上に貢献することを誓い、会館建設の経過報告といたします。

昭和59年6月17日

建設実行委員長 原 健

(社)京都府柔道整復師会の軌跡は社団法人創立30周年記念誌より要約したものを掲載しました。
会館建設の経過は会館竣工記念誌の掲載文を再掲しました。

◎原健名誉会長が日整会長に就任（平成11年6月）

原健名誉会長が、「改革、前進、斬新」を標榜して、近畿ブロックでは初代行岡大阪府会長以来の日整会長として選挙に当選された。さらに、平成13年6月の会長選挙にも続けて当選され、2期4年間にわたり全日本の柔道整復師のリーダーとして、かつて例を見ないほどの業績を上げられ、14年11月には勲四等瑞宝章を叙勲され、また、韓国龍仁大学大学院の客員教授に就任された。

日整会長としての主立った功績を列举すると次の通りである。

- ◎療養費委任払い協定の全面改定の締結
- ◎療養費の大幅プラス改定実現
- ◎療養費の小幅マイナス改定実現
- ◎柔整懇話会（政治家、医大教授、医事評論家、健保連、国保連が構成員）、実施計画策定協議会（アジェンダ21）、危機管理委員会、IT委員会の頭脳集団の結成
- ◎明治鍼灸大学短期大学部柔道整復学科創設協力（3年制）
- ◎WHO（世界保健機構）に柔道セラピーとして認知（ジュネーブにおいてお礼の挨拶）
- ◎社団法人柔道整復接骨医学会が学術団体として総理府の認知
- ◎日整50周年記念式典の開催
- ◎柔道整復白書全改訂版の発刊
- ◎柔整師必携改定版の発刊

第一章

(1)

総 務 部

1. 定款全部改正認可（平成7年）
1. 定款一部改正認可（平成10年7月）
1. 定款施行細則全部改正（平成7年）
1. 役員選挙（平成7年3月）
1. 実施計画策定委員会設置（平成7年4月）
1. コンピューター委員会設置（平成7年4月）
1. 救急救護隊設置（日赤レスキューチェーン参加）
1. 社会福祉協議会へボランティア活動
1. 京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所設置
（平成10年7月）
1. 介護認定審査会に参加（平成10年10月）

◎定款全部変更認可（平成7年）

社団法人京都府柔道整復師会の定款については、社団創立時に起草されたカタカナ書き文語体であり、条文数も少なく会務運用上の疑義も少なからず、また、会員数も数十名で発足し、師弟、親族からなる小規模な組織であったが、200名を超える大組織になり、当時の片川会長の指示により、平成5年、組織に見合う定款改正を行うよう法制委員会が設置された。

他府県の定款例や京都府の意向を斟酌しつつ、法制委員会で全部変更の草案が作成され、平成6年に理事及び法制委員による構成で定款変更検討委員会が設けられた。更に施行細則や選挙規定規則も含めて総括的に検討され、変更草案が承認された。

平成7年には、理事会の承認と平成6年度総会の発議により変更案の承認を受けた後に、京都府に定款変更許可申請書が提出され、平成7年7月に知事の変更認可を受けた。

全部変更認可された定款は、ひらがな書き口語体で43条からなり、厚生省の公益法人の設立基準に合致した内容である。

定款内容としては

第1章：本会設立の目的及び事業について定められている。

第2章：会員資格、会費などの支払い義務、入退会手続き、会員資格の停止及び除名の要件について定められている。

第3章：役員の定数、職務及び任期、選出方法、各種役員の権限、解任、報酬などについて定められており、旧定款と比べて特徴的なことは理事15名以内のうち6名が選挙により選出されると規定されたことである。旧定款では会長を除く理事は総て会長指名であった。

第4章：名誉会長、顧問及び相談役を置く場合の手続きなどについて定められている。

第5章：理事会及び総会の構成、権能運営方法や事務手続きについて定められている。予算に関する総会と決算に関する総会が年2

回開催されることとなった。

第6章：本会の資産及び会計の管理、運用及び事務手続きなどについて定められている。

第7章：事務局について

第8章：定款変更の手続き、解散時の事務手続き残余財産の帰属方法について定めている。

第9章：雑則として、保険取り扱いに関する団体協定について、本会の必要な公示方法について、定款施行細則の定め方について定められている。

◎定款一部変更認可（平成10年7月）

全部変更の新定款が施行されて以来、3度の一部変更認可の申請が行われ、全て認可された。

- ① 総理府の公益法人の指導監督基準に基づき、監事2名のうち1名を外部から就任するようにとの京都府からの指導を受けて定款一部変更が行われた。本会の場合は、会長が会員でない者を委嘱し、総会の承認を得るように定められている（平成10年6月16日認可）。
- ② 介護保健法施行時に、本会として介護事業に参画し、居宅介護事業所の京都府知事による指定を受けるために定款第1章《事業》に、介護事業に参画する旨の規定が追加された（平成11年6月21日認可）。
- ③ 介護事業の多角的な展開として、ヘルパー養成事業所としての京都府による指定を受けるために定款第1章《事業》に、介護事業に参画する旨の規定が追加された（平成12年5月25日認可）。

◎定款施行細則全部改正（平成7年）

定款の全部変更に伴い、定款を実施するために必要な事項を定める定款施行細則も全部改正された。文体は定款同様にひらがな口語体横

書きである。

施行細則は第1章《事業》、第2章《支部》について、やや不明確であった本会での支部の位置づけ、支部長の役割などについて定められた。第3章《会員》では、入会手続きや入会金、会費及びその減免などについて定められている。第4章《役員》では役員選挙、選挙管理委員会について定められ、事務分掌として部の設置や委員会について定められている。第5章《監査》、第6章《保険取扱》の制限について、第7章《雑則》として規則の制定手続きが定められている。

◎役員選挙（平成7年3月）

全部変更の定款が施行されて、第1回の役員選挙が行われた。

選挙に関する主要事項は選挙規定により定められ、時の移り変わりにより、ある程度変化し、弾力的に運用する方が妥当と判断される事項は、選挙要領により定められるように構成されている。選挙規定及び要領が制定施行され、第1回選挙は、会長、理事6名及び監事について行われ、本会創設以来、選挙理事を選ぶ選挙となった。

◎実施計画策定委員会設置（平成7年4月）

柔道整復師の未来像を描き、その実現を目指して、プランニングのみならず行動計画を策定するために、実施計画策定委員会が設けられた。その構成メンバーには、柔道整復師のみの判断では、井の中の蛙となるおそれがあり、多方面の第一人者の提言を参考に計画を策定するため、療養型病院の病院長、国保連合会副会長、社会福祉協議会事務局長、新聞記者出身でシンクタンクの特別主任研究員が委員に委嘱された。実施計画は、年度をかけて検討、作成され、ボランティア活動の進め、介護保険への参入、組織改革などが提言され、冊子として纏められ、総会時に会員に配布された。

その実施効果として救急救護隊の結成及び日赤救急チェーンへの参

加、各種社会福祉協議会での健康やわら体操の宣伝普及、体育振興会などのスポーツイベントへの救急班の派遣、居宅介護支援事業所の設置、ヘルパー講習会事業所としての指定などが実現している。

平成7年度 答申書

社会福祉協議会への参画

救急救護体制への参画

京都府柔道整復師会PR文書の作成

役員定数について

平成8年度 答申書

社会福祉協議会参画支部の活動状況

ボランティア本部の設置

救急救護隊の設置

税務対策分科会

平成9年度 報告書

介護保険制度の紹介と取り組み

ボランティア本部及び救急救護隊活動状況

各支部ボランティア活動状況

平成12年度 報告書

21世紀の展望と組織のあり方について

介護関係活動状況

各支部ボランティア活動状況

◎コンピューター委員会設置（平成7年4月）

定款施行細則上の情報システム部が部長の不在などにより機能していないために、副会長を委員長として関係各部の部長その他からなるコンピューター委員会が設置され、本会のコンピューターを中心に対応することとなった。なお、コンピューターにおける技術部門を担当するワーキング委員会も同時に設置された。平成15年4月からは、組織の総てがIT事業部に移管された。

◎救急救護隊設置（日赤レスキューチェーン参加）

阪神大震災時のかつてない医療非常時の経験を踏まえて、本会が救急の事態を迎えたときの即戦力、即応態勢として救急治療の知識と経験を備えた隊員約30名で構成する救急救護隊が設置された。隊長以下総ての隊員は、日本赤十字社の救急法一般講習終了者で組織された。また、本会が日赤レスキューチェーンに組織として参画した。以来、毎年、日赤から講師を招いて救急治療の勉強と心肺蘇生法など技術の研鑽を重ねている。

なお、阪神大震災時には、兵庫県における深刻な衛生材料などの不足を補うために、会員から湿布や包帯などの拠出を募り補給支援を行った。第1回目は、地震発生時（平成7年1月17日午前5時46分）の次の雨の日曜日に約10名の会員による義援隊を結成して西宮北口から約3時間歩いて本山第3小学校の救急救護室に赴き、湿布、衛生材料などを手渡した。第2回目は2週目の日曜日に兵庫県柔道整復師会副会長の治療所に湿布、衛生材料、テント用ビニールシートなどを届けた。第3回は、近畿ブロック会の要望もあり、本会から全会員に衛生材料の寄付を呼びかけるとともに、本会も相当量の衛生材料を購入し、トラックで近畿ブロック会に輸送し、災害地に届けられた。

◎社会福祉協議会などへボランティア活動

兵庫県大震災のような非常事態が発生した時に、柔道整復師の組織として対応するシステム構築のために京都市消防局に協力協定の締結を申し入れた。しかし、京都市消防局の上層部は柔道整復師の業務や実状に対する認識がなく、当時、医師会との協定協議中であり、この協定が完了した後に柔道整復師会との話し合いを検討するとの回答を得た。しかし、現時点でなお話し合いにも至っていない。この経験を踏まえて、柔道整復師に対する社会的認知度を引き上げ、できるだけ多くの地域住民に柔道整復師への理解を深めるために、柔道整復師に

関する冊子「京柔整案内」や「入会のしおり」などをPR文書として作成した。行政や他の業界との話し合いの際は、必ず冊子を持参して、柔道整復師の理解を深めるための資料とした。消防局以外に社会福祉協議会や体育振興会にボランティア活動を申し入れた。京都市や地区の社会福祉協議会の福祉祭りなどのイベントで「健康やわら体操」、体脂肪検査、健康相談などを行った。体育振興会ではスポーツイベントが行われる際に救護班を派遣している。伏見社会福祉協議会老人センター、ヴィラ端山特別養護老人ホームや山科老人憩いの家で、定期的に健康相談や機能訓練の指導を行った。これらの実績が、後年、介護保険が施行されデイサービスなどでの機能訓練を実施するときにスムーズに移管され、他府県にないほど多くの機能訓練指導員を本会から派遣する基礎となっている。

◎京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所設置

(平成10年7月仮指定11年4月指定)

平成10年に行われた第1回介護支援専門員国家試験に、本会会員約50名が受験し、28名が合格した。合格者は実務講習を受講し、介護支援専門員としての資格を取得した。介護支援専門員は法人が経営する居宅介護支援事業所に所属しなければ、仕事が出来ないと定められているので、本会が居宅介護支援事業所としての必要要件を備えて京都府に指定申請書を提出して平成10年7月に仮指定を受け、平成11年4月介護保険施行時の準備活動に入った。開設時の事業所所属の介護支援専門員は22名であった。他の6名は、独立して法人を設立し、事業所を経営するとのことであった。平成14年4月に介護保険が施行されると同時に正式指定を京都府から受けて活動が開始された。

京都府下における居宅介護支援事業所で特徴的なことは、居宅介護支援事業所と所属する介護支援専門員の接骨院との関係が、出張所として認められ、会社における本店と支店関係の状態で、出張所にある程度の運営の独立性が認められる所謂、サテライト方式（運営要件を

緩和したサテライト方式が認められるのは他府県ではサービス事業所のみであった)であった。接骨院が出張所名目で介護認定申請手続きを行ったり、訪問調査を行えることである。また、行政関係の介護関係広報でも出張所として表示されることであった。また、京都の中でもこの方式が認められた団体は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会のみであり、鍼灸師会、鍼灸マッサージ師会、看護師協会などは、本体の事業所のみで、出張所は認められなかった。

なお、介護保険施行後、他団体のサテライト方式における出張所の高額な不正請求事件が数件発生し、京都府から出張所方式の廃止を検討するようにとの申し出を受けている。

◎介護認定審査会に参加（平成10年10月）

老人が介護保険を使用するについては、事前に介護認定審査会に審査請求を出して、介護度の決定を受け、使用可能金額の範囲、使用期間などを確定する必要がある。これを認定する委員は介護認定審査委員として行政機関から委嘱を受け、4人又は5人で介護保険審査会の合議体を構成する。その職種は医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、柔道整復師などの医療系や社会福祉士、介護福祉士などの福祉系から選択されるが、医師以外は殆どが介護支援専門員資格を持つ者から選ばれている。任期は2年で再任を妨げないこととなっており、経験者重視の観点から更新の度毎に京都市から委員の変更がないようにとの要望を受けている。

本会では、京都市からの依頼を受けて14行政区の総てに各1名、計14名の委員を推薦し、総てが委嘱を受け、認定業務に活躍している。これらの委員は、総て介護支援専門員試験の第1期生から選ばれ、現在も医師その他の医療や福祉業務の委員に対等に伍して、継続して認定業務を行っている。

◎福祉部設置への経緯（平成11年4月）

21世紀初頭に迫り来る超高齢化社会に対応するため、人材育成や施設環境を整える目標として、厚生省から平成5年にゴールドプランが発表された。その数年後に整備される人的、物的目標数値を上乗せ修正された新ゴールドプランが発表されたがいずれのプランにも、柔道整復師の参入は全く予定されていなかった。

特にプランは、特別養護老人ホームなどの施設治療に依らないで在宅による療養や看護を基本方針とされたが、柔道整復師は在宅療養の範疇には含まれていなかった。

そのころ協同組合の国の補助事業としての柔道整復師ビジョン作りの構想の中に、ボランティア活動の重要性が謳われ、一方、本会では実施計画策定委員会（著名な医師、福祉関係者、ジャーナリストから構成された委員会）の中で、柔道整復師の未来を広げる方策として、社会福祉協議会の事業への協力、災害時の救急活動への協力・参画、スポーツ・ボランティア活動を活発に行い、社会的認知を得ながら在宅医療への参加の足がかりを模索することが答申された。これらの将来構想に従って福祉事業に着手され、地震などの災害時の救急治療態勢の確保として、日赤の心肺蘇生法など救急救命の認定を受けた約30名の会員で救急救護隊が結成され、日赤の救急チェーンの第1号隊として参加し、活動を始めた。また、社会福祉協議会への参加として地域の老人センターに機能訓練活動を始め、社会福祉協議会の催し物あるときには「健康やわら体操」などで柔道整復師への理解を深める活動を行った。さらに地域の体育振興会開催のスポーツ大会や柔道大会で救急治療活動を行った。このような社会福祉活動を一本化し、一貫性を持った組織とするため、平成11年4月に福祉部が設置され、本格的活動が行われるようになった。

◎総務部の事業活動

従来、総務部は理事長（旧役職名）が担当し、副会長に次いで会長補佐の仕事や事務局の実務、会長秘書的な仕事を担当してきた。

平成7年に定款の全部改定された後、総務担当理事が生まれ、事務局の掌握、会長秘書の仕事に加えて、柔道整復師のビジョン作りや柔道整復師の業務の確立や拡大を模索するプランニングをも担当することとなった。その中でも特徴的なことは、柔道整復師の社会的認知を確立するために、福祉の活動に参画することを模索した。

また来るべきIT化時代に対応するためレセプトコンピューターをメインとしながら情報化を視野に入れた組織的検討も行った。

総務部は次のような組織を事務方として担当した。

- ①選挙管理委員会の設置（新定款による）
- ②コンピューター委員会の設置（ワーキング委員会を含む）
- ③実施計画策定委員会の設置（ビジョンと行動計画）
- ④裁定委員会の設置（新定款による）
- ⑤救急救護隊の設置
- ⑥区社会福祉協議会へのボランティア参加

現在は、更に推進され、福祉部やIT事業部にまで発展している。

(定款新旧対照表)

旧定款	新定款
(目的) 第3条 本会は、柔道整復術の進歩、発展とその医学的研究並びに公衆衛生の向上を図ると共に公共性を重んじ、社会の福祉を増進することを目的とする。	(目的) 第3条 本会は、柔道整復術の進歩及び発展、その医学的研究並びにこれを通じて保健福祉及び公衆衛生の向上を図ると共に公共性を重んじ、社会の福祉を増進することを目的とする。
(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発展に関すること。 (2)柔道整復師の資質向上に関すること。 (3)国民の体位向上に関すること。 (4)各種保険制度の協力に関すること。 (5)会員の福利増進並びに相互扶助に関すること。 (6)会報発行に関すること。 (7)その他本会の目的達成のため必要と認められること。	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発展に関すること。 (2)柔道整復術の資質向上に関すること。 (3)国民の体位向上に関すること。 (4)各種保険制度の協力に関すること。 (5)居宅介護支援事業に関すること。 (6)会員の福利増進並びに相互扶助に関すること。 (7)会報発行に関すること。 (8)その他本会の目的達成のため必要と認められること。

10年間の総務部員の変遷

年 度	部 長	副部長	部 員
平成6年度	山崎良三		森田 勝、和田好浩
平成7年度	関 弘美		和田好浩
平成8年度	関 弘美		和田好浩
平成9年度	関 弘美		亘 高司
平成10年度	関 弘美		亘 高司
平成11年度	関 弘美		亘 高司
平成12年度	関 弘美		亘 高司、近松利光
平成13年度	関 弘美、佐藤隆信		亘 高司、近松利光
平成14年度	関 弘美、佐藤隆信		亘 高司、近松利光
平成15年度	関 弘美、國本 清		亘 高司

第一章

(2)

事業部

取寄るす関に上向買賣の商賈並業を

る関に実業の資力並業を

るす商賈に全商賈並業を

るす商賈に全商賈並業を

る関に実業の資力並業を

るす商賈に全商賈並業を

るす商賈に全商賈並業を

取寄るす関に上向買賣の商賈並業を

る関に実業の資力並業を

るす商賈に全商賈並業を

る関に実業の資力並業を

るす商賈に全商賈並業を

柔道整復術の研究、進歩発展、柔道整復師（会員）の資質の向上、福利増進、互助扶助、健康保険制度、介護保険制度に協力し京都府柔道整復師会の発展、地域社会に寄与し国民の体位向上と健康に貢献することを目的とする事業を計画し、各部と協力してそれらの事業を推進しています。

1.柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発展に関する事項

- 春秋年2回の京都接骨学会を開催する
- 日整学術実技研修会・日本柔道整復接骨医学会・近畿ブロック学会に参加協力する
- 学術部を中心に研究と技術の進歩を図り、新入会員学術研修会を行う
- 学術論文集の発行及び学術資料の貸し出しを行う
- 顧問医・協力医院との交流を図る

2.柔道整復師の資質向上に関する事項

- 生涯教育の充実を図る
- 地区社会福祉協議会に参画する
- 京都プライマリ・ケア協議会に参画する
- ボランティア本部事業の充実を図る
- 京都市体育会振興会連合会事業に参画する
- 柔整四年制大学設置活動に協力する

3.国民体位向上に関する事項

- 健康やわら体操の普及・指導に努める
- 日整全国柔道大会及び近畿ブロック柔道大会に参加
- 少年柔道教室の継続発展・少年柔道大会への参加
- シルバー事業の発展

4.各種保険制度に関する事項

- 公的審査会との円滑な運営を図る
- 保険講習会を開催する
- 自主審査会の充実
- 保険手引書の作成を行う

5.会員の福利及び相互扶助に関する事項

- 医療賠償保険・各種保険・年金の継続推進
- 京都府柔道整復師協同組合の運営を組合員によって行う
- 府下市町村に対し固定資産税減免に関する要望を行う
- 何でも相談窓口を設置
- 税務講習会、柔整師用簡易帳簿の作成
- 青年部によるソフトボール大会・ボウリング大会・レクリエーション等を行う
- 書道教室・将棋・社交ダンス・写真同好会活動の推進

6.本会発展及び目的達成のための事項

- 通常総会を行う
- 支部を指導し、支部長会議を開催し組織強化を図る
- 京柔整会報・京柔整タイムを発刊する
- 広報活動を推進する
- 法人設立50周年記念誌を発刊
- IT事業の推進・コンピューターシステムの改善・改良・ホームページの作成・情報の伝達
- 会員名簿・会員手帳の発刊
- 異業種との文化交流を行い、柔道整復師の知名度の向上を図る
- 50周年記念式典を行う

7.その他

- 京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業の組織形成、円滑な運

営を図る

- 機能訓練指導員の研修・ホームヘルパー2級養成研修を行い、特別養護老人ホーム、ディサービスセンターに参画する（ボランティアとして）
- 定款・定款細則・諸規定の検討
- 実施計画策定委員会において柔整問題等の指針を研究する

接骨院経営安定化のアンケートについて

バブルがはじけた後の日本経済の低迷は、経済産業の構造改革政策がとられ、さらに長期に及んでおります。柔道整復師養成校も約60校に増え、これから同業者は飛躍的に増大するものと思います。健康保険の原因調査と称する受療抑制や一部の医師による柔整師バッシング、無資格者の整体院等が参入し、まさに業界は内憂外患の状態にあり、これらのことが受療者数の低下をもたらしていると思います。このような社会の医療情勢の変化に対応し、患者ニーズを的確にとらえるとともに「いかにして、医療サービスを向上させるか」という問題意識を持つことが大変重要な点であります。

この医療サービスの質を高めるということは、例えばE.B.M.に基づいた適格な医療技術の提供、患者の満足度を高めること、多くはないと思いますが、医療ミスが減らすことなどがあげられます。

このように医療サービスの向上とは、いろんな意味や側面を持っています。このことは、我々が接骨院を経営維持していく上で必要な問題意識を持つことであります。これらの個々における「問題意識」を明確にして、経営改善の具体策を講じ、収益性も考えながら実行すべきであると思います。

社団・個人・整形一覧表

平成15年1月8日現在

支 部 名	社団施術所	個人契約届け出者数	整形外科標榜病院
北 支 部	22	12	25
上 支 部	19	20	23
左 京 支 部	19	18	41
中 京 支 部	15	22	43
東 山 支 部	5	2	16
山 科 支 部	18	18	20
下 京 支 部	12	8	21
南 支 部	10	8	17
右 京 支 部	31	17	37
西 京 支 部	20	11	23
伏 見 支 部	30	18	47
乙 訓 支 部	向日 7 長岡 6	向日 10 長岡 11	29
宇 治 支 部	27	15	32
城 陽 支 部	18	8	19
南 山 城 支 部	八幡 4 相楽 4 京田辺 7 綴喜 2	八幡 7 相楽 3 京田辺 3 綴喜 2	26
南 丹 支 部	18	7	27
中 丹 支 部	20	6	22
北 丹 支 部	13	1	39
合 計	237	224	507

(社)京都府柔道整師会調べ

プライマリケア市民講座

仏教大学が主催するプライマリケア市民講座は、すこやかな暮らしのために・健康で明るい暮らしをモットーに開設されております。病気の早期発見や早期の手当て、救急医療や日ごろ知っておきたい医療の知識と実技において、また、気軽に出来る質問にもそれぞれの専門家の立場から解答が得られる講座です。

本会としても毎年9月には、講師を派遣し市民の皆様方に柔道整復師の普及と認識を高めていただくための講演と質疑に対する回答をいたしております。

おかげさまで、毎年参加者も多く熱心に受講され二時間の講演時間がアッと言う間に過ぎてしまいます。

過去の演題・講師については、下記に紹介いたしますが、今後も柔道整復師の必要性和発展のために優秀な講師を派遣致します。

仏教大学プライマリケア市民講座の演題と講師

年	月	日	演 題	講師名
昭和61	6	27	知っておこう捻挫骨折の応急処置について	清水 憲雄
	10	11	腰痛(腰部捻挫)について	田中 一吉
62	3	10	脚腰の痛み	片川 弘
	11	5	スポーツとケガについて	太田 慶造
	11	5	〃	橋村 恵三
63	5	25	腰痛のはなし	熊谷 健三
平成元	4	5	日常動作と体癖構造について《バランスのとれた体を保つには》	植道 郁三
2	4	18	高齢者のケガとイタミ《その治療と予防》	酒谷 良計
3	6	5	お年寄りの怪我について	井坂 豊
	11	6	お年寄りの骨折と予防について	馬淵 明雄
4	12	9	“肩(頸)コリ”の原因と予防方法等について	藤野 勝弘
5	9	8	腰痛の原因と予防法等について	中村 圭一
6	9	14	腰、膝、脚の痛みについて	関 弘美
7	9	13	安全に楽しく運動を続けるために	太田 慶造
8	9	11	健康と膝の痛み	松山 剛

年	月	日	演 題	講師名
平成9	9	10	こまった腰痛を克服しよう	布 施 正 和
10	9	9	椅子に座って健康体操	長 留 省 悟
11	9	8	骨太健康法(骨粗鬆症の予防について)	高 岡 敬 一
12	9	13	ケガで寝たきりにならないために	伊 藤 茂 基
13	9	12	よい接骨院(柔道整復師)のかかり方	大 西 辰 博
14	9	11	中高年の関節のケア	山 本 眞 彦
15	9	10	東洋医学としての柔道整復師	國 本 清

10年間の事業部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成6年度	清水憲雄	太田慶造
平成7年度	清水憲雄	北村啓二
平成8年度	清水憲雄	北村啓二
平成9年度	清水憲雄	北村啓二、昌山基成
平成10年度	清水憲雄	北村啓二、昌山基成
平成11年度	清水憲雄	北村啓二
平成12年度	清水憲雄	北村啓二
平成13年度	山本眞彦	南 賢三
平成14年度	山本眞彦	南 賢三、大西裕二
平成15年度	山本眞彦	南 賢三、大西裕二

第一章

当イヌに高のぬきの針刺きの便所④

(3)

(3)

財 務 部

財務部10年間の歩み

40周年記念誌を紐解き財務部の項目を見ると

- ① 改定施術料金増加率の低下
- ② 柔整業務に対する規制強化
- ③ 個人契約者の増加
- ④ 活動の多様化のための高コスト化

とあり、次の10年間は真に冬の時代になると予言している。社会的にこの10年、バブル経済崩壊からデフレ不況に突入、数々の経済的神話が崩れたことが印象的である。本会においても、以下に示す数的データに基づくグラフが種々のストーリーを表現している。平成6年に原健会員が、平成13年には栗原壽雄会員が会長に就任し、財務面の改革に力が注がれる。

以下、半世紀というきわめて感慨深くぎりである法人50周年に記念して表題について述べる。

40周年のデータが平成4年度までの10年間となっていたので、50周年財務部のデータは平成5年度から14年度までの10年間とし、すべてを言い尽くすことはできないが、年度の順に特徴的事項について記述する。

1. 銀行端末機(FB)の導入

平成6年5月より、銀行端末機(FB)を購入、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫の3金融機関にたいしFB利用に関するサービスの申し込みを行い、FBによる業務を開始する。

従来銀行窓口や、事務所窓口でしかも手作業で行っていた業務を、同機からのデータ伝送により各口座間および銀行間の資金移動から給与、手当日当の支給、その他各種支払、及び会員への療養費支給金の振込み等にいたるまですべてが簡単に行えるようになる。

同機の基本ソフトとインプットされた基礎情報により必要最小限の情報を打ち込むだけで事務処理ができ、大幅な事務の省力化がはから

れると共に、正確なデータの集積と管理が容易となる。

小切手や現金を極力扱わないことにより会計上のリスクが回避でき、その上通常より安い振込料で会計業務が行えることとなる。会員にとっても、療養費振込に上記3行から選択し指定すれば、他行に比べ、年間4千円弱の経費節減となる。

2. 競争見積もりの実施

平成6年度より、総費用の見直しを実施する。長年の取引業者であっても独占的に受注してきた業者の単価を、他業者から見積もりを取りチェックする。一者独占を避けるために、他の優秀な業者を入れ、競争の原理が作用するようにはかる。これによりかなりの経費削減が可能となる。

平成7年度より、予算計上項目であっても、原則として2万円以上の債務負担行為にたいし、2者以上のところから見積もりを取ること、および財務執行権限にたいし明確な指針を示す等を規定した「財務権限に関する規則」が施行される。

3. 会館外壁の落下事故

平成6年12月剥離脱落しているタイルを発見、即調査したところ危険箇所が広範囲に及ぶことがわかり、まず仮設屋根を作らせ危険回避をおこなう。調査の結果、手抜き工事や設計ミスと判断される要素もあったが、10年が過ぎたところでもあり、裁判により紛争が長期化するのを避け、工事費の3分の1である500万円を負担し、全面的な改修工事を実施し早期解決を図る。怪我人も出ず大事に至らなかった。

4. 各種助成制度の開始と取りやめ

平成7年度より全会員が柔整賠償保険に強制的に加入してもらうために会員一人当たり保険料約5千円を、および平成10年度から平成13年度まで日整による柔整大学設置基金への一人当たり負担金年額6千円を会負担とする（平成14度に基金廃止により金利を付し全額返還

される)。

平成7年度より、療養費申請書提出時フロッピーディスクを添付した会員に対して年額2,000円のコンピュータ助成を開始。

平成14年度より、定率会費減額調整のため支部への助成金が廃止される。従来、支部の活動助成のため一人当たり3千円の計算で支部に対して助成を行っていたが、支部の活動及び財政状況から影響が少ないと判断され廃止となった。

各種学会への交通費、近畿ブロック学会誌、試験財団誌への助成は継続。

5. 入会金の分納制度の設置と減額

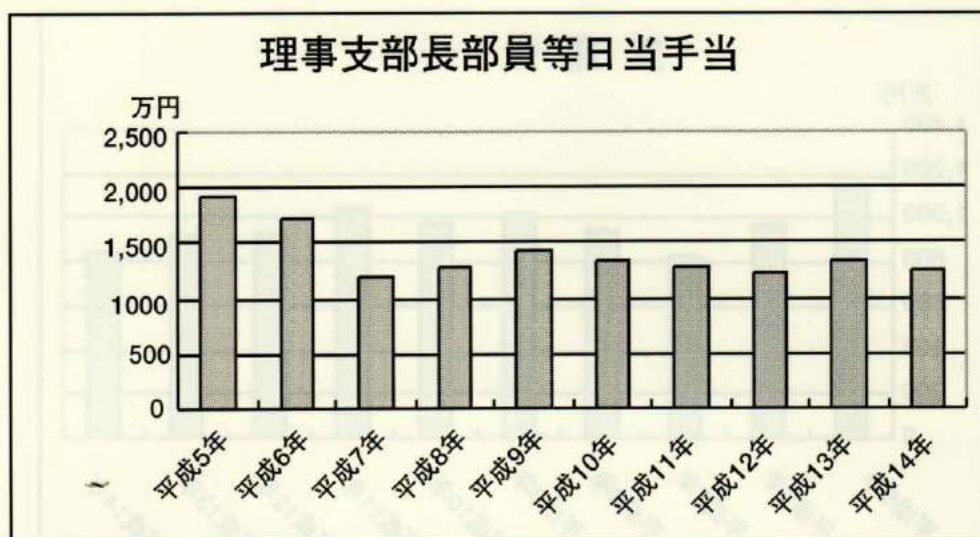
入会金50万円を平成7年度より10回、平成8年度からは20回の分納ができるようにする。入会金50万円が平成12年度より毎年10万円減額され、平成12年度40万円、平成13年度30万円、平成14年度20万円、平成15年度10万円となる。平成16年度に入会金を廃止するかどうかは理事会の決議を経て決定される。

6. 「費用弁償及び旅費規則」の改定

平成6年度までの赤字財政改善対策の一環として会員会務への費用弁償及び旅費規則を改定、平成7年4月1日より施行し、下図のとおり平成7年度から大幅な日当費用の節減がはかれる。

特徴的であったのが旧規定では、0～2時間未満当り3,000円、2時間～3時間30分4,000円支給のところを、新規定では30分未満を無支給、1時間30分以内2,000円、1時間30分～2時間3,000円とし、それ以上の区切りでは旧規定の単価より平均約1000円を減額する。

平成14年度より、再度同規則を改定。日当を30分単位で計算するほか、理事手当を改定する。これにより日当が約一割アップすることになり、平成9年より実施してきた予算残高に応じた日当の調整をやめる。



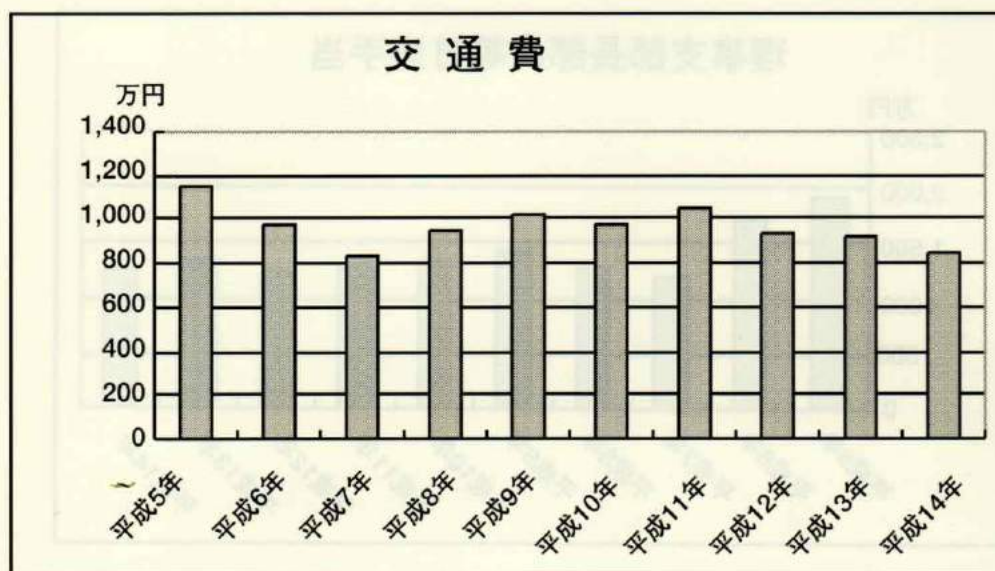
7. 日当計算の新方式

平成7年度施行の改定規則により、会またはそれ以外の場所へ出勤・出張した場合、往復所要時間が2時間を超えるときには、超過部分を日当計算に組み入れ、遠方から出勤する会員や、遠方へ出張する会員にたいし合理的な費用弁償ができるようにはかる。

8. タクシーチケット使用制限

平成6年度より、従来会務執行者にたいし、請求に応じ交通費の費用弁償として支給していたタクシーチケットの利用を制限する。

平成7年度施行の改定規則により、公共の交通機関を利用することを原則とし、届けられた経路に沿った路線で実際にかかった金額のみを支給するようにする。これによってタクシーチケットの支払額が大幅に減る。一方自家用利用者にたいしては、公共の交通機関を利用したときの金額が1000円を超えない場合、1000円を支給、それを超える場合その実額を支給するようになる。



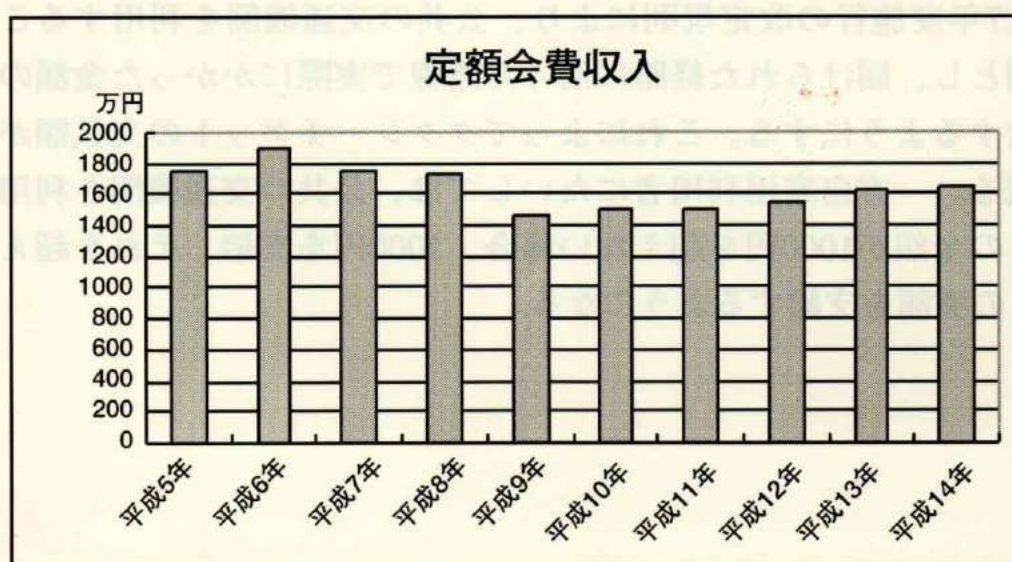
注：実質的には大幅な交通費の節減が実現しているが、会務執行者の数により年度ごとの額が変化する要因を持つ。

9. 原基金の創設

平成8年度より、第9代 原 健会長より、藍綬褒章受章記念として百万円が寄付され原基金が設立される。基金の運用利益を年間功労者の表彰あてられることとなる。原基金特別会計を設ける。

10. 定額会費の変更

政治連盟設立にともない、平成9年度から本会定額会費が5万円となる。



11. 事務局コンピュータシステムのリプレイス

平成10年度、平成4年度に設備された事務局コンピュータシステムを、ソフト内容、処理能力、記憶容量、耐久性等に問題が出てきたので、コンピュータの総入れ替えを実施する。レセプト保険者への請求、療養費支給金の入金事務処理、日当手当の計算等に新たにシステムを開発、導入し、事務局業務の高効率化を図る。システム構築費用の見積もりに数社を競合させ、最終的にSSB社と契約し、総費用額735万円を出費する。

平成14年度には、記憶容量、処理スピード、機械的な信頼性に問題が出てきたので、特に療養費支給金の事務処理に支障がでないようにと、約300万円の費用で主としてハードのみ買い替えを行う。

12. 各種引当資産の確保

会の運営上、将来必要な特定の支払に当てる諸費用に対して応分の引当金資産を確保するために各種引当金勘定を新設する。

平成10年度新設の引当金

- ◇ 修繕費引当金
- ◇ 償却資産購入引当金
- ◇ 記念事業引当金(平成11年度で廃止)
- ◇ 退職金引当金

平成13年度新設の引当金

- ◇ 特別事業引当金(各種記念事業、保険手引書製作等の予測可能で不定期な事業への充当資金)

平成14年度新設の引当金

- ◇ 財政強化引当金(特発性高額事業、財政的危機への対応資金)

各引当金は、特定預金口座を設け拘束する。平成14年度決算時の引当預金残高は下記のとおりである。

- 償却資産購入引当金 4千100万円
- 修繕費支払引当金 1千100万円
- 退職金支払引当金 1千100万円

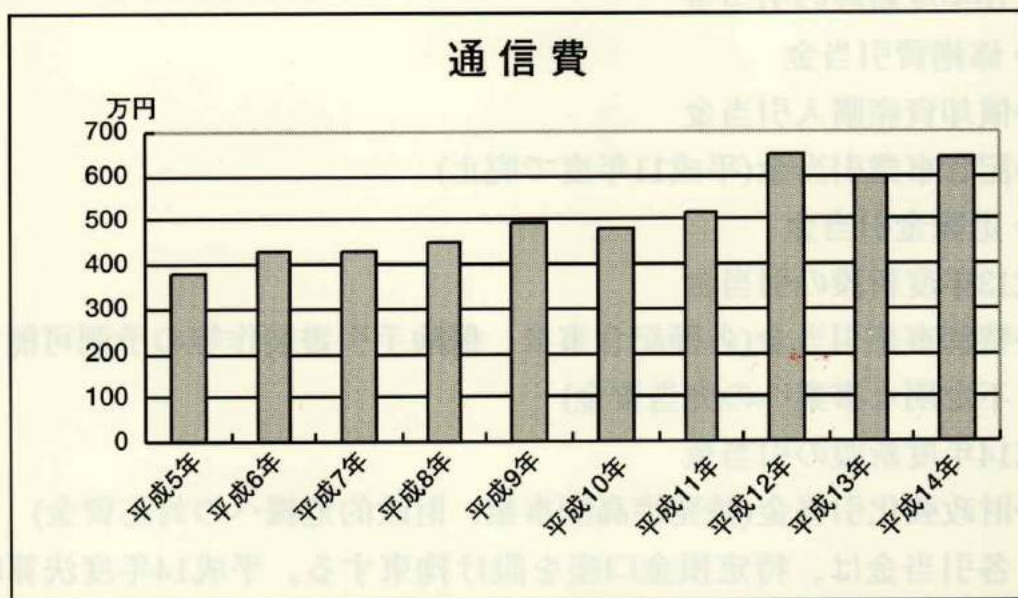
○特別事業費支出引当金 1千300万円

○財政強化引当金 640万円

13. 文書類の配送に民間の宅配便を利用

かつては入金明細等の重要文書の発送にも普通郵便を利用していた。責任を持って配達されたかどうかチェックするためには、郵便の場合、書留で加算料金500円(現行価格)、配達記録で270円がかかる。毎月の事務連絡文書類の場合、普通郵便一通当たり平均300円の料金がかかり、その上に安価な配達記録郵便を利用しても270円の料金が加算され計570円となり非常に高額な費用がかかることになる。

平成12年1月より文書類送付に宅配便業者と契約する。280円で重量に関係なく翌日を含む指定した日に配達され、そのうえ受領印を取り配達の確実性を向上させる。郵便書留や配達記録郵便とちがって、重量に関係ないので協同組合の文書類なども豊富に送付することができるようになる。有利な料金帯では郵便を利用。



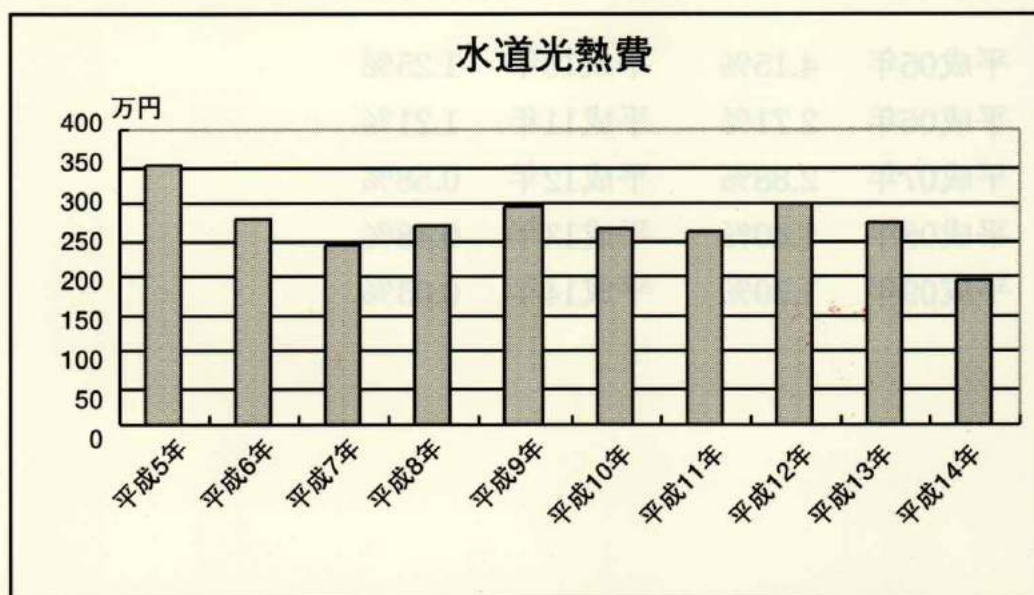
注：平成12年度より通信費が大幅に増加したのは、重要文書類の配送に宅配便を利用し、会員への重要な情報を少しでも速く知らせためF-net、ファックスを利用したため。

14. 空調設備の総入れ替え及び会館屋上防水工事の実施

平成13年度に、機器の老朽化等により、空調設備の総入れ替えを実施する。

従来型の電気方式機器と新しく脚光を浴びていたガスエアコン機器との競合となり、ランニングコストの計算を含む競争見積もりを実施した結果、電気方式より、実質的価格、工事内容、ランニングコスト、アフターサービス等の面で優れていたガス方式を採用することになり、大阪ガスと契約し完成する。その際屋上に室外機を設置する工事のついでに、耐用年数に達していた屋上防水の改修工事を施工させる。総工費額約2千万円となったが、電気のピーク時の消費を抑える国の政策「既築中小建築物個別分散ガス冷房導入促進制度」により出される補助金66万円を受領する。

稼動したのは平成13年末からであるので、下図のとおり経費の節減効果は14年度に顕著に現れている。平成5年度から平成13年度までの年額経費平均値が280万円、平成14年度が200万円、差し引き80万円となり、このまま推移すると節減効果が大きい。



15. 定率会費が減額される

平成14年度より定率会費掛け率を0.1%さげる。会員一人当たり年額で平均1万円強の会費減額となる。一人当たり3000円の支部への助成金を廃止し調整したので、会費収入としては約330万円の減収となる。

結局、現行の定率会費掛け率は

前年度請求額 300万円未満 1.3%

〃 300万円超800万円未満 1.4%

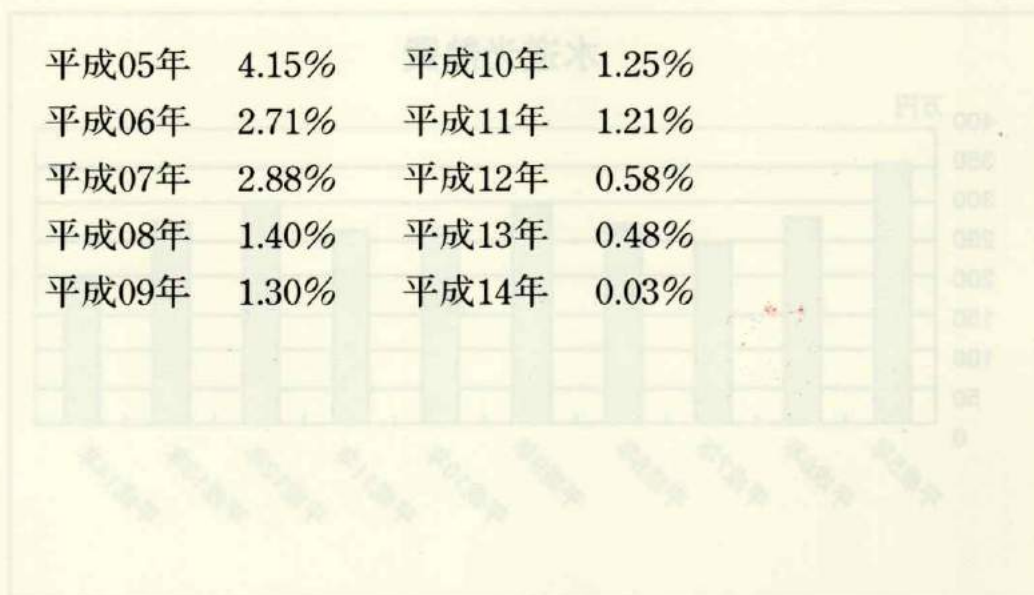
〃 800万円超 1.5%

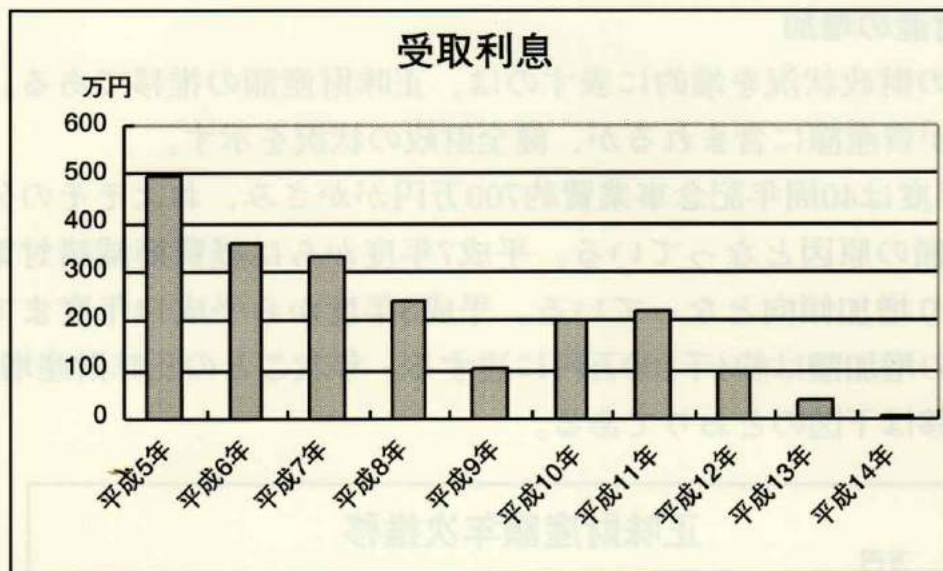
新入会員には一律1.4%を適用

16. 預金金利の低下

平成13年まで大口定期預金に対して金利の入札を実施していたが、バブルの崩壊、超低金利政策により金利収入への依存は望めなくなる。下図の示すとおり金利収入の大幅な減額となった。平成14年度にあっては5万円にも満たない状態である。因みに、10年間の大口定期金利率事例による推移は下記のとおりである。

平成05年	4.15%	平成10年	1.25%
平成06年	2.71%	平成11年	1.21%
平成07年	2.88%	平成12年	0.58%
平成08年	1.40%	平成13年	0.48%
平成09年	1.30%	平成14年	0.03%





注：各年度間のばらつきは、大口定期6ヶ月か1年定期の選択によって前年度からまたは次年度に繰り越す場合に生じる。

17. ペイオフの解禁

平成14年3月まで預金の全額保護という特例措置が実施されていたが、自由経済の原則にそぐわなく、先進諸国に例が見られなくなり、日本経済のグローバルな発展のブレーキになる等々の理由から、政府が平成14年4月からのペイオフ制度の解禁を宣言したため、対応措置について検討を重ねる。

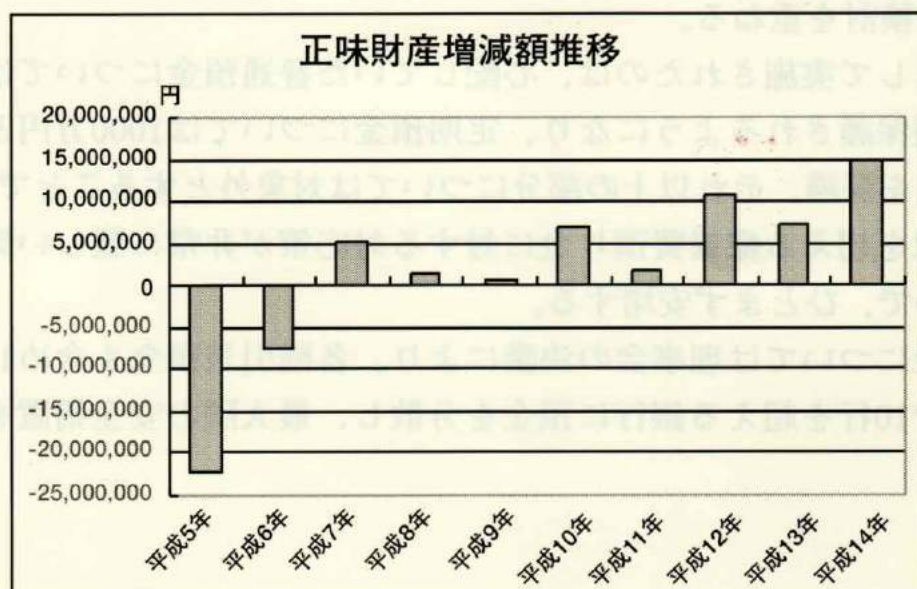
結果として実施されたのは、心配していた普通預金については引き続き全額保護されるようになり、定期預金については1000万円とその預金利息を保護、それ以上の部分については対象外とすることである。年間40億を超える療養費預り金に対する対応策が非常に難しい問題であったので、ひとまず安堵する。

定期預金については理事会の決議により、各種引当預金も含め1000万円単位で10行を超える銀行に預金を分散し、最大限の安全措置を講じる。

18. 正味財産の増加

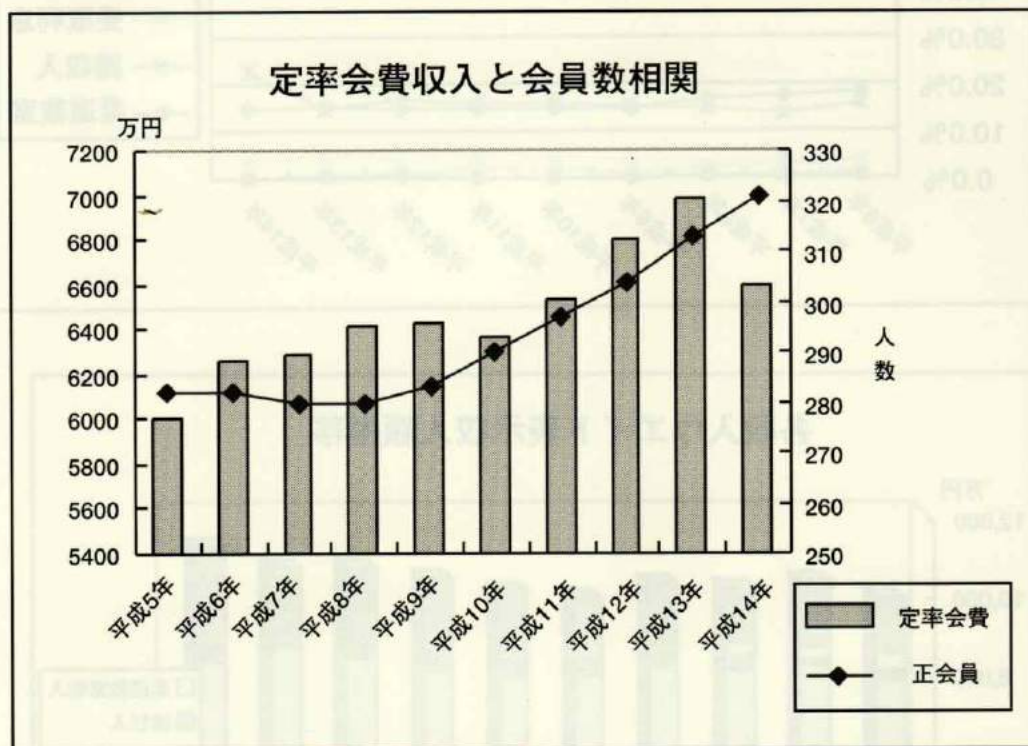
10年間の財政状況を端的に表すのは、正味財産額の推移である。各種引当金が資産額に含まれるが、健全財政の状況を示す。

平成6年度は40周年記念事業費約700万円がかさみ、およそその分が同年度減額の原因となっている。平成7年度からは経費節減諸対策の効果があつて増加傾向となっている。平成5年度から平成14年度までの正味財産の増加額は約4千100万円に達する。年次ごとの正味財産増減金額の推移は下図のとおりである。

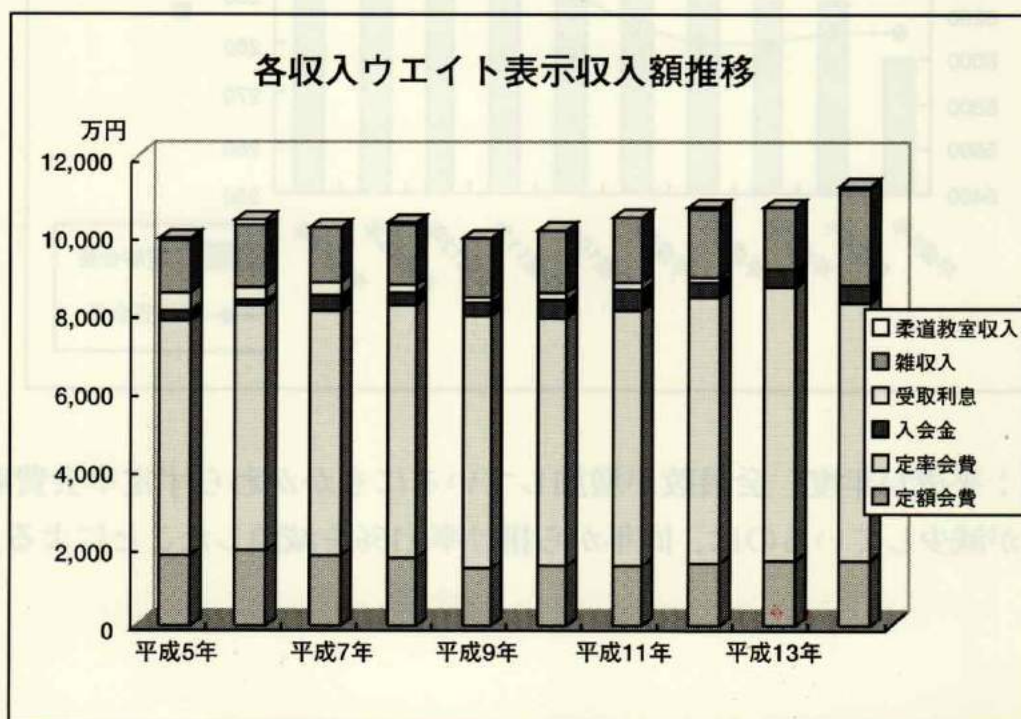
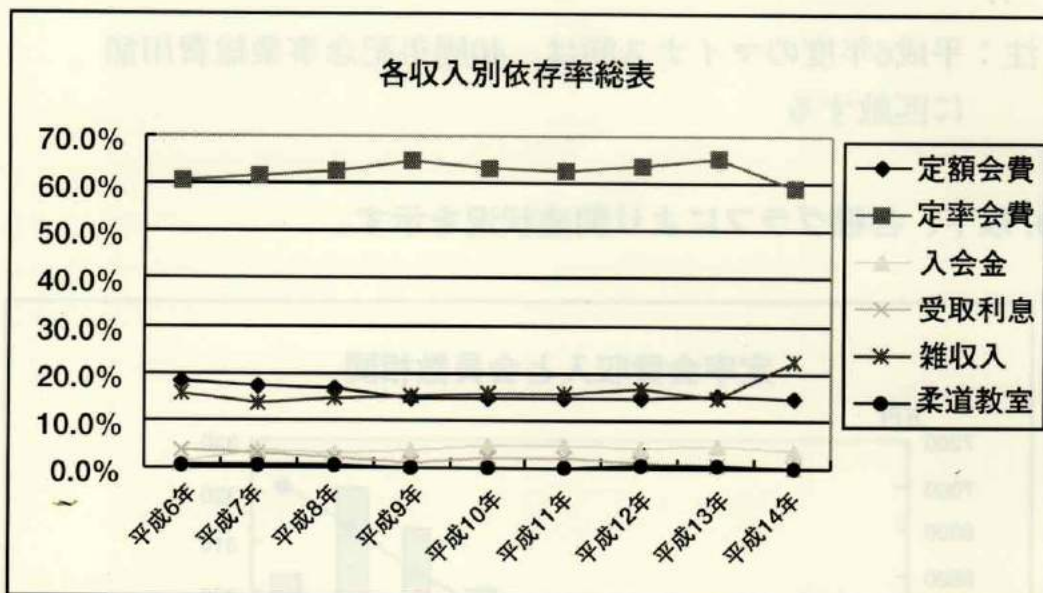


注：平成6年度のマイナス額は、40周年記念事業総費用額に匹敵する

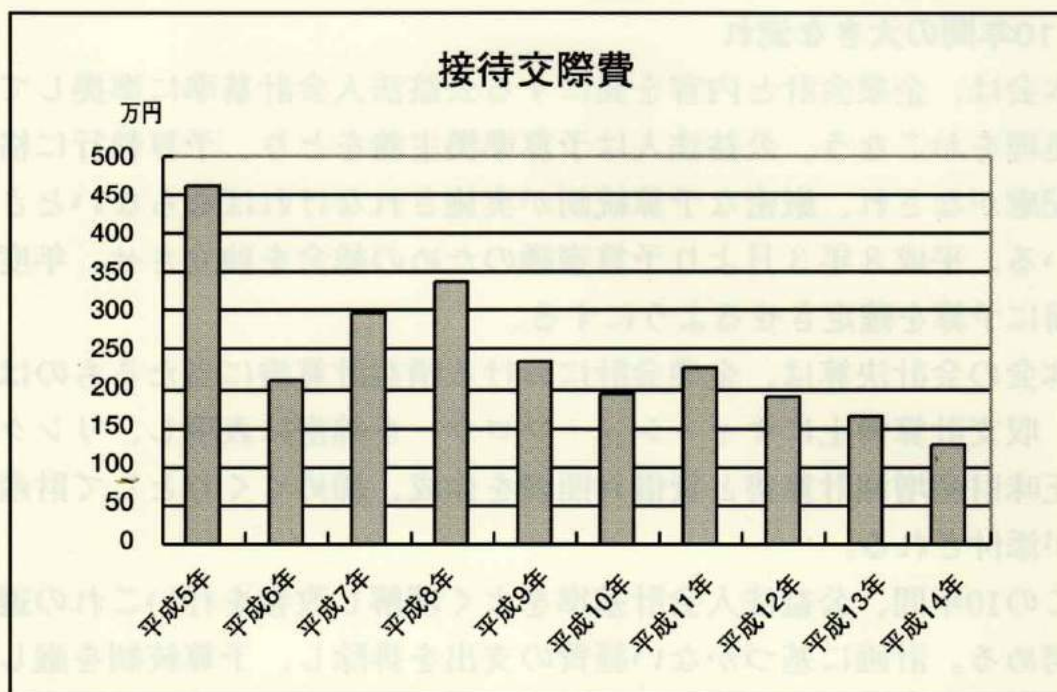
19. 以下、各種グラフにより関連状況を示す。



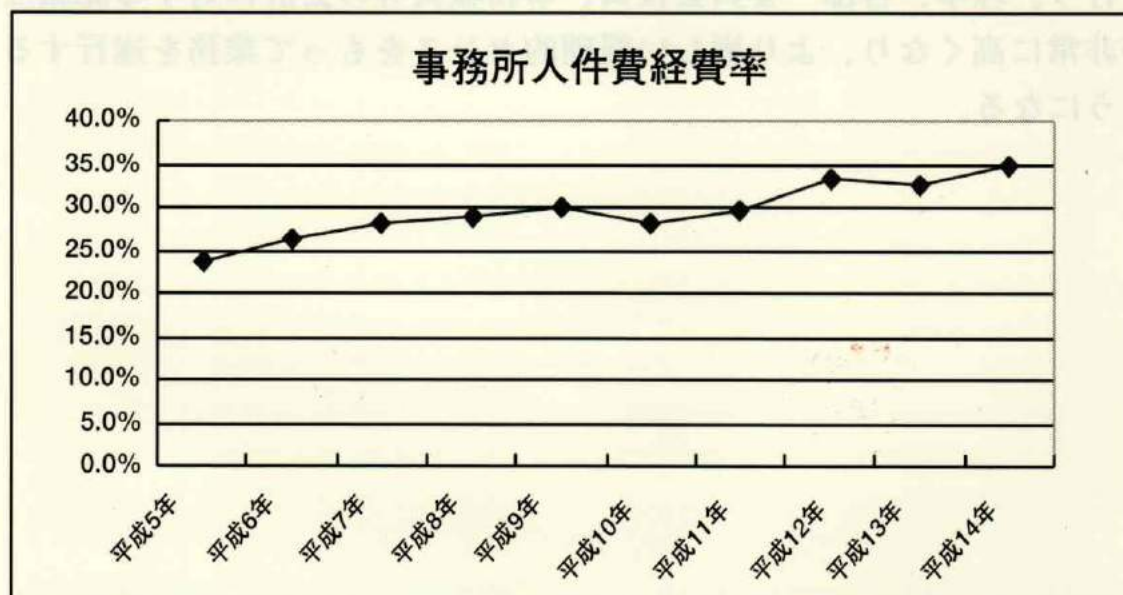
注：平成14年度、会員数が増加しているにもかかわらず定率会費収入が減少しているのは、同年から掛け率0.1%を減額したことによる。



注：平成14年度、雑収入の依存率及び絶対額が増加しているのは、近畿ブロック互助会、日整からの一時収入があり、これを計上したためである。



注：年度によって友好団体との研修会等の行事実施・中止等のほか、止むを得ない事情により変化するが、減額傾向にある。



注：管理費と事業費の支出総額に占める割合である。

20. 10年間の大きな流れ

本会は、企業会計と内容を異にする公益法人会計基準に準拠して会計処理をおこなう。公益法人は予算準拠主義をとり、予算執行に格別の配慮がなされ、厳密な予算統制が実施されなければならないとされている。平成8年3月より予算審議のための総会を独立させ、年度開始前に予算を確定させるようにする。

本会の会計決算は、企業会計における損益計算書に当たるものではなく、収支計算書上にキャッシュ・フローを綿密に表現し、リンクして正味財産増減計算書と貸借対照表を作成、締めくくりとして財産目録が添付される。

この10年間、公益法人会計基準をよく理解し改善を行いこれの遵守に努める。計画に基づかない経費の支出を排除し、予算統制を厳しく実施する一方で、事業目的達成のため、T.P.O.にあった柔軟性のある対応、たとえば、タイムリーにして機動的な事業推進をはかるために、予算外出費および予算流用も辞さず理事会でよく審議し決議を得て行う。理事、各部・委員会役員、事務職員等の会計に対する認識度が非常に高くなり、より厳しい経理的センスをもって業務を遂行するようになる。



10年間の財務部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成 6 年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成 7 年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成 8 年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成 9 年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成10年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成11年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成12年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成13年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成14年度	藤野勝弘	三宅政彦
平成15年度	近松利光	三宅政彦

学 術 部

(4)

学術部のこの10年間を振り返りますと、前期は研究発表、論文作成など柔道整復師が、若干、苦手としていた分野を本会、近畿ブロック、日整の学会にと精力的に発表しました。

又、会員の資質の向上の為の講演会等も開催し、論文や研究発表の再現性と論拠、根拠の必要性を説いてきました。

後期は柔道整復術から柔道整復学への再構築が叫ばれる中、EBMに沿った研究、論文の探求に着手しました。

日本の柔道整復師界もWHOでの国際的認知、学術会議登録、四年制大学設立など業界としての「かたち」は飛躍的に整いました。

しかし、「かたち」はいれものであくまでも環境整備にすぎません。

医療の一端を担う医療人としての「なかみ」は「かたち」と共に向上したかという疑問です。医療人としてのモラルや資質の向上、学問的基盤の強化という「なかみ」を伴ってこそ我々業界の発展があります。

今後の10年間は先人が築かれた「かたち」に充分対応する「なかみ」を構築する期間です。

制度改革は「日整」が、学の構築は「学会」が、教育は「学校」が…と各々が、各々の役割をしっかりと認識して、取り組むことが重要であり、社会、国民のニーズに対して科学性を追求し、21世紀にマッチした「柔道整復学」を構築する礎となるように努力したいと考えています。

京都府柔道整復師会関係

(平成6年度より平成14年度まで)

第28回京都接骨学会 (平成6年10月16日)

講演：1 『スパイラルテーピング療法』

スパイラルテーピング協会講師 山内 豊 先生

2 『慢性疼痛』

日本ペインクリニック学会 会長 日本麻酔学会 会長

日本鍼灸学会 会長

金沢大学医学部 名誉教授 村上 誠一 先生

第29回京都接骨学会（平成7年3月12日）

（1）一般発表

1 『いわゆるテニス肘のSSPを用いた治療法』

左京支部 河村 正明 会員

2 『ベルクロテープによる関節の固定法』

～ 中京支部 雨森 治 会員

3 『指の固定具について』

東山・山科支部 山本 秀一郎 会員

（2）シンポジウム 座長 片川 弘 学術部長

1 『膝眼両拇指押圧屈伸技法』

西京支部 長留 省悟 会員

2 『生体エネルギー転換（イーオンSG）治療法』

伏見支部 村上 秀明 会員

3 『膝関節捻挫の治療法』

上京支部 白岩 利典 会員

4 『膝の一固定法（プライトンを使って）』

宇治支部 岡島 順 会員

5 『下肢筋力強化体操』

北支部 阪井 稔 会員

6 『ジャンパー膝の治療法』

右京支部 屋部 勇児 会員

第30回京都接骨学会（平成7年11月19日）

講演：『腰痛について』

京都整形外科医会 理事

清水整形外科医院 院長 清水 光一郎 先生

第31回京都接骨学会（平成8年3月10日）

（1）支部会員発表

- 1 『リラクセーションを目的とした頭頸部の施術ポイント』

下京・南支部 安田 優二 会員

- 2 『野球肘と肩について』

右京支部 菅野 泰二郎 会員

- 3 『私の地域浸透作戦・健康体操を通じて』

西京支部 長留 省悟 会員

（2）超音波骨観察装置の実際 学術部

第32回京都接骨学会（平成8年10月20日）

（1）支部会員研究発表

- 1 『レーザー光線における有効症例』

伏見支部 高岡 敬一 会員

- 2 『肩鎖関節脱臼について』

伏見支部 大西 辰博 会員

（2）講演

- 1 『スポーツ外傷と障害』

毛利病院 副院長

整形外科部長 下野 広俊 先生

- 2 『種々の腰痛疾患の診断と治療』

社会保険京都病院 整形外科部長

本会顧問 藤田 隆生 先生

第33回京都接骨学会講演会（平成9年10月19日）

講演：『痛みの臨床について』

京都整形外科医会 副会長

橋本整形外科医院 院長 橋本 東 先生

第34回京都接骨学会（平成10年3月8日）

（1）支部会員発表

1 『O脚による股関節 膝関節 足関節の障害』

乙訓支部 木村 昭二 会員

2 『腰痛の治療法』

宇治支部 松本 猛 会員

3 『いわゆる肉離れ（挫傷）について』

城陽支部 笹岡 正典 会員

（2）パネルディスカッション

テーマ『ボランティア活動報告』 司会 片川 弘 学術部長

（基調講演）

京都市民生局社会部庶務課 担当課長 白須 正 様

（パネラー）

西京支部長

山村 政男 会員

東山・山科支部長

本間 利忠 会員

伏見支部長

高岡 敬一 会員

ボランティア本部 副本部長

関 弘美 理事

（資料） 京都市福祉ボランティア振興計画

第35回京都接骨学会（平成10年10月18日）

講演：『種々の関節疾患の診断と治療』

社会保険京都病院 整形外科部長

本会顧問 藤田 隆生 先生

第36回京都接骨学会（平成11年3月7日）

（1）支部会員発表

1 『いわゆる五十肩の治療法について』

南山城支部 鎌田 康則 会員

2 『呼吸法を応用したストレッチング』

南丹支部 主原 一朗 会員

3 『急性の腰部捻挫に併発した便秘へのアプローチ』

中丹支部 太田 圭一 会員

(2) パネルディスカッション

テーマ 『膝関節損傷の治療法』

パネラー

1 長尾 淳彦 会員

『「痛み」から知る膝のケガとその対処』

2 岡島 順 会員

『膝関節損傷に対応する膝装具について』

3 見原 誠 会員

『膝関節損傷の治療法』

4 除門 悟 会員

『膝蓋跳動に対する私の治療法』

5 橋村 恵三 会員

『足底筋の挫傷について』

第37回京都接骨学会（平成11年10月17日）

講演：『骨盤・股関節・大腿部のスポーツ外傷と障害』

京都府医師会 理事

たちいり整形外科医院 院長 立入 克敏 先生

第38回京都接骨学会（平成12年3月12日）

(1) 支部会員発表

1 『椎間関節に起因する腰痛について』

北丹支部 小野 仁 会員

2 『虚血でなぜ筋肉が痛むのか（筋・筋膜症について）』

北支部 清水 武史 会員

3 『機能訓練実施計画表を用いた記載症例について』

上京支部 荒川 孝至 会員

(2) 学術討論会 臨床例から

発 表 片川 弘 学術部長

参考文献紹介 北条 正二 学術部員

(3) パネルディスカッション

テーマ 『高齢者の腰痛』

パネラー

1 橋村 啓己 会員

『高齢者の腰痛』

~2 橋村 恵三 会員

『高齢者の在宅療法について』

3 栗原 武弘 会員

『高齢者の腰痛』

4 酒谷 良計 会員

『高齢者の腰痛』

第39回京都接骨学会 (平成12年11月5日)

講 演: 『骨折治療における保存療法

—その適応と限界について—』

社会保険京都病院 整形外科部長

本会顧問 藤田 隆生 先生

第40回京都接骨学会 (平成13年3月18日)

(1) 支部会員発表

1 『手の舟状骨骨折2症例の保存的施術報告』

左京支部 梅村 宏樹 会員

2 『外反母趾などの足底のテーピング法』

中京支部 酒谷 良計 会員

3 『アキレス腱を用いた頸・背部の筋肉の治療法

(寝ちがいから肩凝りまで)』

東山・山科支部 初田 吉隆 会員

- (2) 講演：『柔道整復師の立場からみた保存療法の限界とは
—足関節果部損傷と前腕遠位端部骨折について—』
前学術部長 片川 弘 会員

第41回京都接骨学会（平成14年3月10日）

(1) 支部会員発表

- 1 『両前腕骨再骨折の一症例について』
下京・南支部 坪田 登史浩 会員
- 2 『骨折の徒手整復について』
右京支部 菅野 泰二郎 会員
- 3 『半月損傷（メニスクス）が疑われる膝痛の私の施術法に
ついて（ロッキングを起こしている膝関節の整復法）』
西京支部 梅本 実 会員

(2) 医療過誤についてのディスカッション

- ワールド保険 青木俊一 氏
保険部 太田慶造 部長・長尾淳彦 副部長
学術部 林啓史 部長・橋村恵三・酒谷良計 両副部長

第42回京都接骨学会（平成14年11月17日）

講演：1 『柔道整復師にとって必要な皮膚の知識』

京都第一赤十字病院 皮膚科部長 前田 基明 先生

2 『日常よく遭遇する骨関節疾患の診断と治療』

社会保険京都病院 整形外科部長

本会顧問 藤田 隆生 先生

第43回京都接骨学会（平成15年3月16日）

支部会員発表

- 1 『自重牽引器を使用した腰部治療』
伏見支部 近藤 桂市 会員

2 『接骨院における超音波観察装置の有用性』

伏見支部 宮越 良一 会員

3 『水硬性キャスト材を用いた臨床例』

乙訓支部 熊川 哲郎 会員

論文集発行

(平成6年度より平成14年度まで)

『論文集 第12号』平成7年発行

(平成7年第28回、平成7年第29回 京都接骨学会収録)

『論文集 第13号』平成8年発行

(平成8年第30回、平成8年第31回 京都接骨学会収録)

『論文集 第14号』平成9年発行

(平成8年第32回 京都接骨学会収録)

『論文集 第15号』平成10年発行

(平成9年第33回、平成10年第34回 京都接骨学会収録)

『論文集 第16号』平成11年発行

(平成10年第35回、平成11年第36回 京都接骨学会収録)

『論文集 第17号』平成12年発行

(平成11年第37回、平成12年第38回 京都接骨学会収録)

『論文集 第18号』平成13年発行

(平成12年第39回、平成13年第40回 京都接骨学会収録)

近畿ブロック会関係

(平成6年度より平成14年度まで)

第19回近畿ブロック学会

平成6年6月19日 大阪国際交流センター

会員発表

- * 肩関節損傷の早期機能回復のために
ースポーツ開始時期と回復角度との関連ー
林 啓史 会員
- * 両前腕骨骨折
布施 昌憲 会員
- * 骨粗鬆症と運動療法について
太田 慶造 会員
- * 鎖骨骨折の固定法について
栗原 武弘 会員
- * 青竹を使用した肩関節脱臼固定法
菅野泰二郎 会員

第20回近畿ブロック学会

平成7年7月16日 エル・おおさか

会員発表

- * 顎関節前方脱臼の一整備法
児玉 正巳 会員
- * テーピングを応用した足関節捻挫の固定
北条 正二 会員
- * 腰部捻挫（いわゆるギックリ腰）の治療法
保家 幸生 会員
- * 腰部捻挫（いわゆるギックリ腰）に対する私の治療法
関 弘美 会員

第21回近畿ブロック学会

平成8年6月23日 大阪柔整会館

会員発表

*膝の固定法（プライトンを使って）

岡島 順 会員

*ジャンパー膝の治療（膝蓋骨の固定）

屋部 勇児 会員

第22回近畿ブロック学会

平成9年7月13日 京都市勧業会館 みやこめっせ

会員発表

*スーパーライザーにおける有効症例について

高岡 敬一 会員

*肩鎖関節脱臼について

大西 辰博 会員

第23回近畿ブロック学会

平成10年6月21日 大阪工大摂南大学創立60周年記念館

会員発表

*挫傷（いわゆる肉ばなれ）

笹岡 正典 会員

*鎖骨骨折について

内堀 政美 会員

*指の固定具について

山本 秀一郎 会員

*PIP関節側副靱帯断裂に合併した軟骨損傷の治療法について

橋村 恵三 会員

第24回近畿ブロック学会

平成11年6月13日 神戸国際会議場（ポートアイランド）

会員発表

- *インフォームドコンセントにおける超音波画像観察装置の有効性について

林 啓史 会員

- *膝関節部の疼痛に対する手技療法について

長留 省悟 会員

第25回近畿ブロック学会

平成12年10月22日 コスモスクエア国際交流センター

会員発表

- *虚血でなぜ筋肉が痛むのか 清水 武史 会員

- *高齢者のための歩行指導 布施 昌憲 会員

第26回近畿ブロック学会

平成13年10月28日 京都産業会館 シルクホール

会員発表

- *足関節果部骨折の4症例について

(整形外科医の対応・柔整師の対応)

片川 弘 会員

- *手の舟状骨骨折2症例の保存的施術報告

梅村 宏樹 会員

第27回近畿ブロック学会

平成14年10月20日 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

会員発表

- *ハイドロコロイドドレッシング材を使用した手指のテーピング

長尾 淳彦 会員

- *骨折の徒手整復法

菅野 泰二郎 会員

日本柔道整復師会関係

(平成6年度より平成14年度まで)

第3回日本柔道整復・接骨医学会

平成6年11月26・27日 大阪国際交流センター

発表

「骨粗鬆症と運動療法について」 太田 慶造 会員

「両前腕骨骨折の一症例」 布施 昌憲 会員

「鎖骨骨折の固定について」 栗原 武弘 会員

「肩関節損傷の早期機能回復のために」 林 啓史 会員

「青竹を使用した肩鎖関節脱臼の固定法」 菅野 泰二郎 会員

第4回日本柔道整復・接骨医学会

平成7年12月9・10日 北とびあ

第5回日本柔道整復・接骨医学会

平成8年11月30日、12月1日 大阪国際交流センター

第6回日本柔道整復・接骨医学会

平成9年11月29・30日 幕張メッセ国際会議場

第7回日本柔道整復・接骨医学会

平成10年11月28・29日 静岡市民文化会館

第8回日本柔道整復・接骨医学会

平成11年11月27・28日 品川区立総合区民会館 きゅりあん

第9回日本柔道整復・接骨医学会

平成12年11月25・26日 品川区立総合区民会館 きゅりあん

第10回日本柔道整復・接骨医学会

平成13年11月24・25日 愛知県中小企業センター

第11回日本柔道整復・接骨医学会

平成14年12月22・23日 グランキューブ大阪(大阪国際会議場)

第1回日整学術・実技研修会

平成10年5月16日 有明・東京ビッグサイト

「骨損傷に於けるX線像と超音波画像との対比」片川 弘 会員

第2回日整学術・実技研修会

平成11年9月12日 有明・東京ビッグサイト

「超音波画像を用いたインフォームド・コンセント」片川 弘 会員

第3回日整学術・実技研修会

平成12年9月3日 有明・東京ビッグサイト

第4回日整学術・実技研修会

平成13年9月30日 有明・東京ビッグサイト

第5回日整学術・実技研修会

平成14年10月13日 笹川記念会館

10年間の学術部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成6年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、北条正二 林 啓史、栗原武弘、布施昌憲
平成7年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、北条正二 栗原武弘、布施昌憲
平成8年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、北条正二 栗原武弘、布施昌憲
平成9年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、林 啓史 北条正二、栗原武弘、布施昌憲
平成10年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、林 啓史 北条正二、栗原武弘、布施昌憲
平成11年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、林 啓史 北条正二、栗原武弘、布施昌憲
平成12年度	片川 弘	橋村 恵三、酒谷良計、林 啓史 北条正二、栗原武弘、布施昌憲
平成13年度	林 啓史	橋村 恵三、酒谷良計、北条正二、 栗原武弘、布施昌憲、田中弘昭
平成14年度	林 啓史	橋村 恵三、酒谷良計、北条正二、 栗原武弘、布施昌憲、田中弘昭
平成15年度	長尾 淳彦	岡本玄剛、見原 誠、栗原武弘、 田中弘昭、熊中基弘、吉川秀則

学術部相談役就任

平成15年度 片川 弘 会員

第一章

(5)

部 險 保

平成6年

6月1日

社会経済が混沌とするなか、整形外科、接骨院、整骨院の増加に伴い、柔道整復師の療養費に関するニュース報道が多くなってきた。

平成6年から平成15年は、保険内容が著しく変化した10年であった。政府管掌保険・国民健康保険の赤字、経済不況による健康保険組合の廃止・合併・統合などがみられ、また、我々柔道整復師界においても自主審査から公的審査会が設置され、今まで経験のない時代となりました。

平成9年4月24日より 政府管掌保険の公的審査会により審査が開始された。

平成9年9月1日 健康保険法の一部が改正され、被保険者本人の一部負担金が1割から2割に改正される。

老人保健法が一部改正され、一部負担金1,020円が同一月内4回まで1回につき500円となった。

平成10年2月9日より 労働災害保険の公的審査会による審査が開始された。

平成11年2月10日より 患者が署名した場合には、療養費受療委任印が不要となる。(4号用紙を除く)

平成14年10月1日 老人保健一部負担金70歳以上1割(一定所得者は2割)となる。

また、定額制・月額上限が廃止された。

平成15年4月1日 健康保険など、一部負担金が被保険者本人2割から3割となった。

4号用紙の療養費受領委任印が不要となる。

平成15年6月25日より 老人保健・国民健康保険の公的審査会による審査が開始された。

平成15年10月1日より 政府管掌保険被保険者証のカード化始まる。

平成6年

6月1日

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準が改定された。

1. 初検料、再検料、打撲及び捻挫の施療料、並びに、後療料が引き上げ

られた。

初検料1,050円→1,100円、再検料160円→200円、打撲・捻挫の施療料690円→700円、打撲・捻挫の後療料440円→450円

2. 療養費請求の適正化の観点から、多部位、又は長期にわたる施術について算定方法が見直され通減制の強化が行われた。多部位、長期にわたる施術について所定金額の100分の90に相当する額→100分の80に相当する額

8月

京都府柔道整復師会の会員発行の交通事故による施術証明書が府下全域の警察交通課で受理されることとなった。

平成7年

4月1日

老人保健法による改定告示により一部負担金が改定された。

1,000円→1,010円

平成8年

4月1日

老人保健法による改定告示により一部負担金が改定された。

1,010円→1,020円

6月1日

1. 初検料、再検料、打撲及び捻挫の施療料、並びに、後療料が引き上げられた。

初検料1,100円→1,150円、再検料200円→230円、打撲・捻挫の施療料700円→710円、打撲・捻挫の後療料450円→460円

2. 医師により不全骨折の後療を依頼された場合であって、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料が、新設された。

3. 療養費請求の適正化の観点から、多部位、又は長期にわたる施術について算定方法の見直しが行われた。

ア) 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電

療料について3部位目は所定料金の100分の80、4部位目は所定料金の100分の50、5部位目は所定料金の100分の25に相当する額により算定することとなり、6部位目以降に係る費用については、5部位目までの料金に含まれることとなった。

イ) 初検日を含む月から起算して5ヶ月を越えて継続して3部位以上の施術を行った場合は、あらかじめ都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する定額制が認められ、当該施術に要する範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる(差額料金徴収制)こととなった。

4. 打撲及び捻挫の施療料算定の単価となる所定部位の名称の見直しが行われた。

平成9年

4月1日

消費税率の引き上げ(5%)に伴い、初検料、骨折の整復料、不全骨折の固定料並びに打撲及び捻挫の施療料について、それぞれ引き上げが行われた。

初検料1,150円→1,165円、骨折の整復料：大腿骨・上腕骨・下腿骨・前腕骨8,500円→9,000円、鎖骨・肋骨・手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨3,600円→4,100円、不全骨折：骨盤・大腿骨6,700円→7,200円、胸骨・肋骨・鎖骨2,500円→3,000円、上腕骨・前腕骨・膝蓋骨・下腿骨5,000円→5,500円、手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨2,300円→2,800円、打撲・捻挫の施療料710円→740円

4月17日

厚生省 保険局医療課長通知

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項」が施行された。

4月

政府管掌保険の公的審査会による審査が開始された。審査員は、学識経

験者5名（うち医師1名）、施術者代表として社団より5名、保険者代表5名で構成

5月

厚生省 保険局医療課長通知に伴う新用紙での療養費支給申請が開始された。

9月1日

健康保険法の一部改正が施行され、被保険者本人の一部負担金が1割から2割に改正された。また、同時に老人保健が一部改正され、従来の一部負担金1,020円が同一月内4回まで、1回につき500円となった。

12月1日

厚生省 保険局医療課長通知

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」の一部改定が行われた。

- ①単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は支給対象外。
- ②往療料の解釈のうち、「真にやむを得ない理由」について厳格な解釈に改められた。
- ③2戸以上の患家への往療の距離計算方法について解釈が加えられた。

平成10年

2月

労災保険の公的審査会による審査が開始された。

7月1日

初検料、再検料、骨折後療料、不全骨折後療料、脱臼後療料の引き上げが行われた。

初検料1,165円→1,270円、再検料230円→250円、骨折後療料620円→630円、不全骨折後療料520円→530円、脱臼後療料520円→530円

平成11年

1月

乳幼児医療制度が改正され、入院外に係る対象年齢を1歳引き上げ、

3歳未満となった。

「保険・労災手引書Ⅱ」が完成する。

労災保険の請求書等の記入方法が一部変更となり、事業主の氏名記入欄、請求人（申請人）の氏名記入欄及び診療担当者の氏名記入欄等については、記名押印又は、自筆による署名のいずれかになった。また離職後の請求の場合は、事業主の証明を受ける必要がなくなった。

2月10日

厚生省 保険局医療課長通知

「押印見直しガイドライン」に基づき、支給申請書の受領委任に係る押印規定が改正され、患者が署名した場合は押印は不要の取扱いとなった。

3月29日

厚生省告示により、柔整業務又は施術所に関して告示しうる事項が全面改正され、同年4月1日から適用となった。

4月1日

老人保健法による改定告示により、一部負担金が改定された。

500円→530円

10月20日

柔整師療養費の受領委任に関する取扱規定が全部改正され、平成12年1月1日施行。

同年4月1日社会保険庁組織改定により、地方社会保険事務局長、都道府県知事、都道府県社団会長の三者協定となった。

厚生省 保険局医療課長通知

「留意事項等通知」の改正。

平成12年

4月1日、京都府知事・京都社会保険事務局長・社団法人京都府柔道整復師会会長（以下社団会長）の三者にて新協定が、締結される事となった。旧協定より新設された主な内容は、下記のとおりである。

1. 施術所の開設者である者を施術管理者とすること。開設者が会員でない場合は、開設者が選任した者を施術管理者として届出を行うこと。

2. 受領委任に係る施術を行うことのできる勤務する柔整師（勤務柔整師）の届出を行うこと。
3. 受領委任の取り扱いを希望する施術管理者である会員は、所定の様式により本協定を遵守することを京都府知事、京都社会保険事務局長並びに社団会長に確約しなければならないこと。
4. 届出事項の変更が生じた場合は、所定の様式により速やかに社団会長に届け出ること。
5. 受領委任の取り扱いの中止に関する内容が記載されたこと。
6. 各都道府県に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。審査に必要な報告・療養費の支払い・再審査の申し出について詳細な内容が示されたこと。
7. 指導・監査が明記されたこと。
8. その他、情報提供・広報及び講習会の実施。協定の円滑な実施に当たり、行政と社団が協力を行うこと。

5月22日

厚生省 保険局長通知により「算定基準」が改正された。

厚生省 老人保健福祉局長により、局長連盟通知の改正。

支給申請書様式の改正〔5部位逡減欄の削除100分の50→100分の45〕。

「留意事項等通知」の一部改正〔5部位→4部位、6部位→5部位〕。

支給申請書記載要領の一部改正、支給申請書様式の変更。

6月1日

料金改正。後療料（打撲、捻挫）460円→470円。

多部位逡減の4部位が100分の50→100分の45。

5部位以降は4部位に含まれる。

老人保健法の一部改正。一部負担金取扱いの改正。定率1割（上限3,000円）

定額800円月4回まで（平成13年1月1日施行）。

12月27日

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正。

12月28日

「留意事項等（通知）」の一部改正。

平成13年

1月1日

老人保健法の一部改正に伴い、一部負担金に相当する金額の取扱いで定率制・定額制の選択制が導入された。

平成14年

4月1日

老人医療に係る一部負担金の額の改正施行。

定率制3,000円→3,200円

定額制800円→850円

6月1日

施術料金のマイナス改定実施。

再検料250円→240円、往療料2,000円→1,875円、多部位通減100分の45→100分の33。

料金改定に関連する通知の一部改正通知（様式5号支給申請書の改正）。

8月1日

労災保険に関しても労災施術料金の一部改正が行われ、マイナス改定となった。

再検料300円→290円、往療料2,400円→2,250円、運動療法料1回620円→340円（1ヶ月に3回を限度→1ヶ月に5回を限度）、指導管理料：1ヶ月に4回を限度→1ヶ月に5回を限度

8月2日

健康保険法等の一部改正法公布（平成14年10月1日施行）

健康保険等 一部負担金 70歳以上1割（一定所得者2割）、3歳未満2割

老人保健 一部負担金 70歳以上1割（一定所得者2割）、定額制廃止、月額上限廃止

老人保健法対象者75歳（経過措置 昭和7年9月30日以前生まれの者を含

む)

9月27日

支給申請書様式の一部改正〔本人・家族（3歳未満・70歳以上1割・2割）欄〕の制定。

留意事項等の一部改正（老人医療に係る一部負担金の取り扱いが健康保険と同じになった）。

支給申請書様式の一部変更及び支給申請書の記載例のうち、一部負担金欄等に係る改正が行われた。

平成15年

4月1日

健康保険等、一部負担金が被保険者本人3割になり、外来薬剤の一部負担金廃止。

6月

老健、国保の公的審査会による審査が開始された。審査員は学識経験者3名（うち医師2名）、施術者代表として社団より3名、保険者代表3名で構成

10年間の保険部員の変遷

年 度	部 長 副部長	部 員
平成6年度	井坂 豊、富島敏子	亘 高 司、山口善彦、黒木由紀夫
平成7年度	馬淵明雄、太田慶造	原 昇、見原 誠
平成8年度	馬淵明雄、太田慶造	原 昇、見原 誠
平成9年度	馬淵明雄、太田慶造	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、長尾淳彦
平成10年度	馬淵明雄、太田慶造	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、長尾淳彦
平成11年度	太田慶造	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、長尾淳彦
平成12年度	太田慶造	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、長尾淳彦
平成13年度	太田慶造、長尾淳彦	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、波多野晃彦
平成14年度	太田慶造、長尾淳彦	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、波多野晃彦
平成15年度	太田慶造	原 昇、見原 誠、中村英弘、 寺本光弘、波多野晃彦、 奥 憲雄、萩尾泰久

第一章

(6)

法 制 部

目 次	頁 数	平 均
目 次	目 次	平均 1 平
目 次	目 次	平均 8 平
目 次	目 次	平均 9 平
目 次	目 次	平均 10 平

本会設立時に制定された定款が、数10年経過し、会員数も少ない組織であったが、250名に及ぶ大組織になったために、実情に適した定款を検討することになり、法制委員会で数年を要して定款の変更の試案を作成され、執行部を中心とした定款検討委員会が設けられた。この試案をもとに各支部より定款改正委員を選出し協議検討を行ない検討された後に、理事会にはかられ総会の承認を得た。京都府に定款変更認可の申請が提出された。平成7年7月に認可され、新定款が施行された。法制委員会は平成7年に新定款が施行されたときに法制部に変更され平成10年まで法制部があった。

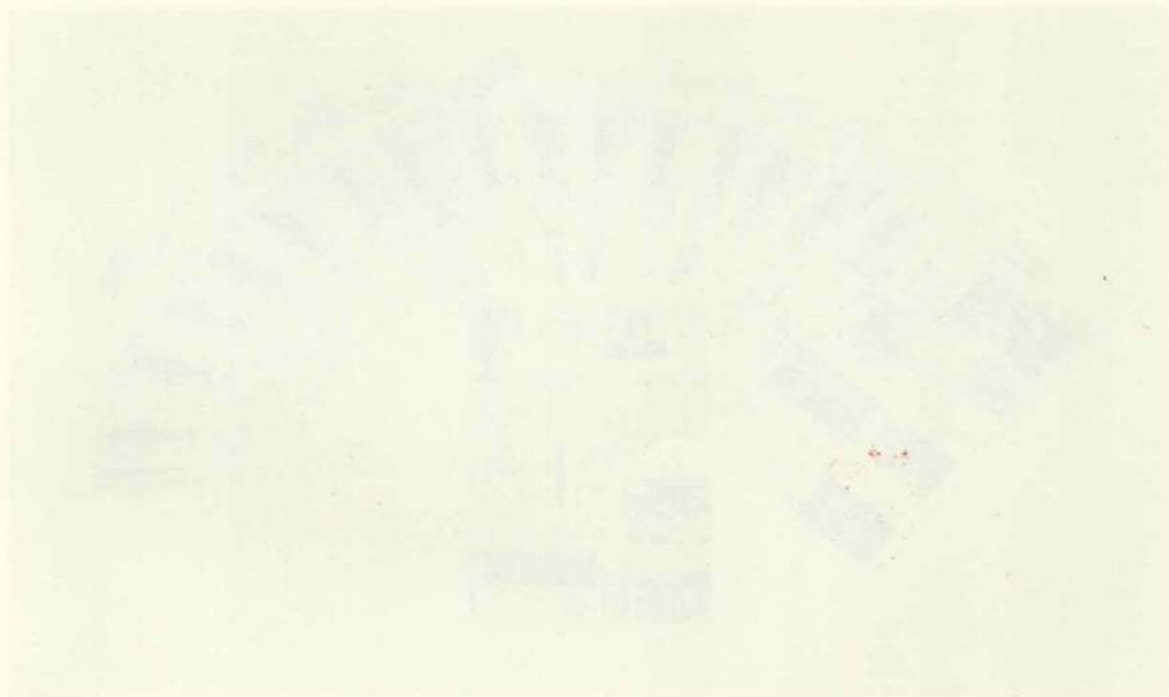
10年間の法制部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成7年度	佐藤隆信	亘 高司
平成8年度	佐藤隆信	亘 高司
平成9年度	長留省悟	松本浩志
平成10年度	長留省悟	松本浩志

第一章

(7)

部 報 広



平成6年から社会情勢が年々厳しく我々業界においても益々厳しい状況が続いているなか、広報活動を通してより良い情報を会員に届けるべく努力し役割を果たした。

本会の事業報告、保険部からの報告事項、各部の活動状況、支部の活動状況などより多くの原稿が集まり充実した記載内容の会報、柔整タイムが発刊された。

取材依頼書を作成し各部より取材依頼を確認し広報担当部員が対応取材する事とした。広報部の企画記事を多く取り入れ会報、柔整タイムを賑わした。

会報も10年間77号から99号まで発刊した。柔整タイム1号から18号まで発行した。

社団法人設立50周年を迎え、より一層充実した活動を行ってまいりたい。





10年間の広報部員の変遷

年 度	部長 副部長	部 員
平成6年度	松浦 進、布施正和	田村治夫、保家幸生、清水武史
平成7年度	井坂 豊	保家幸生、中川稔貴、安田優二
平成8年度	井坂 豊	保家幸生、中川稔貴、安田優二
平成9年度	除門 悟	保家幸生、中川稔貴、安田優二
平成10年度	除門 悟	保家幸生、中川稔貴、安田優二
平成11年度	長留省悟	岡本玄剛、中川稔貴、安田優二 山口小太郎
平成12年度	長留省悟	岡本玄剛、中川稔貴、安田優二 山口小太郎
平成13年度	伊藤茂基	保家幸生、岡本玄剛、中川稔貴 安田優二、山口小太郎
平成14年度	伊藤茂基	保家幸生、岡本玄剛、中川稔貴 安田優二、山口小太郎
平成15年度	伊藤茂基、佐藤隆信	保家幸生、中川稔貴、布施昌憲 山口小太郎、北条正二

(8)

故小渕恵三首相により提唱された情報スーパーハイウェイ構想も、そのインフラ整備ともいえる超高速光ファイバーネット網がほぼ完成し、平成15年度からはより具体的にITの利用促進へと重点が移されます。特に今後優先的にIT利用を進める分野として7つの分野が政府によって発表されました。その中でもトップには「医療」が上げられ、いよいよ我々もIT化は避けられない状況になりつつあります。本会IT事業部【資料1, 2】もこの時代の流れに乗り遅れぬためにも、今年度は会館内の光ファイバーネット網を整備し、事務局、各部、支部、一般会員相互の情報交換を実現し、事務局発行のメルマガの充実、他に実験的試みとしてライブカメラの設置や会館行事のネット配信など、例えば学会や保険説明会に出席できない郡部の会員で、時間の都合がつかない場合など、インターネットを経由して同時配信を行うなど企画中である。

《IT事業部設立の経緯と目的》

平成6年にコンピューター委員会が発足、その後、平成9年【資料3】に各部部长を委員とする委員会へと改変され、さらには、平成12年からは本会ホームページ開設などを目的にコンピューターワーキング委員会へと進化し、今期、これら委員会が発展解消され、IT事業部へと事業内容が受け継がれました。その主な事業内容は、今年度の定款施行細則の一部改正により、第16条1項(11)にコンピューターなどによる情報の収集、発信、分析などに関するものとされております。

具体的には、

1. 会館内LAN【注1】の整備

各部屋を結ぶ有線LANのケーブルを設置し、無線LANと併用して、各部屋でネット【注2】接続やサーバ【注3】接続を可能にする。

2. 会館内サーバの設置

現在、実験的にウェブサーバ【注4】が稼働しているが、ファイルサーバ【注5】を新設置併存させ、情報を蓄積してゆく。また本会

の関連文書のデジタル化を促進し、情報の円滑化、紙資源の節約などに取り組む。

3. EBM (Evidence Based Medicine) すなわち科学的根拠に基づく医療の重要性にかんがみ、現事務局のレセプト関連システムに統計情報の収集要素を組み込んで行く。保険証のカード化に関する情報収集も可能な限り行いたい。

4. 稼動中の一般用、会員向いずれのインターネットウェブサイト【注6】のコンテンツ【注7】を充実させ、継続した更新作業を続けてゆく体制を確立させる。

【注1】 Local Area Networkの略。社内や学校内、オフィス内など、限定された場所でのコンピューターネットワークをLANという。

【注2】 ネットワークの意味。パソコン通信やインターネットをさすことが多い。

【注3】 サーバは提供者の意。コンピューター分野では、ある特定のサービスを提供するシステムやコンピューターをさす。サーバによって提供されるサービスには、データベースサービスをはじめ、ファイルサービスやプリントサービスなどがある。サービスを提供する側のサーバに対し、サービスを受けるシステムやコンピューターの側はクライアントと呼ばれる。

【注4】 World Wide Webサーバの略。Webブラウザで閲覧するコンテンツを提供するコンピューター。また、そのために稼動しているソフトウェア。

【注5】 ネットワーク上で他のマシンとデータをやり取りするために、多数のファイルを蓄積しておく専用機のこと。

【注6】 ホームページのこと。

【注7】 もともととは内容のこと。マルチメディアコンテンツやWebコンテンツという使い方をする。Webコンテンツといった場合には、インターネット上のWebサーバに掲載されているテキストやグラフィックなどの内容をさす。

【資料1】

定款施行細則（昭和7年）の一部を改正する細則を次の通り定める。

平成15年4月 日

社団法人京都府柔道整復師会

会長 栗原 壽雄

定款施行細則の一部を改正する細則

第16条第1項第11号を次のように改める。

(11) IT事業部（コンピューターなどによる情報の収集、発信、分析などに関すること。）

附則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(改正理由)

日整の高度情報化への対応に呼応し、名称の統一変更及び組織強化を行うものであります。

【資料2】

《事務分掌》

第16条 本会に次の各号に掲げる部を設けることができる。この場合において、会長の指名により、理事がいずれかの部を担当し、これを統括する。ただし、兼任を妨げない。

- (1) 総務部（庶務、人事及び他の部に属さない業務に関すること。）
- (2) 財務部（経理、互助会及び財産等の管理に関すること。）
- (3) 渉外部（渉外折衝に関すること。）
- (4) 保険部（各種保険に関すること。）
- (5) 政治部（選挙対策、官公庁対策に関すること。）
- (6) 広報部（広報、情報、宣伝活動等に関すること。）
- (7) 事業部（本会の事業に関すること。）
- (8) 学術部（生涯教育、会員及び新入会員研修、学会等に関すること。）

(9) 法制部（法制、法規、法律事項に関すること。）

(10) 柔道部（柔道大会等柔道の普及推進に関すること。）

(11) 情報システム部（コンピューター等に関すること。）

2 担当理事は、会長の承認を得て、前項各部に部員を委嘱することができる。

【資料3】

平成9年2月8日

理事会決定

（設置）

第1条 京都府柔道整復師会（以下「本会」という。）にコンピューター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員会に委員若干名を置く。

2 委員長及び委員は、会長が委嘱する。

（事業）

第3条 委員会は、コンピューターによる次の事業を行う。

(1) コンピューターの設置等に関すること。

(2) 公益法人会計に関すること。

(3) 保険事業会計に関すること。

(4) 情報化事業及び情報の選択、保存、管理に関すること。

(5) 本会会員の使用するコンピューターに関すること。

(6) その他コンピューターに必要な事項

2 前項の事業運営上、必要があるときには、京都府柔道整復師協同組合と協議するものとする。

（委員会）

第4条 委員会は、委員長が必要の都度、開催する。

（運営）

第5条 委員会は、委員の合議により行う。この場合において、意見が整わないときは、委員長の決するところによる。ただし、報告書

に少数意見を付記するものとする。

(答申等)

第6条 委員長は、必要な答申のほか、事業の顛末について、会長に報告しなければならない。

(参事)

第7条 委員会に専門的技術及び知識を有する参事を置く事ができる。

2 参事は、委員会の相談に応じて意見を述べる事ができる。

(疑義)~

第8条 委員会の運営等について疑義が生じたときは、委員で協議して決定する。

(改正)

第9条 この規則の改正は、理事会の承認を得て会長が行う。

附 則

1 この規則は、平成9年2月8日から施行する。

2 この規則施行の際、休止中であった旧コンピューター委員会に関する事項は廃止し、コンピューターに関する事項は、この規則に依る。

本会におけるコンピューターのあゆみ

昭和59年社団会館建設後、会員数の増大に伴い事務局の取り扱うレセプト件数も増加の一途をたどり、事務局員の増員要求が理事会に提出される事となった。理事会の方針としては、ただ漠然と人員増加をするだけでなく、コンピューターを導入する事により事務の省力化を含めて検討する指針が示され、その結果、コンピューター委員会が設置される事となった。

委員人選では、各支部の推薦により東山・山科支部橋村啓己会員、左京支部山本真彦会員、下京・南支部林啓史会員の3名が選ばれ、会

長の諮問機関としての専門委員会が発足した。そして、その当時レセプト取り扱い総件数3万～3万5千件であったが、現状の事務局人員数で4万～4万5千件の処理が可能なレセプト入金システムを構築した。

昭和60年頃には、個人のレセプト請求システムも稼動し始めたことにより各接骨院で入力されたデータをフロッピー提出する事が、事務局の省力化のキーポイントである事がはっきりしてきたため、一人でも多くの会員にレセプトコンピューターを導入していただくよう協同組合と連携し推奨した。

約20年前、事務コンピューターといえば、オフコンの事で、システムとしては、最低でも5～6千万円の世界であったが、京信システム株式会社、株式会社日立製作所のご協力により、まだ大学の研究機関で稼動し始めたところであった当時としては大変珍しい現在のLANシステムを導入し、費用的にもオフコンの十分の一のコストでレセプト入金システムが稼動し、コンピューターとしての機能を十分発揮していた。

平成3年より平成5年までは、社団全体のより一層のOAシステム化を目指して橋村啓己会員を部長に情報システム部が創設され、レセプト提出業務を含めた総合的な省力化事業を行った。

以後事務局コンピューターと個人レセプト作成システムとの「データ共有による省力化システム」を目指して情報システム部は総務部に統合されて、田中一吉副会長を委員長としたコンピューター委員会へと発展してゆき、さらにはIT事業部へと引き継がれてゆく事になる。

10年間のIT事業部部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成15年度	林 啓史	橋村恵三、安田優二、鈴木尋士

おいでやす〜！京都の接骨院の団体のページです。
私たちは世界に誇る伝統ある民族医学を継承して参ります。

KYO JU SEI

KYO JU SEI

■NEWS & TOPICS

- 介護保険の不正請求をチェック 京都市が点検システム導入へ 2004/03/06
- 空き家などを介護の拠点施設に 京都市が04年度から事業化へ 2004/02/22
- 精神障害者を地域でサポート 医師らがNPD、24時間ケア 2004/02/19

■更新情報

- 2004/03/07「会長挨拶」更新しました。
- 2004/03/01「コラムの森」更新しました。
- 2003/10/01 京都府柔道整復師協同組合サイトのリニューアル
- 2003/06/25 京都府柔道整復師協同組合サイトのリニューアル

■CONTENTS OF THIS SITE

当会ご紹介
 事業内容
 会長挨拶
 掲示板

接骨Q&A
 介護の空
 リンク集
 コラムの森

WEB 3D
 特集リンク
 お知らせ

■入会案内

京柔整では随時会員を募集しております。
入会についての
詳しいご案内はこちらから ご覧頂けます。

■少年柔道整復師見習いのお知らせ

京柔整少年柔道整復師見習い
●少年の部 ●女子の部
毎週土曜日 15:00~17:00
見学も大歓迎です。
詳細は こちらをご覧ください。

■柔道整復・接骨院についてのアンケート

京柔整では、業界発展・質的向上の為に
アンケートを実施しております。
一般の方からの忌憚のない
ご意見をお待ちしております。

社団法人 京都府柔道整復師会
〒605-0878 京都市東山区大和大路
五条下ル東入芳野町
79-2
TEL:075-541-4500 FAX:075-541-4528
お問合せは...info@kyojusei.com

みやこ 京柔整サーバー
社団法人 京都府柔道整復師会

■更新情報の背景写真のご紹介

社団法人 京都府柔道整復師会 ALL RIGHTS RESERVED 2002.11

2000/12/12
ホームヘルパー
2級講習会

2001/05/20
平成13年度
通常総会・総会

2001/06/24
第13回 日経全
国少年柔道大会

2001/10/28
第26回近畿ボク
シング大会

2001/11/03
第13回市民ス
ポーツフェス
ティア09

2002/03/10
第41回 京都地
方学生会・保護
者会

2002/06/23
第14回 日経全
国少年柔道大会

2002/07/28
第28回近畿ボク
シング大会

2002/11/17
第42回 京都地
方学生会・保護
者会

2003/3/16
第43回 京都地
方学生会・保護
者会

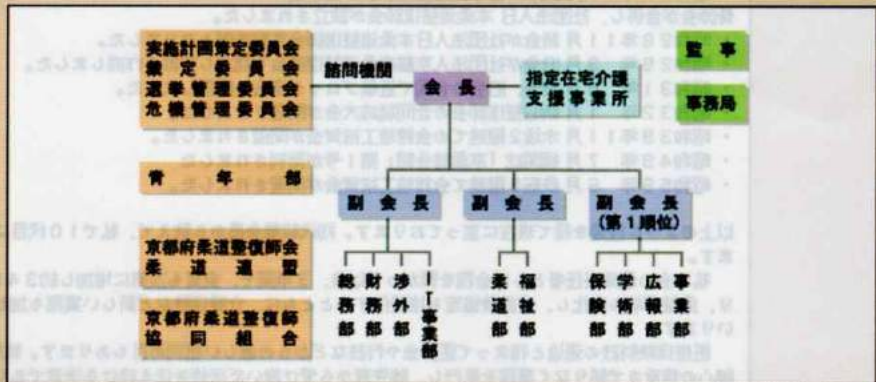
■ご紹介

社団法人京都府柔道整復師会は、京都府下で接骨院や整骨院を開業している柔道整復師が集まって設立した団体で、会員は約300人です。医師会や歯科医師会と同様に京都府下で唯一の公益法人です。上部団体として、社団法人日本柔道整復師会があり、全国的規模で厚生行政に協力したり、国民の健康増進に努めています。会員は、約1万5千人を擁し、他の柔道整復師団体と比べて、圧倒的に多い、業界で唯一の公益法人です。

■沿革

大正11年 京都府柔道整復師会創立
 昭和29年 社団法人設立認可
 昭和29年 機関誌「速報」第1号発行
 昭和39年 京都市中京区中保町61番地に京都府接骨会館建設
 昭和59年 京都市東山区大和大路五条下る東入芳野町79の2に京都府柔道整復師会館建設
 平成元年 京都府柔道整復師協同組合創立
 平成7年 京都府柔道整復師会柔道連盟創立
 平成11年 社団法人京都府柔道整復師会指定居宅介護支援事業所設立

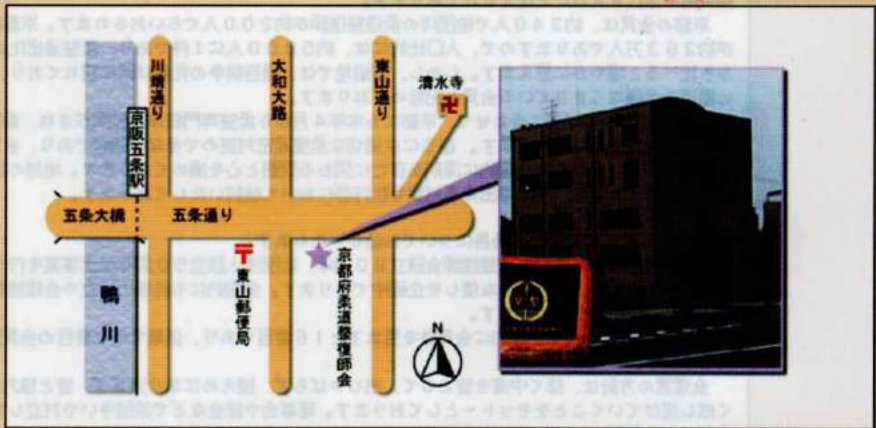
■組織図



■各支部

北支部	西京支部	城陽支部
上京支部	伏見支部	南山城支部
左京支部	乙訓支部	南丹支部
中京支部	宇治支部	中丹支部
東山・山科支部		北丹支部
下京・南支部		

■概観・案内図



■はじめに

社団法人京都府柔道整復師会のホームページによるこそお越し頂きましてありがとうございます。本会の会員もまた会員でない方も、私、会長の栗原寿雄が公益法人としての本会の業務などについてご案内いたします。よろしくご一覽頂きますようお願いいたします。

■ご挨拶

社団法人 京都府柔道整復師会会長 栗原 寿雄

1 まずは、社団法人京都府柔道整復師会の設立から現在に至るまでの主な経緯を時系列で申し上げます。



- ・ 大正11年10月 京都府柔道整復師会を創立、初代会長稲葉太郎氏が就任されました。
- ・ 昭和15年 京都府接骨師会本部と京都府接骨師会に分裂しました。
- ・ 昭和18年 京都府保険課長の仲介により2会が一本化しました。
- ・ 昭和26年 4月旧会、新会に再度分裂しました。
- ・ 昭和28年10月 東京で日本柔道整復師会と日本接骨師会が合併し、社団法人日本柔道整復師会が設立されました。
- ・ 昭和28年11月 新会が社団法人日本柔道整復師会京都支部となりました。
- ・ 昭和29年 3月旧会が社団法人京都府柔道整復師会を結成し定款を作成しました。
- ・ 昭和31年 5月 新会、旧会の合同で近畿ブロック学会を開催しました。
- ・ 昭和32年 1月 新旧整復師会の合同結成大会が開催されました。
- ・ 昭和39年11月 木造2階建ての会館竣工祝賀会が開催されました。
- ・ 昭和49年 7月 機関誌「京柔整会報」第1号が発刊されました。
- ・ 昭和59年 6月 鉄筋5階建ての会館竣工祝賀会が開催されました。

以上のような経過を経て現在に至っております。初代稲葉会長から数えて、私で10代目にあたります。

私が会の最高責任者として会務を預かって以来、3年間で、会員も次第に増加し約340名となり、柔整環境も変化し、療養費協定も複雑化するとともに、介護保険など新しい業務も加わってまいります。

医療保険財政の逼迫と相まって医師会や行政などからの厳しい批判の目もあります。執行部は、細心の慎重さで誤りなく業務を執行し、諸先輩から受け継いだ伝統を伝え続ける決意であります。

2 全国総ての府県にお仲間の会が設置されておりますが、京都府の特色についてご説明いたしますよう。

京都は、日本の都として1200年の日本の歴史と伝統を伝えられてきており、京都の何処を掘っても貴重な文化遺産が発掘される宝庫の街であります。

接骨につきましても平安の時代に大学の制度が設けられ、大学の摩法博士の手技の中の接骨術が、日本接骨の源流をなしております。室町の時代に少林寺派の高僧が京都で武道と共に接骨術を広く伝え、医術として体系化されていったようでもあります。更に戦国時代に当て身のつばを中心とした死活法などの手技が伝えられました。

このように京都は接骨術の中心であり、日本の医聖「華岡青洲」先生も蘭学を修める前に京都で接骨術の修行をされたといわれています。

京都の会員は、約340人で他団体の柔道整復師が約200人ぐらいおられます。京都府の人口が約263万人でありますので、人口比的には、約5000人に1件であり、柔整過密化は他府県から比べると緩やかに思えます。しかし、市街地では、過当競争の兆候は既に現れており、接骨院の撤退を余儀なくされている会員も出始めております。

また、全国的な傾向に合わせて、京都にも本年4月から柔整専門校が2校開校され、柔整人口の膨大化に拍車をかけております。直ちには適切な柔整過密対策のできない問題であり、会員のみならず社団にとりましても全国的に深刻な存亡に関わる問題と心を痛めております。地域の社団では無力ではありますが、地域で出来る対策を執行部において検討いたしております。

3 公益法人としての社団の特長についてお話しいたします。

平成16年には、京都府柔道整復師会設立80周年、社団法人設立50周年記念事業を行うべく検討委員会を設置し、いろいろな催しを企画中であります。全国的にも組織の設立や会館建設の実現は、京都は早いほうであります。

会員は約340人で全国的に会員数を見ますと16番目であり、近畿では3番目の会員数を擁しております。

会運営の方針は、総て中庸を旨として、出しゃばらず、控えめになり過ぎず、皆と協力して仲良く成し遂げていくことをモットーとしております。理事会や総会などで派閥争いや対立していかがい合うことは禁忌といたしております。

柔道整復師の資格を取得されて本会に加盟して開業しようとする方への新入会員の入会条件は、・・・

- ・入会金 10万円(15年4月から)となっております。
- ・定額会費 年間6万円(月5千円分納です。)
- ・定平会費 療養費の1.3から1.5パーセント

となっております。できるだけ入会しやすく新規開業の方への経済的負担を軽くするように務めております。

京都府全体を行政区、市町村を中心に17支部に分けられており、支部会や支部研修会を独立性をもって運営されております。

4 最近の柔道整復師の業界を取り巻く状況についてお話し申し上げます。

昨年は、日本臨床整形外科医会を中心とした柔整バッシングの嵐が吹き荒れましたが、日整と日本整形外科医会との中央における医療費と療養費の配分の問題が主たる原因であろうかと思われます。巷間、柔整無用論や罪悪論まで喝えられておりますが、しかし、京都では医師会とも友好的な関係を保ち続けておりますし、会員と地域の先生方との患者さんの紹介や同意書の依頼などは、以前と変わらない親密な関係で行われております。医師と柔道整復師がいがみ合うことは、地域住民にとっても益の少ないことと思われます。京都では医師会との関係を一層有効な状態に維持できるように、最大の努力を続けて参ります。京都では明治鍼灸大学に3年制の短期大学が充足したばかりの所に本年4月には4年制の柔整大学が開校されます。

これは柔道整復師にとって多年の宿願が実現した最大の朗報であります。しかし、これに満足せず、更に学問的向上を図り、業界の未来を発展させるために大学院の設立を実現させなければなりません。

そのために大学創設の地元社団として人材の育成のために、柔整研究所の設置や学会の更なるアカデミー化に大学に対して最大の協力を行って参ります。柔整大学の柔整講座を維持するに必要な若手の優秀な人材の養成に努めます。

このような努力は、日本柔道整復療養医学会が学術団体として認定を受けた際の総務省の条件にも合致することとなります。

最近の傾向として、声高に柔整バッシングが行われるために、これに端を発し、柔整の業務に多くの目が見られるようになりました。自分たちが当然のように行ってきた事柄に批判の目を向けられることに驚くことがあります。あらゆる行動を見直し、熟慮の上に行わなければなりません。カルテやレセプト、更には対診の依頼文の書き方など原点に返って見直し、再度、初歩的なところから勉強をする必要があらうかと思われます。倫理面からも保険金詐欺などで刑罰法規を受けた柔道整復師が医道審議会の柔整部会で業務停止などの処分を受け、マスコミに公表されました。柔整師も医師や歯科医師並になって参りました。会員に対し倫理綱領の周知徹底を図りまして、柔道整復師が先生と呼ばれ患者に尊敬されるに足りる人間形成への修業の方法も生涯学習の中で実施して参ります。

5 介護保険、ボランティア活動などの取り組みについてお話ししたいと思います。介護保険の取り組みについては、京都では居宅介護支援事業所を介護保険法施行と同時に立ち上げてケアマネジャーとしての事業を開始いたしました。ケアマネジャーの資格者は、52名おりますが、事業所に所属のケアマネ会員は28名であります。会員の接骨院を訪れるお年寄りの介護認定を受けたり、介護サービスのマネジャー事業を行っております。

有資格者の他の会員は自ら有限会社を起し居宅介護支援事業所やヘルパーステーションを独立して行っております。デイサービスの指定を受けた会員も5名おります。

平成11年2月に機能訓練指導員の講習会を開催し、5月からデイサービスにおける機能訓練指導員の活動も始めております。現在は京都市営のデイサービス7件、特別養護老人ホーム系2件、病院系1件、有限会社1件、合計11件のデイサービスに約100名の会員がチームを作り、毎日交代で、非常勤の職員として社団から派遣されております。

平成10年10月から京都市内の総ての行政区の介護認定審査会に合計14名が委員として派遣されており、隔週に行われる審査に医師や歯科医師などに混じって審査活動を行っております。

ホームヘルパー養成施設としての知事指定を受けて平成11年6月から2級ヘルパーの要請講座を行いました。講習は一月二回日曜日のみを使って、約6ヶ月130時間行いました。受講者は会員か会員の関係者80名で一人の脱落者もなく、総てヘルパーの資格を取得しました。最近、追跡調査の結果、講習開催時に職業の無かった受講生の総てが、ヘルパーの仕事についていることが判っております。本年も講習会開催の企画が行われております。

2級のヘルパー資格を持った会員が、機能訓練のためにお年寄りの居宅を訪れることも可能と考えております。現在、訪問リハビリの不足は深刻な状態でありまして、柔道整復師がその代替として行っていくことは、一つのチャンスであります。柔整過密時代の到来への福音であり、介護保険は柔道整復師の新たな業務の拡大と捉え、可能な限りの事業展開を行ってまいります。

社団のボランティア活動は古くから行われておりましたが、急速に組織をなして行われるようになったのは阪神淡路大震災以降であります。震災時に救護隊を結成して神戸にて救護活動を行ったことが契機となりました。毎年日赤から指導員を招いて心肺蘇生法の研究や日赤救護チェーンに参加して救急の知識と技術の研鑽を行っております。震災などの大きな事故が起こったときは京都日赤の指揮下に入ることとなっております。

また、体育振興会のスポーツ・フェスティバル時の救護班を種目ごとに主催者の要望に応じて派遣しております。京都府下の柔道大会にも救護班を派遣しております。社会福祉協議会の依頼により健康講座の講師になったり、社協まつりでの柔道(剣道)健康やわら体操の指導も行っております。

2級のヘルパー資格を持った会員が、機能訓練のためにお年寄りの居宅を訪れることも可能と考えております。現在、訪問リハビリの不足は深刻な状態です。柔道整復師がその代替として行ってゆくことは、一つのチャンスであります。柔道過密時代の到来への福音であり、介護保険は柔道整復師の新たな業務の拡大と捉え、可能な限りの事業展開を行ってまいります。

社団のボランティア活動は古くから行われておりましたが、急速に組織をなして行われるようになったのは阪神淡路大震災以降であります。震災時に救護隊を結成して神戸にて救護活動を行ったことが契機となりました。毎年日赤から指導員を招いて心肺蘇生法の研究や日赤救護チェーンに参加して救急の知識と技術の研鑽を行っております。震災などの大きな事故が起こったときは京都日赤の指揮下に入ることとなっております。

また、体育振興会のスポーツ・フェスティバル時の救護班を種目ごとに主催者の要望に応じて派遣しております。京都府下の柔道大会にも救護班を派遣しております。社会福祉協議会の依頼により健康講座の講師になったり、社協まつりでの柔道体操や健康やわら体操の指導も行っております。

6 組織のIT化についてお話し申し上げます。

京都の取り組みは早く、平成7年頃からコンピューター委員会を設置し、その頃は主に社団のレセプトコンピューターのソフトのグレードアップや会員のパソコン導入の普及に努めておりました。ホームページを開発すると同時に委員会の中に小委員会としてのワーキング委員会を置き、主にホームページの管理、改良、情報伝達を目標となりました。

更に15年度からは、IT事業部が発足し、業界でもトップクラスをゆく組織としての体制作りと設備、機器の充実に着手いたしております。京都社団のホームページは、業界や社会の情報発信基地として活躍いたしております。

レセコン中心からレセコンは当たり前となり、情報収集、伝達、発信やそれらの手法の研究、普及、実施がIT事業部の任務となっております。最近、日整や他府県社団との情報交換も殆どがパソコン通信となっております。

特に近い将来実施される保険証のカード化にも業界を挙げて対応できる素地を作っておく意味からも重要性が倍加されております。会員へのパソコン研修も積極的に行ってまいります。

7 柔道整復師の在り方と今後 柔道整復師は、法律上、また療養費の協定上、医師との連携を宿命付けられております。医師からのバッシングを受けたからと言って短絡的に反論し、対立関係を維持することはできません。骨折、脱臼の治療は医師の同意がなければ継続して施術を行うことはできません。骨折や脱臼以外の新鮮外傷の治療についても長期に及ぶものや通常の施療経過と相違のある治療は、医師の対診をお願いしなければなりません。柔道整復師は、常に医師と友好な関係を保つことにより、自身の治療の安全性を確保できるからであります。柔道整復師の立場の変化があったとしても柔道整復師法の改正でもない限り、社団は医師会と、柔道整復師個人は地域の医師と医療連携の維持に最大の努力を行わねばなりません。そのような努力は、患者さんのためにもなることであります。

柔道整復師は、生涯を通じて勉強をする努力が必要であります。日整、地方社団は、会員に様々な勉強の機会を与える努力が必要であります。会員は勉強の質に対して敏感でありますので、十分に研究された結果としての勉強の場を提供しなければなりません。やがて短大の卒業生が出て参ります。近い将来に開設される大学、さらには大学院終了の柔道整復師が誕生してくることとなります。開業柔道整復師は、常にこれらの新卒者達に遅れを取らないよう、勉強をし続ける必要があります。その結果として柔道整復師の質の向上に繋がります。

日整や社団は、柔道整復師の活動は地域や日本国内のみならずグローバルな展開を考える必要があります。

世界的に柔道整復師の存在の必要性をWHOの場を利用して世界に発信し、韓国で柔道整復師のシステムの導入が真摯に検討されているように、他のアジアの地域に伝播することも重要であります。柔道が世界各国に伝わり、普及しているように、柔道整復術の世界的広がりを實現する努力が必要かと思えます。

以上、本会の現状のご案内と会長としての将来への対応や会運営の考え方を申し述べましたが、会員以外の方には、専門的すぎたかも知れません。柔道整復師は接骨院を経営し、骨が折れたり、関節が外れたり、打撲したり、捻挫したり、肉離れを起こしたり、またこれらの後療法（リハビリ）の治療の専門家であります。柔道整復師会は接骨院の集合体であり、公益法人として京都府の許可をいただいております。薬も注射も用いないで、怪我の治療だけを行います。難しい怪我は医師とも連携をとっております。柔道整復師へのご理解とあたたかいバックアップをお願いいたします。

第一章

(9)

福 祉 部

◎ 福祉部設置への経緯（平成11年4月）

21世紀初頭に迫り来る超高齢化社会に対応するため、人材育成や施設環境を整える目標として、厚生省から平成5年にゴールドプランが発表された。その数年後に整備される人的、物的目標数値を上乗せ修正された新ゴールドプランが発表されたがいずれのプランにも、柔道整復師の参入は全く予定されていなかった。

特にプランは、特別養護老人ホームなどの施設治療に依らないで在宅による療養や看護を基本指針とされたが、柔道整復師は在宅療養の範疇には含まれていなかった。

そのころ協同組合の国の補助事業としての柔道整復師ビジョン作りの構想の中に、ボランティア活動の重要性が謳われ、一方、社団では実施計画策定委員会（著名な医師、福祉関係者、ジャーナリストから構成された委員会）の中で、柔道整復師の未来を広げる方策として、社会福祉協議会の事業への協力、災害時の救急活動への協力、参画、スポーツ・ボランティア活動を活発に行い、社会的認知を得ながら在宅医療への参加の足がかりを模索することが答申された。これらの将来構想に従って福祉事業に着手され、地震などの災害時の救急治療態勢の確保として、日赤の心肺蘇生法など救急救命の認定を受けた約30名の会員で、救急救護隊が結成され、日赤の救急チェーンの第1号隊として参加し、活動を始めた。また、社会福祉協議会への参加として地域の老人センターに機能訓練活動を始め、社会福祉協議会の催し物のあるときには「健康やわら体操」などで柔道整復師への理解を深める活動を行った。さらに地域の体育振興会開催のスポーツ大会や柔道大会で救急治療活動を行った。このような社会福祉活動を一体化し、一貫性を持った組織とするため、平成11年4月に福祉部が設置された。

それは福祉部長 高岡敬一、福祉部員 柴田宗宣、松本浩志、村上由一、荒川孝至、ボランティア本部長 山崎良三、副本部長 関弘美、救急救護隊長 高岡敬一、副隊長 柴田宗宣、笹川和幸、補佐 宮根保司を中心に活動を行った。

京柔整救急救護隊は、前任者の片川弘隊長より引継ぎを行った。日本レスキューチェーン京都に加盟、現在会員数は60名にのぼる。活動の中心は、毎年旧武徳殿で行われる日整全国少年柔道大会を始め、少年少女柔道チャンピオン大会（武道センター）の救護班として活動してきた。又、年に1回、日本赤十字京都支部より講師を招き、救護法の勉強会も行った。ボランティア本部は、右京支部の会員が行ってきた“福祉ふれあいまつり”でのシルバー健康体操（現在は、“健康やわら体操”に改名）指導。東山、山科支部、伏見支部が行ってきた（デイサービスセンター、特別養護老人ホームでの）機能訓練ボランティアを総括した。

平成11年9月、福祉部として平成12年4月1日より施行される介護保険に対応すべく、機能訓練指導員研修のためのアンケート調査を行った結果、77名の参加希望者があり、関心の高さが証明された。（社）京都府柔道整復師会 原 健会長（元 日本柔道整復師会会長）が日頃言われていた第1ステップとしての機能訓練指導員の早期参入、第2ステップとしての訪問リハビリの参入を実現すべく、全国に先駆けて、平成12年1月23日（日）第1回機能訓練指導員講習会を開催した。講師には、（社）健光園施設長 山田尋志先生、京都ライトハウス寮長 山岸孝啓先生などの超一流スタッフを講師としてお迎えし、又、施設実習も含め、会員100人参加のもと実施し、修了証を交付した。

また、福祉部では機能訓練マニュアルを作成し、機能訓練実施計画書と訓練経過記録などのチャート用紙作成と集訓練に使用する体操ビデオ（ADL体操）の選定を行った。

※参考資料 ①②③④⑤⑥

第1回 ホームヘルパー2級養成研修事業について

介護保険を目前にして、平成12年1月23日に柔道整復師が特別養護老人ホーム、デイサービスセンターに特別訓練指導員として参入するための研修会を開催した。

しかしながら、介護保険施行後、訪問リハビリの需要があるにもかかわらず、サービスは不足しており、その確保が急務とされていた。栗原副会長を中心に、総務部、福祉部で実行委員会を組織してホームヘルパー2級養成研修を京都府に申請し、機能訓練指導員としての任用資格を有する柔道整復師が訪問できる手段としてホームヘルパー2級を取得することが理事会決議された。

京都府知事より、ホームヘルパー養成研修指定通知書を5月23日に頂き、募集要項を会員に配付したところ、実に78人応募があり、78人全員を受講させることに決定した。講習時間は130時間（講義100時間、実習30時間）で講習期間は、平成12年6月4日より平成13年2月28日までの9ヶ月間行う事とした。

講師陣は、医療、福祉業界で超一流の講師を人選し、又、機能訓練指導員としての資質向上のために、リハビリテーション専門医も講師に招いた。

本会のホームヘルパー養成研修では、実習施設受け入れ不足のため、施設実習に模擬実習形式を取り入れ、受け入れ不足を解消した。

講習会会場は、柔整会館5階大会議室を使用し、月に2日の日曜日を接骨治療時間に支障が無いようにカリキュラムを組んだ。午前9時より午後5時までの8時間集中講義が行われ、学生時代を思い出し受講者全員が講義に耳を傾け、ペンを走らせていた。1月より、2月まで特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーションにて実習に入り、3月11日(日)に閉講式を行い全員に、原会長より修了証書が授与された。

資料①

機能訓練実施計画表

NO. _____

氏名 _____ 殿 _____ 才 (男・女) 通所・入所 _____

号室 _____

計画実施期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 週間・ヶ月

(計画作成柔道整復師 _____)

A. リハビリテーションの評価・問題点

1. 診断名 _____

2. 機能形態

① 腱反射・病的反射・筋収縮

② 麻痺のタイプ・ステージ・失語、失行、痴呆等

③ ADLとIADL (0. 自立、1. 一部介助・要見守り、2. 要介助、3. 全介助)

() に該当する番号を1つ選ぶ

ADL. 1. 起居動作 () 2. 移動動作 () 3. 更衣動作 ()

4. 食事動作 () 5. 入浴動作 () 6. 排泄動作 ()

IADL. 1. 食事の用意 () 2. 家事一般 () 3. 金銭管理 ()

4. 薬の管理 () 5. 電話の利用 () 6. 買い物 ()

7. 交通手段の利用 ()

④ ROM・MMT等

3. リスク管理

B. 機能訓練の目的 (必要な訓練目的に○をつける)

1. ROMの拡大

2. 変形の予防と矯正

3. 筋力増強

4. 運動感覚の回復と習得

5. 協調性の回復と習得

6. 運動速度の増大

7. 耐久性の増強

8. ADL・IADLの確立

9. 疼痛の緩和

C. 短期目標・長期目標

1. 短期目標 _____

2. 長期目標 _____

D. 物理療法・機能訓練の内容

(社) 京都府柔道整復師会 福祉部作成

資料②

機能訓練経過用紙

平成 年 月 日 () 担当
プログラム 1. 集団訓練 2. 個別訓練 状 態 1. 変化なし 2. 変化あり ()

平成 年 月 日 () 担当
プログラム 1. 集団訓練 2. 個別訓練 状 態 1. 変化なし 2. 変化あり ()

平成 年 月 日 () 担当
プログラム 1. 集団訓練 2. 個別訓練 状 態 1. 変化なし 2. 変化あり ()

平成 年 月 日 () 担当
プログラム 1. 集団訓練 2. 個別訓練 状 態 1. 変化なし 2. 変化あり ()

平成 年 月 日 () 担当
プログラム 1. 集団訓練 2. 個別訓練 状 態 1. 変化なし 2. 変化あり ()

社団法人京都府柔道整復師会

資料③

機能訓練経過記録用紙

平成 年 月 日 () 担当者 ()
【内容】 1. 関節可動域訓練 2. (転・歩) 歩行訓練 3. 車椅子動作訓練 4. 基本動作訓練 5. 電気・温熱療法 6. その他 ()
【所見】

平成 年 月 日 () 担当者 ()
【内容】 1. 関節可動域訓練 2. (転・歩) 歩行訓練 3. 車椅子動作訓練 4. 基本動作訓練 5. 電気・温熱療法 6. その他 ()
【所見】

平成 年 月 日 () 担当者 ()
【内容】 1. 関節可動域訓練 2. (転・歩) 歩行訓練 3. 車椅子動作訓練 4. 基本動作訓練 5. 電気・温熱療法 6. その他 ()
【所見】

平成 年 月 日 () 担当者 ()
【内容】 1. 関節可動域訓練 2. (転・歩) 歩行訓練 3. 車椅子動作訓練 4. 基本動作訓練 5. 電気・温熱療法 6. その他 ()
【所見】

社団法人 京都府柔道整復師会

資料④

機能訓練指導員について

- 1 機能訓練指導員とは、柔道整復師が介護保険上、その柔道整復師の固有の資格をもって行える業務です。
- 2 機能訓練の仕事は特別養護老人ホームやショートステイで（常勤として）行う必要があります。機能訓練を行う場所が定めており、たとえば接骨院内で行っても報酬は貰えません。
- 3 機能訓練を行いますと、1日1人につき270円に施設の定数を乗じた金額が、国保連合会からデイサービスなどの施設に支払われます。柔道整復師は、施設側から報酬を頂くこととなります。

また、機能訓練を行う際、お年寄りが転んだりしたときの不慮の事故については、施設側がその補償など負担して貰えることとなります。

交通費につきましても通勤に2キロメートル以上（市営のデイサービスの場合）は、公的交通機関で換算して交通費を負担して貰えます。

- 4 リハビリテーションとの関連性においては、WHOでは、①機能障害（身体に生じた部分的な障害）②能力障害（日常生活活動の中で個人が発揮する全体的な能力障害）③社会的不利（これらが現職場や地域から地位を失うこと。）からの社会復帰を果たすことを目的とした医学上の概念とされております。

機能訓練は能力障害の維持改善を図ることにある日常生活維持行為であります。端的に申しますとリハビリテーションは、医師の指示によりOTやPTといった専門職が行うものとされております。

機能訓練は、医師の指示によらなくとも柔道整復師が専門職として自身の判断で行えるということでもあります。

- 5 厚生省老人保健福祉局老人保健課の機能訓練に関するガイドラインでは次の通りとなっております。（柔道整復師としての機能訓練に置き換えてみますと……。）
 - 1) 目的……心身の機能が低下している者であって、医療終了後も継続して、機能訓練の必要な者等に対し、心身の機能の維持回復を図

るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的とする。

2) 対象者……特別養護老人ホームやショートステイ、デイサービスのお年寄りで次の事項に該当する者とする。

① 医療終了後も継続して訓練を必要とする者

② 身体機能や精神機能に支障があるにもかかわらず必要な訓練を受けていない者

③ 老化等により心身機能が低下している者

3) 実施場所……

① 特別養護老人ホーム

② ショートステイ

③ デイサービス

4) 実施方法……

① 柔道整復師が行う。

② 訓練の内容は医療として行われる機能訓練とは異なり、おおむね次に掲げる社会的機能訓練を中心とした訓練となる。

ア 歩行、起き上がり等の基本動作の訓練

イ 食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練

ウ 習字、絵画、陶芸、革細工、くみひも編み等の手工芸

エ レクリエーション及びスポーツ

5) 家庭における訓練の指導……お年寄り及び家族に対して家庭で継続して行える機能訓練の方法等について、助言指導を行う。

6) 実施回数及び実施時期……訓練の実施回数はおおむね2回とする。実施時期はおおむね6ヶ月を1期間とし、訓練の効果等を勘案し継続実施の適否の判断を行う。

7) 周知徹底……訓練は特に家族の積極的な協力を得て行う必要があり、家族に対しても訓練の趣旨及び内容等を十分に理解させるように努める。

8) 留意事項

① 訓練の実施は、施設側と協議し、施設の処遇に支障ないようにする。

- ② 訓練に従事する者の教育に努める。
 - ③ お年寄りが心身の機能の低下が認められることに鑑み、訓練の実施に当たっては、事故防止に万全を期する。
 - ④ お年寄りの心身の機能低下を防止するために、グループ活動の育成に努める。
- 6 機能訓練の仕事は、ボランティアではなく、柔道整復師に介護保険法で認められた新たな業務であることをしっかりと認識する必要があります。

現在は、出来たばかりの制度であり、矛盾点や不満な点も多々あるかと思いますが、先ずは多くの柔道整復師が日常業務の一部として取り込んで、実績を作りながら、将来の望むべき方向への政治的、社会的活動を展開するべきであると考えられます。

資料⑤

デイサービスセンター一覧

名 称	〒	住 所	TEL	FAX
久世西老人デイサービスセンター	601-8213	南区久世中久世町5丁目19-1	075-934-5811	075-934-5812
太秦老人デイサービスセンター	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3	075-865-8435	075-865-8437
山科老人デイサービスセンター	607-8344	山科区西野大手先町2-1	075-501-0240	075-501-0241
伏見老人デイサービスセンター	612-8318	伏見区紙子星町544	075-603-1284	075-603-1286
醍醐老人デイサービスセンター	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1	075-575-2573	075-575-2572
御室老人デイサービスセンター	616-8021	右京区花園授ヶ岡町3	075-467-1261	075-467-1265
ヴィラ端山デイサービスセンター	601-1332	伏見区醍醐下端山町36	075-573-7215	075-573-7216
(有)阪神メディアチェリッシュ 中央橋デイサービス	621-0862	亀岡市西町71-3	0771-22-8366	0771-22-8366

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1「ひと・まち交流館 京都」

資料⑥

福祉部としては、早期機能訓練指導員参入のために、平成11年10月17日 本府接骨学会にて、平成12年4月1日より施行される介護保険の中身について、詳しく説明させてもらい、柔道整復師として何を考え、何が出来るかについて会員各位に啓発を行った。

〔京柔整タイム第9号〕記事より抜粋

介護保険制度は、医療保険制度とは異なり保険証を医療機関に提出すれば何時でもかかれる保険とは異なり、最初に市区町村の介護保険課の窓口、又は居宅介護支援事業所にて要介護認定の為の申請手続きをして、介護保険課の事務職員、又は事業所の介護支援専門員が利用者の訪問調査を行い、かかりつけ医の意見書と併せて介護認定審査会にその資料が提出され要支援を含む、6段階の介護度と自立（申請却下）が30日以内に認定され、介護支援専門員が介護度に応じた金額の上限の枠内で介護サービス計画を作成し、利用者に了解をもらって初めてサービスの利用が受けられる制度でございます。（中略）

医療機関がここまでサービスを行えば、接骨院では歯がたたないという事です。

しかしながら、このまま黙って見過ごすわけにはいきません。私を含め老人保険患者に療養費50%以上を依存している接骨院はかなり多いと思います。人事ではありません。早急に対処しないと死活問題になりかねません。

原会長が常々言われている、第一ステップとしての機能訓練指導員の早期参入、第二ステップとしての訪問リハビリの参入、また社団法人京都府柔道整復師会居宅介護支援事業所のケアマネージャーによる接骨院に通院介助できるような、ケアプランの作成、サービス利用に関しても治療時間に影響が無いようなケアプランを作成することが重要かと思われます。

社団法人京都府柔道整復師会と致しましては、77名機能訓練指導員講習会参加希望のアンケート結果を受け来年早々には、講習会を開催

致します。

現在、福祉部と致しましては、機能訓練指導員としての参入機関として特別養護老人ホームとデイサービスセンターを考えております。なるべく先生方のお近くで活動して頂くために数多くの機関と折衝してまいります。特別養護老人ホーム、デイサービスセンターの施設の方も、医療機関の最近の療養型病床群、老人保健施設、デイケアの新設ラッシュまた、特別養護老人ホーム入所者が協力病院に一時入院したときそのまま系列の療養型、また老健施設への入所を進めたり、デイサービスセンターに通所と整形外科にも通院を併用している患者を最近デイケアを整形外科が始めた事によりデイサービスを打ち切られ取り込まれてしまうケースをよく耳にします。その中で医者がかならず患者に言うことは共通しております「老人ホームにいても、デイサービスに行ってもリハビリはしてくれないよ!」ということです。この結果を受けて施設では機能訓練、訪問リハビリに力を入れようとやっきになっておりますが、専門の理学療法士、作業療法士の数はまだまだ少なく施設で常勤している有資格者は殆ど皆無に等しい状態でございます。

この機会が柔道整復師が施設でも活躍出来る絶好のチャンスと確信しております。また介護保険が施行されても柔道整復師機能訓練指導員として世間にも認めてもらえ、患者さんにも信頼が得られるのではないのでしょうか。

〔京柔整会報97号〕より抜粋

平成12年8月には、念願でありました、京都市体育振興会連合会会長 北川龍彦様と栗原会長、道家担当副会長、高岡福祉部長とでお会いし、京都市体育振興会連合会の事業に正式に救急救護隊として、(社)京都府柔道整復師会救急救護隊が参画することが決定した。第13回市民スポーツフェスティバル(平成13年11月3日、西京極総合運動公園にて5,000人参加)をはじめ、その他スポーツ大会決勝において、12人の救護隊員の先生方のご協力を得て無事終了した。

派遣隊員

陸上競技場	道添文彦	菅野泰二郎	宮根保司
体 育 館	中村圭一	柴田宗宣	高岡敬一
野 球 場	佐藤隆信	加島康裕	笹川和幸
	河村正明	中村英弘	檀 数馬

10年間の福祉部員の変遷

年 度	部 長	部 員
平成13年度	高岡敬一	柴田宗宣、松本浩志、 村上由一、荒川孝至
平成14年度	高岡敬一	柴田宗宣、松本浩志、 村上由一、荒川孝至
平成15年度	高岡敬一	柴田宗宣、松本浩志、 村上由一、荒川孝至、 谷山和浩

第一章

(10)

柔道部

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

(柔道部員名簿)

この10年青少年の健全育成に努力し、又、柔道の発展、交流に寄与して参りました。

本会主催の日整全国少年柔道京都大会は、参加チームが増えて会場が手狭になり、平成12年第12回大会より旧武徳殿で開催するようになりました。

又、平成14年第13回京都府少年少女柔道チャンピオン大会開会式の席上、京都府柔道連盟より少年少女に熱心な指導をされた功労者39名（本会会員は栗原壽雄、井川正三、山下武、山崎良三、大槻柊美、三宅博通、村田清春、大西辰博、馬渕明雄（敬称略））が表彰されました。

平成14年4月21日にはフランスの柔術家との交流会が行われました。当年は、嘉納治五郎師範が1882年に講道館柔道を創始して1世紀を越え、120年の節目の年でもあり、これを記念する事業の一環として、武道のメッカ此処京都の地、本会会館4F柔道場に於いて古武道柔術の交流会が行われました。

（フランス側流派）柔術国際連盟所属

ローラン・エルナエズ氏 他21名（望月流流派）

（日本側流派）起倒流柔術（起倒柔道鎧組討事形）

交流会では望月流、起倒流双方の技を披露したほか、お互いが講道館柔道の古式の形などを真剣に学びました。

我々柔道整復師は、柔道とは切っても切れない車の両輪のような関係であり、世の多くの職種の中で冠に柔道の名のついた職業は我々を置いて他にありません。故に我々は柔道に携われることに誇りを持ち、日々の施術に当たって行こうと思います。

最近、医療の現場も厳しい風が吹いてまいりました。その上、柔整学校も増設され我々の業界も競争が激しくなる一方です。柔道整復師のレベル、モラルの低下が心配されている今日、今一度柔道の師 嘉納治五郎先生の言葉「精力善用」、「自他共栄」を胸に基より微力ではありますが、少しでも柔道の底辺拡大に、京都府柔道整復師会の発展に、力になればと考えております。“柔道なくして柔道整復師は無い”

末尾に50周年記念に歴史を紐解き、「柔道と柔道整復術に関する歴史的背景」を考察してみました。ご一読ください。

柔道のねらい

柔道は、相互に投技や固技の攻撃・防禦による対人的技能を身につけるだけでなく練習や試合を通して、心身の錬磨に励み、人格の陶冶を目指すことがねらいであります。

柔道の創始者・嘉納治五郎は、柔道とは『心身の力を最も有効に使用する道である』と説明されています。そして柔道修行の目的を体育・勝負・修心の三つであると説かれ、この三つのことは、相俟って柔道をなすものであり、離して別々にすることはできないと説明されています。

これらの内容について、具体的に示すと次のようになります。

- (1) 身体と精神の鍛練を図り、その調和的発達と有効な使用法を養う。
- (2) 対人的な技の攻撃・防禦を修行する過程において、基礎的な運動能力をはじめ、護身に役立ち、強健な身体を養う。

また、基本動作の受け身や体捌きを体得することにより、不慮の事故から身体を安全に守る能力を養う。

- (3) 対人的な競技の性格上、礼儀、協力、寛容、忍耐、積極性、勇気、自制等の社会生活に必要な態度を養う。
- (4) 真剣な練習や試合をとうして、自己の技術的能力の向上や自己の限界に挑戦する過程において、意志力、決断力、判断力等の精神力をはじめ、観察力、推理力、創造力等の智力を養う。
- (5) 柔道の勝敗にたいする重要な心得として『勝ってその勝ちに傲ることなく、負けてその負けに屈することなく、易きに在って油断することなく、危機に在って恐るることなく、唯一筋の道を踏み行け』という教えと心構えのもとに、徳性の涵養に努めることをねらいとする。

1. 近畿ブロック少年柔道京都大会成績

於：京柔整会館

■第6回：平成6年5月29日

低学年		高学年	
優 勝	城陽市柔道教室	優 勝	円心道場
準優勝	八幡柔道教室	準優勝	田辺柔道教室
3 位	宇治柔道教室	3 位	相武館
3 位	納所柔道スポーツ少年団	3 位	城陽市柔道教室

■第7回：平成7年7月23日

低学年		高学年	
優 勝	城陽市柔道教室	優 勝	田辺柔道教室
準優勝	松原少年柔剣道愛好会	準優勝	八幡柔道教室
3 位	新生道場	3 位	向日市柔道教室
3 位	練武会道場	3 位	練武会道場

■第8回：平成8年5月26日

低学年		高学年	
優 勝	田辺柔道教室	優 勝	練武会道場
準優勝	相武館	準優勝	円心道場
3 位	城陽松本道場	3 位	八幡柔道教室
3 位	円心道場	3 位	九条少年柔剣道愛好会

■第9回：平成9年7月6日

低学年		高学年	
優 勝	円心道場	優 勝	円心道場
準優勝	練武会道場	準優勝	練武会道場
3 位	相武館	3 位	城陽松本道場
3 位	九条少年柔剣道愛好会	3 位	相武館

■第10回：平成10年 6 月 7 日

於：京柔整会館

低学年		高学年	
優 勝	相武館	優 勝	崇仁柔道サークル
準優勝	円心道場	準優勝	練武会道場
3 位	田辺柔道教室	3 位	宇治柔道教室
3 位	平安道場	3 位	福知山市民柔道教室

2. 日整全国少年柔道京都大会成績

■第11回：平成11年 7 月18日(日)

於：京柔整会館

低学年		高学年	
優 勝	誠道館の場柔道場	優 勝	崇仁柔道サークル
準優勝	宇治柔道教室	準優勝	福知山市民柔道教室
3 位	相武館	3 位	九条少年柔剣道愛好会
3 位	東方館道場	3 位	練武会道場

全国大会出場 崇仁柔道サークル

■第12回：平12成年 6 月25日(日)

於：旧武徳殿

低学年		高学年	
優 勝	相武館	優 勝	福知山市民柔道教室
準優勝	誠道館の場柔道場	準優勝	崇仁柔道サークル
3 位	新生道場	3 位	松原少年柔剣道愛好会
3 位	崇仁柔道サークル	3 位	相武館

全国大会出場 福知山市民柔道教室（高学年）

■第13回：平13成年 6 月24日(日)

於：旧武徳殿

低学年（団体戦）		高学年（個人戦）	
優 勝	相武館	4 年優 勝	奥村達郎（川端）
準優勝	円心道場	5 年優 勝	江口貫拙（松原）
3 位	練武会道場	5 年準優勝	西野玄悟（相武館）
3 位	城陽市柔道教室	6 年優 勝	森川幸太（京柔整会）
		6 年準優勝	東本旬平（円心）

全国大会出場 高学年上記メンバー

■第14回：平成14年6月23日(日)

於：旧武徳殿

低学年（団体戦）		高学年（個人戦）	
優 勝	相武館	4 年優 勝	宮下裕吉（円心）
準優勝	KIDS' 大谷	5 年優 勝	森垣伸彦（誠道館）
3 位	円心道場	5 年準優勝	江口将広（相武館）
3 位	志翔館道場	6 年優 勝	江口貫拙（KIDS' 大谷）
		6 年準優勝	西野玄悟（相武館）

全国大会出場 高学年上記メンバー

■第15回：平15成年6月22日(日)

於：旧武徳殿

低学年（団体戦）		高学年（個人戦）	
優 勝	城陽市柔道教室	4 年優 勝	中野隼人（相武館）
準優勝	八幡市柔道教室	5 年優 勝	西野正悟（相武館）
3 位	相武館	5 年準優勝	則武勇司（向日市）
3 位	円心道場	6 年優 勝	西田勇生（東方館）
		6 年準優勝	江口将広（相武館）

全国大会出場 高学年上記メンバー

3. 日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会参加者

■第20回：平成6年7月24日(日)

於：京都市武道センター

審判員	森田 勝・道家勝昭		
全国大会選考委員	杉山正義		
選手 (紅白戦)	茂原富雄(4)・笹川和幸(4)・坂地伊左臣(4)・岡島 順(4) 大西辰博(5)・長井隆尚(5)・松山 剛(5)・小林賢二(5) 伊藤茂基(6)・釜洞良雄(6)・道家勝昭(6)・井上彰二(7)		
選手 (選手権)	20才代	小倉正彦(4)・岡本和幸(4)・大屋実樹夫(3)	
	30才代	三宅通彦(4)・茂原富雄(4)	
	40才代	岡島 順(4)・松山 剛(5)	

■第21回：平成7年7月23日(日)

於：滋賀県立武道館

審判員	井上彰二・伊藤茂基
全国大会選考委員	森田 勝
選手 (紅白戦)	大西重一(3)・茂原富雄(4)・北村啓二(4)・岡島 順(4) 笹川和幸(5)・松山 剛(5)・長井隆尚(5)・道家勝昭(6)
選手	20才代 —
(選手権)	30才代 大屋実樹夫(3)・三宅通彦(4)・三宅政彦(4)・茂原富雄(4)
	40才代 岡島 順(4)・松山 剛(5)

■第22回：平成8年7月14日(日)

於：天理大学武道場

審判員	山下 武・伊藤茂基
全国大会選考委員	森田 勝
選手 (紅白戦)	茂原富雄(4)・岡島 順(4)・北村啓二(4)・坂地伊左臣(4) 小林賢二(5)・松山 剛(5)・大西辰博(5)・長井隆尚(5) 笹川和幸(5)
選手	20才代 —
(選手権)	30才代 三宅政彦(4)・茂原富雄(4)・三宅通彦(4)
	40才代 坂地伊左臣(4)・松山 剛(5)・岡島 順(4)

■第23回：平成9年7月27日(日)

於：和歌山柔道会館

審判員	伊藤茂基・道家勝昭
全国大会選考委員	広谷正己
選手 (紅白戦)	大西重一(3)・三宅通彦(4)・茂原富雄(4)・北村啓二(4) 岡島 順(4)・笹川和幸(5)・松山 剛(5)・大西辰博(5) 長井隆尚(5)・道家勝昭(6)・井上彰二(7)
選手	20才代 —
(選手権)	30才代 三宅通彦(4)・茂原富雄(4)
	40才代 岡島 順(4)・松山 剛(5)

■第24回：平成10年 7 月26日(日)

於：尼崎市記念公園総合体育館

審判員	伊藤茂基・道家勝昭
全国大会選考委員	広谷正己
選手 (紅白戦)	清島高弘(2)・大西重一(3)・茂原富雄(4)・岡島 順(5) 大西辰博(5)・長井隆尚(5)・松山 剛(5)・道家勝昭(6) 井上彰二(7)
選手	20才代 —
(選手権)	30才代 茂原富雄(4)・三宅通彦(5)
	40才代 松山 剛(5)
	50才代 岡島 順(5)

■第25回：平成11年 8 月 1 日(日)

於：大阪柔整会館

審判員	井川正三・伊藤茂基
全国大会選考委員	杉山正義
選手 (紅白戦)	清島高弘(2)・土田篤彦(3)・大角康之(4)・林 啓之(4) 笹川和幸(5)・松山 剛(5)・大西辰博(5)・岡島 順(5) 長井隆尚(5)・霧 忠秋(5)・道家勝昭(7)・井上彰二(7)
選手	20才代 大角康之(4)・土田篤彦(3)
(選手権)	30才代 林 啓之(4)
	40才代 松山 剛(5)
	50才代 岡島 順(5)

■第26回：平成12年 7 月30日(日)

於：京都市武道センター

審判長	杉山正義
審判員	山下 武・伊藤茂基・道家勝昭
全国大会選考委員	芦田國雄
選手 (紅白戦)	清島高弘(2)・土田篤彦(3)・安田基雄(3)・茂原富雄(4) 笹川和幸(5)・岡島 順(5)・大西辰博(5)・長井隆尚(5) 近藤桂市(6)・鶴 忠秋(6)・吉田武二(6)・道家勝昭(7) 井上彰二(7)
選手 (選手権)	20才代 大角康之(5)・土田篤彦(3)・岡田達也(3)・加島康裕(3) 大屋実樹夫(3)
	30才代 茂原富雄(5)・三宅通彦(5)
	40才代 大西辰博(5)
	50才代 岡島 順(5)

■第27回：平成13年 7 月29日(日)

於：滋賀県立武道館

審判員	山下 武・道家勝昭・伊藤茂基
全国大会選考委員	杉山正義
選手 (紅白戦)	中田康人(初)・清島高弘(2)・加島康裕(3)・戸川和孝(3) 土田篤彦(3)・笹川和幸(5)・大西辰博(5)・岡島 順(5) 長井隆尚(5)・道家勝昭(7)
選手 (選手権)	20才代 加島康裕(3)・岡田達也(3)・土田篤彦(3)・戸川和孝(3)
	30才代 林 啓之(4)
	40才代 —
	50才代 岡島 順(5)

■第28回：平成14年 7 月28日(日)

於：奈良市中央第二武道場

審判員	山下 武・道家勝昭・伊藤茂基
全国大会選考委員	芦田國雄
選手 (紅白戦)	清島高弘(2)・中田康人(2)・土田篤彦(3)・加島康裕(3) 大西辰博(5)・長井隆尚(5)・岡島 順(5)・笹川和幸(5) 道家勝昭(7)
選手	20才代 岡田達也(3)・土田篤彦(3)・加島康裕(3)
(選手権)	30才代 —
	40才代 —
	50才代 岡島 順(5)

■第29回：平成15年 7 月27日(日)

於：大阪柔整会館(主管：和歌山県)

審判員	山下 武・伊藤茂基
全国大会選考委員	芦田國雄
選手 (紅白戦)	清島高弘(2)・中田康人(2)・土田篤彦(3)・加島康裕(3) 岡田達也(3)・笹川和幸(5)・大角康之(5)・岡島 順(5) 大西辰博(6)・長井隆尚(6)・道家勝昭(7)
選手	20才代 岡田達也(3)
(選手権)	30才代 土田篤彦(3)・加島康裕(3)・大角康之(5)
	40才代 —
	50才代 岡島 順(5)

4. 厚生大臣旗争奪日整全国柔道選手権大会出場者

於：講道館

- (1) 第3回：平成6年10月2日 [20才代] 岡本和幸(4段)
 (2) 第4回：平成7年10月15日 [30才代] 三宅政彦(4段)
 (3) " [功勞表彰] 広谷正己(8段)
 ["] 山下 武(7段)

5. 厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会出場者(近畿チーム代表)

於：講道館

- (1) 第21回：平成9年10月12日 三宅通彦（5段）
- (2) 第22回：平成10年10月11日 三宅通彦（5段）
- (3) 第23回：平成11年10月11日 大角康之（4段）
監督 大西辰博
- (4) 第24回：平成12年10月9日 大角康之（5段）
監督 大西辰博

6. 厚生労働大臣旗争奪日整全国柔道大会出場者

(近畿チーム代表)

於：講道館

- (1) 第25回：平成13年10月8日 加島康裕（3段）
- (2) 第26回：平成14年10月14日 加島康裕（3段）

7. 近畿ブロック柔道大会出場表彰者(5回・10回・15回・20回)

- (1) 平成6年7月24日 [10回] 井上彰二・道家勝昭・小林賢二
- (2) 平成8年7月14日 [5回] 長井隆尚・笹川和幸
- (3) 平成10年7月26日 [15回] 松山 剛
- (4) 平成12年7月30日 [5回] 大西辰博
[10回] 長井隆尚
[15回] 道家勝昭・井上彰二
- (5) 平成13年7月29日 [10回] 笹川和幸
[20回] 岡島 順
- (8) 平成14年7月28日 [20回] 道家勝昭
- (7) 平成15年7月27日 [5回] 清島高弘

8. 近畿ブロック柔道大会審判員表彰者（平成15年7月27日）

於：大阪柔整会館（主管：和歌山県）

- (1) 山下 武（8段） 顧問ライセンス
- (2) 道家勝昭（7段） Bライセンス
- (3) 伊藤茂基（7段） Bライセンス

9. 全国柔道高段者大会出場者（平成15年4月28日現在）

於：講道館

- (1) 井川正三（8段） 17回出場
- (2) 井上彰二（7段） 11回出場
- (3) 長井隆尚（6段） 11回出場
- (4) 大西辰博（6段） 10回出場
- (5) 岡島 順（5段） 7回出場

10. 日本の古武道（柔術）フランス国との交流会

於：京柔整会館

- (1) 平成14年4月21日

・フランス柔術家チーム 責任者：ローラン・エルナエズ氏 他21名

・京 柔 整 会 柔道部長：大西辰博

柔道部員：笹川和幸（渉外担当）

井上彰二（起倒流柔術）

岡島 順（ ” ）

11. 近畿ブロック柔道大会『形』演技者

於：京都市武道センター

- (1) 第20回：平成6年7月24日 古式の形 [取] 杉山正義（8段）

[受] 山下 武（7段）

- (2) 第26回：平成12年7月30日 起倒流の形 [取形] 井上彰二（7段）

[請立] 岡島 順（5段）

12. 第23回日整全国柔道大会『形』演技者

於：講道館

- (1) 平成11年10月11日 起倒流の形 [取形] 井上彰二（7段）

[請立] 岡島 順（5段）

13. 平成13年度全日本柔道形競技大会

於：講道館

- (1) 平成13年9月30日 古式の形 [取] 井上彰二（7段）

[受] 岡島 順（5段）

14. 近畿柔道選手権大会『形』演技者

於：城陽市

(1) 平成15年 3 月 2 日 古式の形

[取] 井上彰二 (7 段)

[受] 岡島 順 (5 段)

京都府柔道整復師会柔道連盟役員名簿

平成15年 4 月

顧 問		参 与	草 川 榮 一
	片 川 吉 雄	〃	森 田 勝
	原 健	〃	井 川 正 三
審 議 部	芦 田 國 雄	〃	三 宅 博 通
会 長	栗 原 壽 雄	〃	塩 見 金 幹
副 会 長	広 谷 正 巳	〃	井 上 彰 二
〃	山 崎 良 三	〃	清 水 憲 雄
〃	田 中 一 吉	理 事	馬 淵 明 雄
〃	道 家 勝 昭	〃	山 崎 立 実
〃	藤 野 勝 弘	〃	菅 野 泰 二 郎
常 任 理 事		〃	和 田 好 浩
理 事 長	大 西 辰 博	〃	長 井 隆 尚
副 理 事 長	吉 田 武 二	〃	三 宅 政 彦
総 務 部 長	近 藤 桂 市	〃	八 木 高 大
副 総 務 部 長	岡 島 順	〃	奥 憲 雄
指 導 部 長	佐々木 茂	〃	鶴 忠 秋
副 指 導 部 長	大 角 康 之	〃	村 田 清 春
審 議 部 長	伊 藤 茂 基	〃	三 宅 通 彦
会 計 部 長	笹 川 和 幸	〃	小 林 賢 二
副 会 計 部 長	岡 田 達 也	事 務 局	京 極 正 美
監 事	大 槻 柊 美	〃	大 路 満 男
〃	堀 部 正 儀	〃	清 水 朱 美
参 与	水 本 正 夫	〃	市 川 悦 子
〃	松 浦 慎 夫		
〃	山 下 武		

京都府柔道整復師会柔道連盟会員名簿

北 村 啓 二	栗 原 武 弘	井 爪 英 人
見 原 誠	石 川 貴 英	大 西 重 一
岡 本 和 幸	中 田 康 人	山 口 正 洋
土 田 篤 彦	今 井 雅 浩	戸 川 和 孝
児 玉 正 己	太 田 慶 造	國 本 清
白 岩 利 典	山 本 秀 一郎	清 島 高 弘
坂 地 伊左臣	萩 尾 泰 久	鎌 田 康 則
熊~本 喜久雄	林 啓 史	長 沢 登
加 島 康 裕	藤 田 徹	的 場 修
河 村 正 明	北 村 千 春	林 啓 之

府本部員

府 理 事	道 家 勝 昭	府 評 議 員	岡 島 順
〃	森 田 勝	府 幹 事	佐々木 茂
府 評 議 員	大 西 辰 博	〃	笹 川 和 幸

柔道と柔道整復術に関する歴史的背景
接骨の源流 天神真揚流 柔術
夢想流 陰陽巻 活殺伝 について

柔道の起源

柔道は日本古来の素手で行う格闘の方法にその技術的な源を見ることが出来る。

徒手による武芸は、大和時代の大昔よりある「相撲」や、源平時代の「組討ち」を基盤として発達し、中世末期の戦乱時代に至り、戦場での「鎧組討ち」や他の武器に対処する方法としての武術が編み出された。

その名称も「組討ち」「鎧組討ち」「腰のまわり」「捕縛」「捕手」「取手」「やわら」「和術」「柔術」「拳法」「体術」「柔道」など多くあったが、江戸時代の中期以後にかけては、一般に「やわら」柔術流派の輩出をみるにいたった。

武道または武術の中の一つの方法として生まれた柔道と、コ・メディカルである柔道整復師の歴史を遡ると、その基はともに柔道である武道へとたどり着く。この古くから日本に伝わる武術の中には、「弓術」「馬術」「剣術」「槍術」などがあり、これ等の武術を用い戦場において相手を討ち負かす技術をひたすら修練したが、その歴史の中で、日本の武道は「哲学」にまで発展し、柔道では「自他共栄」を教え、人を活かす道として「武医同術」と言う言葉も現代に語り伝えられている。

講道館柔道

講道館柔道は、創始者の嘉納治五郎師範がご自身の虚弱体質を鍛えようとされて学んだ。福田八之助に天神真楊流柔術を、次いで飯久保恒年に就いて起倒流柔術の修行を行った。

そして嘉納治五郎は、技術的にはこの起倒流と天神真楊流柔術の長所を採入れ、また精神的には幼少から学んだ儒教思想を核に、西洋の功利主義思想やスペンサー等の智育、徳育、体育の教育論を展開させ

て、1882年（明治15年）に東京の台東区稲荷町にある永昌寺において講道館柔道を創始したのである。

嘉納師範は柔道の修行は攻撃と防御の練習によって、身体および精神の鍛錬と修養を行い、この道の真髄を身体によって会得することであり、体得することによって自分を完成して、世のために尽くすことが柔道の究極の目的である。

更には「柔道修行効果の判定は、社会生活の存続発展に、如何に役だっているかによって決まる」と言われて、その代表語として「精力善用・自他共栄」と「相助相譲・文武不岐」の二つが柔道修行者の二大道標となって現在に至っている。

殺法と活法

今から約540年前の西暦1450年頃の戦国時代に書かれた夢想流柔術の伝書に「夢想流陰陽之巻活殺伝」という武道の活法と殺法を伝える最も古い記録が残されている。また、天神真楊流の伝書「天・地・人」三巻の内、地の巻および人の巻は、人体解剖そのものが書かれている。

武道には表裏一体の殺法と活法とがあって、その両方を修めた者がその道の達人と言われ、それぞれその修行に命を掛けてきたものである。

殺法は武技そのものであり、柔術の場合は投技、固技、絞技、関節技、当身技、など全てが殺法に属する。

一方、活法は戦場で受けたダメージの手当や治療法のことであり、その内容は、刀剣などの刃物による傷の手当から、骨折、脱臼、捻挫、その他仮死者の応急処置まで含まれている。

柔道の絞技で仮死状態にある者、これを「落ちる」と言うが、この仮死状態にある者を蘇生させる方法が、「活」である。

「活法」には「狭い意味の活法」と「広い意味の活法」の二種類がある。「狭義の活法」は衝撃を受けて昏倒したり、絞技による場合、土砂に埋まったり、煙に巻き込まれたり、水に溺れたりして仮死に陥

った場合に、即座に施す救急法のことであり、「広義の活法」は骨折や脱臼を整復したり、戦場で受けた傷口や、食当りの手当を行ったり、これらに対して治療を施すことなどが含まれている。

活殺自在という言葉があるが、この様な活殺両方を極めた者が、その道の達人と言われまた免許皆伝と言われる人であった。

時代の変遷と共に武道の殺法が、その技を競技や運動として楽しむスポーツとしての部分が強くなり、武道として発祥した柔道は「競技柔道」となって現在に至っている。

柔道家の活法は江戸幕府の倒壊と共に、柔道整復と言う名称で苦難の道を歩みながら、向上発展して医療の一翼を担う業種へと進み現在に至っている。

その根底には柔道の精神力があって、柔道と柔道整復は、殺法と活法同様に同じく表裏一体で切り離すことが不可欠である。

江戸の柔術

江戸神田お玉ガ池。幕末時代に、この地で開かれた柔術道場は、天神真楊流であった。当時の道場は非常に盛況で、門人五千余を数え、柔術百数十流派の中において最も秀でた流派と称された。

流祖は磯又右衛門柳関斎源正足^{いそまた う えもんりゅうかん さいみなもとまさたり}は、伊勢国（三重県）松阪において、紀州藩士岡山家に生まれた。旧名は岡山八郎治正足という。幼年の頃より武術を好み、十五歳で京に出る。一柳公の家臣、一ツ柳織部^{ひとつやなぎ}が楊心流の名人であることを聞いて入門する。その後は真之神道流柔術の達人、本間丈右衛門^{ほんま じょう うえもん}に師事して修行に専念し、六年を過ぎずして奥義を極めた。

古来柔術には、130録の流派があったが接骨を奥許として伝授したのは天神真楊流只一つである。天神真楊流の柔術家は、この接骨を副業とすることによって、道場の維持が容易であった。

天神真楊流は、講道館の嘉納治五郎が学び柔道の基盤となった流派である。江戸後期の神田に道場を開き、洗練された柔術の体系と共に、

優れた活殺術を伝えていた。明治期に柔道整復師の確立に尽力し、接骨術を以って多くの人々を治療したのである。

磯又右衛門の道場は、北辰一刀流千葉周作道場の前にあり、両者は親交が厚く相互に交流を行った。千葉周作は鑢迫り合で相手の足を払って倒すスクイ足を使ったといわれるが、これは磯又右衛門が伝えた技であると伝えられている。当時、磯道場の門人は千葉道場で剣術を学び、千葉道場の門人は磯道場で柔術を学び、相互に門人同志の交流も盛んであったという。

接骨のもとを考える時、天神真楊流の流祖はわれわれ柔道整復師にとり、神にも比すべき大恩人である。

現在は久保田敏弘師範家が流派を継承現在に至っている。

(参考文献)

接骨医学史

天神真楊流柔術

師範家免許皆伝 久保田敏弘

付 記

「起倒流乱心持目録」に、先ず我を捨つれば、我を拾ふことを得。此の意を殺法、活法といへり、とある。さらに、

「起倒流乱得心之目録」には、「敵を見て強しと為せば畏るる心を生じ、又弱しと為せば侮る心を生ずるものなり。此の心あれば必ず勝つこと与はず。一心死を決すれば必ず勝つこと得べし」とある。

「起倒流秘傳書」には、「柔術は初学より生死の迷根を断つを以て要とす」と。

以上、いろいろと記したが、己を捨てることの大事なことはお分かりのことと思う。

“捨てて生きる”これが柔術の極意である。遠い昔にその例をとるまでもなく、我々の日常生活の中で思い当たるふしが多い。

よく見せよう、上手に勝ってやろうと思う心が負けにつながる。

“捨てて生きる“この精神は、ただに柔術の極意のみならず、我々人生の極意なのであることを知ってもらいたい。

(古歌)
大水の先に流れる枌殻も身を捨ててこそ浮ぶ瀬もあれ、これ
また同じ心ばえなるべし。

10年間の柔道部員の変遷

年 度	部 長 副部長	部 員
平成 6 年度	道家勝昭、松山 剛	中井秀雄、井上彰二、吉田武二 遊道明信、小林賢二、岡島 順 三宅通彦
平成 7 年度	松山 剛	中井秀雄、井上彰二、吉田武二 遊道明信、小林賢二、岡島 順 三宅通彦
平成 8 年度	松山 剛	中井秀雄、井上彰二、吉田武二 遊道明信、小林賢二、岡島 順 三宅通彦
平成 9 年度	松山 剛	中井秀雄、井上彰二、吉田武二 遊道明信、小林賢二、岡島 順 三宅通彦、大西辰博
平成10年度	松山 剛	中井秀雄、井上彰二、吉田武二 遊道明信、小林賢二、岡島 順 三宅通彦、大西辰博
平成11年度	大西辰博	井上彰二、吉田武二、岡島 順 遊道明信、小林賢二、三宅通彦、 笹川和幸
平成12年度	大西辰博	井上彰二、吉田武二、岡島 順 遊道明信、小林賢二、三宅通彦、 笹川和幸
平成13年度	大西辰博	井上彰二、吉田武二、岡島 順 小林賢二、三宅通彦、笹川和幸 近藤桂市、大角康之
平成14年度	大西辰博	井上彰二、吉田武二、岡島 順 小林賢二、三宅通彦、笹川和幸 近藤桂市、大角康之、岡田達也
平成15年度	大西辰博	井上彰二、吉田武二、岡島 順 笹川和幸、近藤桂市、大角康之、 岡田達也、長井隆尚、中田康人

第一章

(11)

青 年 部

昭和52年6月12日青年部発足。8月21日初の総会が開催され、その際に青年部規約が決定され、会員の親睦と学術研究の練磨を主旨とする活動はスタートした。

しかし時の流れと部員および幹事の減少に伴い、平成15年5月18日、青年部総会において、新青年部規約案が承認された。

青年部規約

10年の活動

平成 6 年

- 4月29日 平成5年度青年部総会
70名中58名（選任届23名）
京柔整会館3階中会議室
- 8月7日 第5回青年部主催レクリエーション
琵琶湖こどもの国
- 9月11日 第9回青年部主催ソフトボール大会
小畑川グラウンド
優 勝 伏見チーム
準優勝 下京・南、城陽連合チーム

平成 7 年

- 2月19日 第18回青年部主催ボウリング大会
MKボウル山科
優 勝 高岡 敬一
準優勝 和田 好浩
- 5月7日 平成6年度青年部総会
66名中55名（選任届23名）
京柔整会館3階中会議室
- 8月6日 第6回青年部主催レクリエーション

大森キャンプ場 58名

9月10日 第10回青年部主催ソフトボール大会

小畑川グラウンド

優 勝 南丹チーム

準優勝 北、上京、左京チーム

平成8年

2月18日 第19回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 岡本善志一

準優勝 太田 圭一

5月12日 平成7年度青年部総会

64名中46名（選任届24名）

京柔整会館3階中会議室

9月8日 第11回青年部主催ソフトボール大会

小畑川グラウンド

優 勝 南丹チーム

準優勝 北、上京チーム

平成9年

2月15日 第20回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 今井 健二

準優勝 藤村 高弘

5月18日 平成8年度青年部総会

55名中37名（選任届16名）

京柔整会館3階中会議室

8月10日 第7回青年部主催レクリエーション

美山自然文化村 80名

平成10年

2月15日 第21回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 清水 武史

準優勝 今井 健二

5月10日 平成9年度青年部総会

55名中39名（選任届16名）

京柔整会館 3階中会議室

8月9日 第8回青年部主催レクリエーション

大森キャンプ場 70名

9月15日 第12回青年部主催ソフトボール大会

～ 三栖公園グラウンド 60名

平成11年

2月21日 第22回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 岸本 隆幸

準優勝 和田 好浩

5月16日 平成10年度青年部総会

51名中35名（選任届22名）

京柔整会館 3階中会議室

8月8日 第9回青年部主催レクリエーション

淡路島 「オノコロ」

9月12日 第13回青年部主催ソフトボール大会

小畑川グラウンド

平成12年

2月27日 第23回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 和田 好浩

5月21日 平成11年度青年部総会

51名中15名（選任届21名）

京柔整会館 3階中会議室

7月20日 第10回青年部主催レクリエーション

丹後あじわいの郷

9月10日 第14回青年部主催ソフトボール大会

伏見公園グラウンド

優勝 上京、下京・南、右京、連合チーム

平成13年

2月25日 第24回青年部主催ボウリング大会

サガニックボウル

優勝 和田 好浩

5月20日 平成12年度青年部総会

48名中11名（選任届31名）

京柔整会館 3階中会議室

7月20日 第11回青年部主催レクリエーション

ユニバーサルスタジオ・ジャパン 74名

9月9日 第15回青年部主催ソフトボール大会

小畑川グラウンド

優勝 上・中・下京・南・右京連合チーム

準優勝 国保連合会チーム

懇親会 京都エミナース 53名

平成14年

2月24日 第25回青年部主催ボウリング大会

サガニックボウル

優勝 今井 健二

準優勝 安田 基雄

5月19日 平成13年度青年部総会

55名中15名（選任届36名）

京柔整会館 3階中会議室

7月20日 第12回青年部主催レクリエーション

鈴鹿サーキット 46名

平成15年

2月23日 第26回青年部主催ボウリング大会

MKボウル山科

優 勝 岡本善志一

準優勝 今井 健二

5月18日 平成14年度青年部総会

58名中19名（選任届34名）

京柔整会館 3階中会議室

7月20日 第13回青年部主催レクリエーション

姫路セントラルパーク 46名

本会全体としても入会者の数が減少状況にある中で、青年部員の人数もここ数年減少傾向にあり、現在部員数58名である。青年部の団結と発展が本会の発展にも繋がるものと確信し、青年部活動の役割の重要性を認識し活動して参りたい。

歴代青年部部長

8 代	平成5年	北村 啓二
9 代	平成8年	栗原 武弘
10 代	平成9年	除門 悟
11 代	平成11年	大西 裕二
12 代	平成13年	中川 正和
13 代	平成15年	熊中 基弘

株式会社東京市電業局

定 章

定 款

平成12年4月

- (第 一 章)
第 一 条 (会社名) 会社名は「株式会社東京市電業局」とする。
(第 二 章)
第 二 条 (目的) 本会の目的は、東京市電業局の業務の円滑な実施を図ることにあり、そのために必要な事業を行うこととする。
(第 三 章)
第 三 条 (資本) 本会の資本は、定額資本と増資資本とに分け、その総額は、東京市電業局の業務の円滑な実施に必要な額とする。
(第 四 章)
第 四 条 (役員) 本会の役員は、会長、副会長、理事、監事、及び会計責任者とする。
(第 五 章)
第 五 条 (業務) 本会の業務は、東京市電業局の業務の円滑な実施を図ることにあり、そのために必要な事業を行うこととする。
(第 六 章)
第 六 条 (会計) 本会の会計は、東京市電業局の業務の円滑な実施を図ることにあり、そのために必要な事業を行うこととする。
(第 七 章)
第 七 条 (解散) 本会は、東京市電業局の業務の円滑な実施を図ることにあり、そのために必要な事業を行うこととする。
(第 八 章)
第 八 条 (附則) 本会の附則は、東京市電業局の業務の円滑な実施を図ることにあり、そのために必要な事業を行うこととする。

社団法人京都府柔道整復師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人京都府柔道整復師会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を京都市東山区大和大路五条下ル東入芳野町79番地の2 京都府柔道整復師会館内に置く。

2 本会は、必要な区域に支部を置く。

(目 的)

第3条 本会は、柔道整復術の進歩及び発展、その医学的研究並びにこれを通じて保健福祉及び公衆衛生の向上を図ると共に公益性を重んじ、社会の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発達に関すること。
- (2) 柔道整復師の資質向上に関すること。
- (3) 国民の体位向上に関すること。
- (4) 各種保険制度の協力に関すること。
- (5) 居宅介護支援事業及び訪問介護事業に関すること。
- (6) 会員の福利増進並びに相互扶助に関すること。
- (7) 会報発行に関すること。
- (8) その他本会の目的達成のため必要と認められること。

(構 成)

第5条 本会は、京都府内において柔道整復を業とする柔道整復師で、本会の趣旨に賛同して入会し、本会の支部に所属する会員をもって構成する。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 柔道整復師の資格を有し、施術所を開設している者及び開設者と施術所を同一にする柔道整復師にして開設者の親族。
- (2) 準 会 員 柔道整復師の資格を有し、施術所を開設していない者。
- (3) 名誉会員 学識経験者又は柔道整復術のため特別の功勞のあった者で、総会において推薦された者。

(入 会)

第7条 正会員又は準会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、本会と同業種の他の団体に加入している者は、当該団体を退会した後でなければ入会することができない。

3 入会した会員は、その者の開設した施術所又は勤務場所を、担当する支部に所属しなければならない。

4 入会した正会員は、社団法人日本柔道整復師会に所属しなければならない。

(会 費 等)

第8条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金、会費、負担金を、別に定める期日内に納入しなければならない。

(会費等の減免)

第9条 正会員又は準会員がやむを得ない理由のため、会費、負担金の納入が困難となり、当該会員の所属する支部長から会費及び負担金の減免の申請があったときは、会長は、理事会の決議を経て、これを承認することができる。

この場合には、直近の総会に報告しなければならない。

2 会費及び負担金の減免は、会計年度ごとに申請しなければならない。

い。

- 3 特別の理由のあるものを除き減免の申請をする者が、当該会計年度の開始以前に減免の申請書を提出しないときは、当該会計年度における会費及び、負担金の減免を受けることができない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 柔道整復師の免許を失ったとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 社団法人日本柔道整復師会会員の資格を喪失したとき。
- (5) 退会したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 会費の未納が2年分以上の額に達した場合において、当該会員に対し期間を定めて納入を催告し、なお納入しないとき。

(退 会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(資格停止、除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総正会員の4分の3以上の議決を経て、資格を停止し若しくは除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款及び総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を著しくき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) 重大な刑罰法規に該当する行為を行ったとき。

2 会員が本会と同業種の他の団体に加入したときは、会長は、その会員に退会を勧告することができる。

3 前項の退会の勧告を受けた会員が退会しないときは、第1項に定める手続を経て、会長は、当該会員を除名することができる。

(拠出金の不返還)

第13条 退会し、又は資格を喪失した会員が、既に納入した入会金、会費、負担金等の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(種 別)

第14条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。) 8名以上15名以内
 - (4) 監 事 2名
- 2 理事のうち6名は選挙によって選出(以下「選挙理事」という。)し、8名以内は、会長が総会の承認を得て委嘱(以下「委嘱理事」という。)する。
- 3 監事のうち1名は選挙によって選出(以下「選挙監事」という。)し、1名は会長が会員でない者を総会の承認を得て委嘱(以下「委嘱監事」という。)する。

(選 任)

第15条 会長、選挙理事及び選挙監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 前項の役員の選出方法については、別に定める。
- 3 副会長は、理事の中から会長が委嘱する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事の構成は、理事相互に親族その他特別の関係にある者の数が理事総数の3の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 役員に欠員が生じたときは、直近の総会で補欠の役員の選任を行う。

ただし、委嘱理事及び委嘱監事については、会長が委任し、総会の承認を得なければならない。

(職 務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の障害のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 法令、定款、総会の決議に違反する行為のあったとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、実費を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第20条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、学識経験者並びに本会に特に功勞のあった者を理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の諮問に応ずる。ただし、理事会の評決に加わることはできない。

4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 会 議

(種 別)

第21条 本会の会議は、総会及び理事会の2種類とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算並びに財産目録に関する事項

(3) 重要な財産の取得及び処分に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

2 会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。

(1) 会務、事務の概況

(2) 理事会における決議事項

3 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を書面で示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を書面で示して請求があったときに開催する。

4 前2項の各構成員の請求による会議は、速やかに開催しなければならない。

(招 集)

第25条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前（ただし、役員選挙を行う総会にあっては、選挙日の10日前）までに文書をもって通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示す文書をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この手続きを省略することができる。

(議 長)

第26条 総会の議長、副議長は各1名とし、その総会において出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 会議は、各構成員の2分の1以上が出席しなければ開催する

ことができない。

(議 決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において正会員として議決に加わる権利を有しない。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決権等)

第29条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事又は会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、役員の選任については、書面による表決及び委任による表決をすることができない。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数、又は理事の氏名（書面表決者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の氏名及びその発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費、入会金及び負担金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、別に定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第34条 本会の収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、事業年度終了後2月以内にその事業年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(長期借入金)

第35条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ京都府知事に届けなければならない。

(新たな義務の負担)

第36条 前条の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除く

ほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局の職員は、有給とする。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本会の定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得て、かつ、京都府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 総会の決議に基づいて解散する場合には、総正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、かつ、京都府知事の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(契約の締結)

第41条 本会は、社会保険及び公衆衛生上必要な保険その他の取り扱いについて、団体契約を締結をすることができる。

(公 示)

第42条 本会の公示は、会報及び京都新聞紙上に掲載する。

(委 任)

第43条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。この場合において、総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この定款の改正は、認可の日より施行する。
- 2 この定款改正前に、旧定款の規定により為された行為については、それぞれの改正された定款の相当規定によって為されたものとみなす。

選挙管理委員会

平成7年3月定款改定が行われた後、初めての役員選挙が実施されました。以前の定款との大きな違いは、理事のうち6名は選挙によって選出し、8名以内は会長委嘱によって構成するという規定が新設されました。それに伴い選挙を実施するに際し、公正・公平な選挙を行う為、他府県の社団法人の選挙規定や公職選挙法を参考にしながら京都の実状にあった選挙制度を制定しようと、京都の各地区より選出された選挙管理委員がさまざまな意見や案を出し合い、議論を重ねて、選挙規定や選挙実施要項を取り決め、初めての役員選挙総会を混乱なく終了しました。

各選挙総会の内訳は次のとおりである。

平成7年4月9日選挙総会

選挙管理委員会

委員長	田中 一吉	委員	黒木 由紀夫
副委員長	森田 勝	〃	北村 千春
委員	関 弘美	〃	南 賢三
〃	児玉 正巳	〃	宮越 良一
〃	太田 慶造	〃	斉藤 厚男

立候補者名 会長候補 原 健会員

理事候補	松山 剛会員	松浦 進会員
	清水 憲雄会員	片川 弘会員
	佐藤 隆信会員	馬淵 明雄会員
	布施 正和会員	布施 誠会員

監事候補 福島 光義会員 大槻 栞美会員

当選者名 会 長 原 健会員

理 事 松浦 進会員 清水 憲雄会員
片川 弘会員 馬淵 明雄会員
松山 剛会員 佐藤 隆信会員

監 事 福島 光義会員 大槻 枡美会員

平成9年3月23日選挙総会

選挙管理委員会

委員長	田中 一吉	委員	加藤 邦男
副委員長	関 弘美	〃	北村 千春
委員	白岩 利典	〃	南 賢三
〃	柴田 宗宣	〃	吉田 武二
〃	本間 利忠	〃	斉藤 厚男

立候補者名 会長候補 原 健会員

理事候補 松山 剛会員 長留 省悟会員
清水 憲雄会員 馬淵 明雄会員
佐藤 隆信会員 除門 悟会員
布施 正和会員

監事候補 山本 眞彦会員 井坂 豊会員
大槻 枡美会員

当選者名 会 長 原 健会員

理 事 長留 省悟会員 清水 憲雄会員
布施 正和会員 馬淵 明雄会員

松山 剛会員 除門 悟会員

監 事 山本 眞彦会員 井坂 豊会員

平成11年3月28日選挙総会

選挙管理委員会

委員長	田中 一吉	委員	近藤 桂市
副委員長	南 賢三	〃	北村 千春
委員	白岩 利典	〃	國本 清
〃	岡田 洋明	〃	岩井 伸夫
〃	本間 利忠	〃	斉藤 厚男

立候補者名 会長候補 原 健会員 布施 正和会員

理事候補 伊藤 茂基会員 長留 省悟会員
清水 憲雄会員 大西 辰博会員
佐藤 隆信会員 高岡 敬一会員

監事候補 山本 眞彦会員

当選者名 会 長 原 健会員

理 事 伊藤 茂基会員 長留 省悟会員
清水 憲雄会員 大西 辰博会員
佐藤 隆信会員 高岡 敬一会員

監 事 山本 眞彦会員

平成13年3月25日選挙総会

選挙管理委員会

委員長	田中	一吉	委員	道添	文彦
副委員長	片川	弘	〃	谷口	弘
委員	北村	啓二	〃	新井	一寿
〃	昌山	基成	〃	南	賢三
〃	川口	幹雄	〃	山下	武

立候補者名	会長候補	栗原	壽雄	会員
	理事候補	伊藤	茂基	会員
		山本	眞彦	会員
		佐藤	隆信	会員
		布施	正和	会員
		大西	辰博	会員
		高岡	敬一	会員

	監事候補	國本	清	会員
--	------	----	---	----

当選者名	会長	栗原	壽雄	会員
	理事	伊藤	茂基	会員
		山本	眞彦	会員
		佐藤	隆信	会員
		布施	正和	会員
		大西	辰博	会員
		高岡	敬一	会員
	監事	國本	清	会員

平成15年3月23日選挙総会

選挙管理委員会

委員長	道家	勝昭	委員	谷口	弘
副委員長	林	啓史	〃	道添	文彦
委員	北村	啓二	〃	西中	誠
〃	初田	吉隆	〃	笹岡	正典

委員 雨 森 治

委員 山 下 武

立候補者名 会長候補 栗原 壽雄會員 布施 正和會員

理事候補 伊藤 茂基會員 國本 清會員
山本 眞彦會員 大西 辰博會員
佐藤 隆信會員 高岡 敬一會員

監事候補 山村 政男會員

当選者名 会 長 栗原 壽雄會員

理 事 伊藤 茂基會員 國本 清會員
山本 眞彦會員 大西 辰博會員
佐藤 隆信會員 高岡 敬一會員

監 事 山村 政男會員

自動車損害賠償責任保険

対策連絡会

「本会における自動車事故時の施術費の請求・ 施術証明書の取り組みについて」

損保対策連絡会

自動車の運行によって他人を死傷させた場合は、自動車損害賠償保障法によって、その自動車の保有者または運転者が賠償する責任があります。

第三者行為の被害者は加害者に対して損害賠償の請求権があり、加害者は被害者に対して損害賠償をする責任があります。この損害賠償の責任は民法で規定されており、怪我の治療費、会社を休んだ際の休業補償、精神的苦痛に対する慰謝料、死亡した場合や後遺障害を残した場合の将来の損害（逸失利益）に対する賠償など、すべての損害に対して賠償する責任があることになっています。

ここでは、我々柔道整復師が行った交通事故時の施術費の請求についての経緯や本会の基本的な対応、また、施術証明書の取り扱いなどを報告します。

自動車損害賠償責任保険・自動車損害賠償責任共済（以下、自賠責保険等）の医療費における支払いの適正化について厳しい世論が昭和44年と昭和59年に起こり、国会でも議論されるようになりました。特に昭和59年には「自動車賠償保険審議会」が開かれ「医療費支払いの適正化」を実施するよう答申されました。これを受けて自動車保険料率算定会（以下、料率算定会）と損害保険の関係者は適正化に向けて動き出しました。医師会でも世論を厳しいものとして受け取り、労災料金の1.2倍のガイドラインを打ち出しました。

「自動車賠償保険審議会」の「医療費支払いの適正化」の答申が、柔道整復師の施術料金も含まれるかどうかの議論があり、料率算定会は運輸省に質問状を出し、柔道整復師の施術料金についても「審議会答申に準ずる取り扱いをすることに異議がない」旨回答を得ています（平成5年6月23日）。これは重要な意味があります。これにより、すべ

ての柔道整復師の自由な施術料金について、一定のガイドラインに基づく支払いがなされることを可とする根拠となるからです。

平成5年7月21日、日本柔道整復師会（以下、日整）より自賠責保険等の施術料金適正化の要請がありました。適正化の趣旨は、労災料金を基準とし、その1.2倍を上限の目安として算定すること。傘下会員に適正化（一定のガイドラインに基づく治療費の支払いという考え方）を徹底周知すること。都道府県単位で連絡会を開催すること。平成6年1月1日初検分より実施すること。の以上4点です。

上記の日整の要請を受けて、本会においても検討の結果、

- 1、日整が作成した自賠責保険施術料金（上限の目安）の採用。
- 2、施術証明書及び施術費明細書の採用。
- 3、京都府損害保険柔道整復連絡会（以下、連絡会）を損保各社と開催。

以上の3点を平成6年1月より実施することとしました。以後、連絡会については月1回行い、問題点においては慎重に意見交換や協議を重ねてきました。しかしながら平成7年8月頃、公正取引委員会より施術費等についての話し合いや協議をしてはいけない。場合によっては談合とみなして、司法の介入も有り得るとの通知がありました。この通知を受けて以降、連絡会を中止しています。しかし、問題発生時には適宜、勉強会等を開催し、速やかに解決しています。

また、日整の自賠責保険施術料金（上限の目安）が平成12年をもって全廃となりました。本会では、目安料金を全廃としますと再度会員に混乱を招く恐れがあるので、参考のため「自賠責保険施術料金（目安表）」を作成しました。

柔道整復師の交通事故時に発行する施術証明書についての取り組みを説明します。京都におきましては、平成6年7月以前には交通事故による柔道整復師の施術証明書を警察では受理しませんでした。そこで、日整では平成6年3月24日付で警察庁長官 城内康光氏に柔道整復師の施術証明書に関して要望を行いました。そして、日整から各都道府県

会長宛に平成6年5月付で通知がありました。検討の結果、京都におきましても平成6年7月26日京都府警本部交通課を訪ね、当時の京都府警本部長 国枝英郎氏、交通部長 光成元吾氏、交通課長 佐々木輝彦氏に対しまして、柔道整復師の発行する施術証明書についての取り扱いに関する要望書を提出いたしましたところ、(資料1) 快くご了解頂き、本会の要望を全面的に受け入れていただきました。府下の各警察署に対しまして柔道整復師の交通事故時に発行する施術証明書についての取り扱いを「診断証明書」(資料2) に格上げし、通達を出して頂く事を確約致しました。

そこで平成6年8月27日、理事・支部長会を開催し、その取り扱いについて支部長ならびに会員各位に周知徹底を図るべく説明会を開催し、合わせて通知と致しました。(資料3) しかしながら、現実には当初よりトラブルが発生し、その都度、本会より担当警察官に直接理由を説明して、了解を得てきました。府下全署に通達して頂きましたので、その趣旨が徹底されているものと理解していましたが、実質的にはすべての係官(担当者)の理解を得ることは非常に難しいことです。今後も柔道整復師の「診断証明書」を受理することは出来ない等のトラブルが起こる可能性も考えられます。

以上を持ちまして、損保関係の約10年間の経緯につきご説明いたしました。京都府柔道整復師会と損保会社との間で困難な案件も多数提起されましたが、会員皆様のご尽力によりまして円満に解決処理することが出来ました。また、交通事故時の柔道整復師の発行する診断証明書の取り扱いについても京都府警本部の承認を受け、善処することが出来ました。

損保対策連絡会

委員長 田中 一吉

副委員長 太田 慶三

委員 片川 弘

南 賢三

資料 1

平成 6 年 7 月 26 日

京都府警察本部長

社団法人京都府柔道整復師会

会 長 原 健

柔道整復師の発行する施術証明書の取り扱いに関する要望

平素は柔道整復師の業務につきましては、深い御理解と御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

表記のことに关しまして、下記の通り要望いたしますので、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

(要望事項)

1 交通事故により負傷した者の打撲・捻挫等に対し、柔道整復師が発行する施術証明書を警察当局における事故処理のため、受理されるようにお願い致します。

2 事件の性質上、医師の診断書を必要と認められる場合には、被害者又は施術証明書を発行した柔道整復師を介しまして、医師の診断書を提出されるようにして頂きますようお願い致します。(柔道整復師の団体あるいは個人には、顧問医がある場合が殆どであります。)

なお、被害者に提出を求める場合にあつては、柔道整復師の立場をも考慮され、できるだけ柔道整復師を通じて行われるようお願い致します。

3 これらのことが認められる場合は、京都府下全域に統一的に対処できるよう、ご周知下さるよう特段の御配慮をお願いいたします。

(理由)

1 交通事故など第三者行為による傷害罪の事故処理にあたりましては、刑事訴訟法第 321 条第 4 項に基づく書面として医師の診断書を必要とされることは、証拠能力から当然の事であります。

しかし、その傷害の態様・程度が比較的軽度な打撲・捻挫は、柔道整復師の施術だけで治癒に至るものについてまで、これを要求することは、実態に即せず、被害者に必要以上の負担を掛けることになり兼ねないと存じます。このような場合には、当該柔道整復師の

発行する施術証明書をもって処理されるよう、お願い致します。

2 当会の上部団体である社団法人日本柔道整復師会において、昨年 11 月に各都道府県柔道整復師会長を通じ、柔道整復師の発行する施術証明書の通用状況について調査致しました結果、別紙に示すとおり、既に、柔道整復師の発行する施術証明書をもって、全面的に受理されておられるところは、東京都ほか 4 県、軽微な場合のみ受理されておられるところは、青森県ほか 1 府 14 県に及んでおります。

その他の道府県については、現在、折衝中のところであります。

また、警察庁交通局長殿におかれましては、社団法人日本柔道整復師会会長からの要望を、大筋においてご同意を頂き、既に各都道府県警察本部長殿あてに御連絡頂いたと聞き及んでおります。

どうか前記都道府県と同様に、施術証明書を受理して頂きますようお願い致します。

3 現場の第一線において、事故の処理に当たっておられる一部の警察官が、被害者の面前で、この施術証明書では証拠能力がないからとの理由で、医師の診断書を要求される場合がありますが、それは柔道整復師の治療そのものが不十分であるかのごとき印象を与える恐れがありますので、このような場合は、当該施術証明書を発行した柔道整復師を介して、医師の診断書を求められるようお計らいをお願い致します。

4 なお、自動車損害賠償法では、運輸省及び厚生省の御承認を得まして、全国的に、「施術証明書を診断書とみなす」取り扱いを頂いておりますことを申し添えます。

診断証明書 (交通事故用)

住所

氏名

男 女

明・大・昭・平 年 月 日生

傷病名

頭書の傷病に依り約
を要する見込である。

日間の安静加療

附 記

上記の通り診断証明致します

年 月 日

柔道整復師住所氏名

印

社団法人京都府柔道整復師会
理事及び支部長 各位殿

社団法人京都府柔道整復師会
会 長 原 健

交通事故時の診断証明書の取り扱いについて

警察署では、柔道整復師の発行する交通事故の際の診断証明書が、受理されないことは、ご存知のことと存じます。

しかし、柔道整復師法により免許を付与された柔道整復師が、柔道整復師法に定められた業務に基づき発行した診断証明書を否認されることは、正当業務を否認、縮小されることでもありますので、京都府警察本部に対して、その善処法を要望致しました。

その結果、ほぼ、要望どおりのご承認を頂きましたので、以下ご報告いたします。

記

1 合意内容

- (1) 打撲、捻挫及び挫傷であって、施療期間が20日を超えない場合の診断証明書は、原則として、受理される。
- (2) 後日、当事者間の紛争が予測され、公訴維持の観点から医師の診断書が必要な場合には、関係柔道整復師を通じて患者に連絡する。

以上、京都府内全域の警察署担当部課に連絡し、取り扱いに慎重を期する。

2 問題点

既に、診断証明書を受理している他県の例を検討すると、2年ないし3年で、受理を拒否される例が繰り返され、本部と現場の警察署との解釈の齟齬が起きている。それは、医師の発行する診断書と柔道整復師の発行する診断証明書の客観的証明力の差異に起因する。

刑事訴訟法上の両者の差異は存在しないが、判例法上医師の診断書に証拠として、鑑定人の鑑定書と同じ証明力を認められたのである。

3 医師の場合

かつて、医師も、この判例が出る以前は、法廷で証言し、弁護士の意地の悪い質問に耐えて、自己の診断の正当性を実証してきた。検事と医師の連係による受傷事実の証明が100パーセントに近い数字で認められた。

その積み重ねの結果として、裁判所がその実績を認め、前記判例が出された。それは、医師の永年の努力に対する社会的評価の確立の現れである。

4 今後の対応

柔道整復師が診断証明書を書くことは、裁判に出廷して、傷害の事実を証言し、証明しなければならないことを意味する。若し、この証明が出来ず公判を維持できないようなことが起こったときは、診断証明書は、二度と警察署も検察庁も受理したり、公判廷に持ち出したりしなくなることを、認識する必要がある。

診断証明書、カルテ及び証言とは、総て一体性を持たなければならない。それは、カルテに傷害の客観的状況、検査、治療、治療結果等刑事訴訟法の求める総てを記載できるよう、交通事故用のカルテを再検討する必要がある。また、診断証明書の書式も同様である。

5 カルテ・診断証明書

現在、カルテ・診断証明書の書式等について、学術部及び保険部において鋭意、検討中であるが、最小限度次のような記載欄を訴訟法上もうける必要がある。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) カルテ・診断証明書 | 来診の趣旨 |
| (2) | 発傷の原因、時間、場所 |
| (3) | 氏名、住所、生年月日 |
| (4) | 傷病名 |
| (5) | 所見（自覚的所見・他覚的所見） |
| (6) | 症状（疼痛の部位の大きさ、皮下出血の面積等） |
| (7) | 処置（塗布および貼付薬品名等） |
| (8) | 経過 |
| (9) | 対診（X-ray、同意等） |
| (10) 診断証明書 | 治療見込み期間 |

なお、診断証明書には、「当柔道整復師まで、必要ありとの御指示があれば、医師の診断書を添付させますので、お申し付けください。」と付記する必要がある。

昭和25年4月14日

法律第10号

第二章

【改正条文】

第1次 昭和25年7月23日法律第85号「行政手続法の施行に付

関係法律の整備及び関係法律の施行に付関係法律の施行に

する法律」第21条による改正

第2次 昭和25年8月3日法律第72号「本邦産物振興法の一部を改正す

る法律」(平成元年6月法律第31号による改正)による

柔道整復師法

第3次 平成3年3月1日法律第1号「行政手続法の一部を改正す

る法律」附則第6条による改正

第4次 平成6年7月1日法律第84号「地域振興対策基本法のための関

係法律の整備に関する法律」第18・19条による改正

第5次 平成8年11月12日法律第89号「行政手続法の施行に付関係

法律の整備に関する法律」第132条による改正

第6次 平成7年7月12日法律第91号「関係の一部を改正する法律」

附則第9条による改正

第7次 平成17年7月16日法律第87号「地方分権の推進を図るため

の法律」第219条による改正

第8次 平成17年7月16日法律第102号「中央省庁等改革のための関

係行政組織関係法律の整備等に関する法律」第102条による

改正

第9次 平成17年12月22日法律第160号「中央省庁等改革関係法律

法」第603・732条による改正

第10次 平成17年6月23日法律第87号「関係の一部を改正する法律」

第20条による改正

による改正

1. 柔道整復師法

昭和45年 4 月14日

法 律 第 19 号

[一部改正経過]

- 第1次 昭和57年 7 月23日法律第69号「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整備及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律」第21条による改正
- 第2次 昭和63年 5 月 3 日法律第72号「柔道整復師法の一部を改正する法律」(平成元年 6 月法律第31号により一部改正)による改正
- 第3次 平成 3 年 4 月 2 日法律第25号「学校教育法等の一部を改正する法律」附則第 6 項による改正
- 第4次 平成 6 年 7 月 1 日法律第84号「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」第16・17条による改正
- 第5次 平成 5 年11月12日法律第89号「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第135条による改正
- 第6次 平成 7 年 5 月12日法律第91号「刑法の一部を改正する法律」附則第 9 条による改正
- 第7次 平成11年 7 月16日法律第87号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」第219条による改正
- 第8次 平成11年 7 月16日法律第102号「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」第105条による改正
- 第9次 平成11年12月22日法律第160号「中央省庁等改革関係法施行法」第693・735条による改正
- 第10次 平成13年 6 月29日法律第87号「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法事の一部を改正する法律」第20条による改正

第11次 平成13年7月11日法律第105号「学校教育法の一部を改正する法律」附則第10条による改正（平成14年4月1日施行）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行う場所をいう。

第2章 免 許

（免許）

第3条 柔道整復師の免許（以下「免許」という。）は、柔道整復師試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により柔道整復師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

（柔道整復師名簿）

第5条 厚生労働省に柔道整復師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第6条 免許は、試験に合格した者の申請により、柔道整復師名簿に登録することによって行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

(意見の聴取)

第7条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第4条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第8条 柔道整復師が、第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

(指定登録機関の指定等)

第8条の2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての

登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第8条の13の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第8条の3 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第8条の5第1項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第8条の4 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事

業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第8条の5 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指先登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第8条の6 指定登録機関が登録事務を行う場合における第5条及び第6条第2項の規定の適用については、第5条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第6条第2項中「厚生労働大臣は、」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「指定登録機関は、柔道整復師免許証明書」とする。

- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、柔道整復師の登録又は免許証若しくは柔道整復師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第8条の7 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第8条の8 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第8条の9 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第8条の10 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第8条の11 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第8条の12 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、

登録事務の全部又は1部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第8条の13 厚生労働大臣は、指定登録機関が第8条の2第4項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第8条の2第3項各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第8条の3第2項、第8条の5第3項又は第8条の9の規定による命令に違反したとき。

三 第8条の4又は前条の規定に違反したとき。

四 第8条の5第1項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第1項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第8条の14 第8条の2第1項、第8条の3第1項、第8条の4第1項、第8条の5第1項又は第8条の12の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

第8条の15 削除

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第8条の16 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第8条の17 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が第8条の12の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第8条の13第2項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(企示)

第8条の18 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第8条の2第1項の規定による指定をしたとき。
- 二 第8条の12の規定による許可をしたとき。
- 三 第8条の13の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第2項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(厚生労働省令への委任)

第9条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証又は免許証明書の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出、柔道整復師名簿の登録、訂正及び削除並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 試 験

(試験の実施)

第10条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

(柔道整復師試験委員)

第11条 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く柔道整復師試験委員（次項において「試験委員」という。）に試験の問題の作成及び採点を行わせる。

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第12条 試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(不正行為者の受験停止等)

第13条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第13条の2 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第13条の3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の柔道整復師試験委員)

第13条の4 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を柔道整復師試験委員（次項及び第3項、次条並びに第13条の7において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第13条の5 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(指定試験機関が試験事務を行う場合の受験の停止等)

第13条の6 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第13条及び第13条の2第1項の規定の適用については、第13条第1項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項又は第13条の6第1項」と、第13条の2第1項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第13条の2第1項の規

定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第13条の7 第8条の2第3項及び第4項、第8条の3から第8条の5まで、第8条の7から第8条の14まで並びに第8条の16から第8条の18までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第8条の2第3項中「前項」とあり、及び同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第13条の3第2項」と、第8条の3第2項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む。）」と、第8条の7第1項中「職員」とあるのは「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」と、第8条の13第2項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第13条の4」と、第8条の14第1項及び第8条の18第1号中「第8条の2第1項」とあるのは「第13条の3第1項」と読み替えるものとする。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第14条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定及びその取消しに関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第4章 業 務

(業務の禁止)

第15条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なってはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第16条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第17条の2 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなった後においても、同様とする。

(都道府県知事の指示)

第18条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長、以下同じ。）は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。

2 医師の団体は、前項の指示に関して、都道府県知事に意見を述べることができる。

第5章 施 術 所

(施術所の届出)

第19条 施術所を開設した者は、開設後10日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第20条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

第21条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によって立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第22条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第20条第1項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第23条 削除

第6章 雑 則

(広告の制限)

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に

関する事項にわたってはならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第25条 第18条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

- 2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(権限の委任)

第25条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(経過措置)

第25条の3 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第7章 罰 則

第26条 第8条の7第1項（第13条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 第8条の13第2項（第13条の7において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の

役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 第11条第2項又は第13条の5の規定に違反して、不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第15条の規定に違反した者

二 第17条の2の規定に違反した者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第2号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条第1項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行ったもの

二 第17条の規定に違反した者

三 第18条第1項の規定に基づく指示に違反した者

四 第22条の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第24条の規定に違反した者

六 第19条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の8（第13条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第8条の10（第13条の7において準用する場合を含む。）の

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第8条の11第1項（第13条の7において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第8条の12（第13条の7において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第30条第4号から第7号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第三章

章受領録

日05月1年3和乎

年受領録 第

第

叙勲及び表彰された会員

日05月11年4和乎

年受領録 第

第

第

至大主理

日05月01年3和乎	第	第	第	第
日75月01年3和乎	第	第	第	第
日10月01年3和乎	第	第	第	第
日10月11年3和乎	第	第	第	第
日13月11年3和乎	第	第	第	第

第至大主理

日05月3年11和乎	第	第	第	第
日05月3年11和乎	第	第	第	第
日12月3年11和乎	第	第	第	第
日12月3年11和乎	第	第	第	第
日12月3年11和乎	第	第	第	第

賞を受けた会員

章三栄

叙勲受章

原	健	藍綬褒章	平成6年4月29日
片川	吉雄	勲五等瑞宝章	平成8年4月29日
井上	彰二	勲七等瑞宝章	平成11年11月3日
原	健	勲四等瑞宝章	平成14年11月3日

表彰

厚生大臣

栗原	壽雄	平成6年10月20日
田中	一吉	平成7年10月27日
井坂	豊	平成8年10月31日
道家	勝昭	平成10年11月19日
片川	弘	平成13年11月15日

厚生労働大臣表彰

原	健	平成11年3月26日
山崎	良三	平成15年3月26日
田中	一吉	平成15年3月31日
藤野	勝昭	平成15年3月31日
関	弘美	平成15年3月31日

財団法人日本公衆衛生協会会長

道家 勝 昭 平成 8 年 10 月 31 日
馬 渕 明 雄 平成 9 年 10 月 24 日
片 川 弘 平成 10 年 11 月 19 日
藤 野 勝 弘 平成 12 年 11 月 9 日

京都府知事

井 坂 豊 平成 6 年 5 月 8 日
田 中 一 吉 平成 6 年 5 月 8 日
道家 勝 昭 平成 6 年 5 月 8 日
馬 渕 明 雄 平成 11 年 5 月 23 日
松 浦 進 平成 11 年 5 月 23 日
清 水 憲 雄 平成 11 年 5 月 23 日
片 川 弘 平成 11 年 5 月 23 日
藤 野 勝 弘 平成 11 年 5 月 23 日

京都市長

富 島 敏 子 平成 6 年 5 月 8 日
片 川 弘 平成 6 年 5 月 8 日
松 浦 進 平成 6 年 5 月 8 日
清 水 憲 雄 平成 6 年 5 月 8 日
馬 渕 明 雄 平成 6 年 5 月 8 日
藤 野 勝 弘 平成 6 年 5 月 8 日
亘 高 司 平成 7 年 5 月 7 日
森 田 勝 平成 7 年 5 月 7 日
河 村 正 明 平成 7 年 5 月 7 日
松 山 剛 平成 11 年 5 月 23 日
太 田 慶 造 平成 11 年 5 月 23 日
関 弘 美 平成 11 年 5 月 23 日

京都労働基準局局長

山崎良三	平成6年5月8日
田中一吉	平成6年5月8日
松浦慎夫	平成6年5月8日
井坂豊	平成11年5月23日
道家勝昭	平成11年5月23日

帰一賞

原健	平成8年6月9日
栗原壽雄	平成10年6月14日
山崎良三	平成13年6月10日

日整会長表彰

田中一吉	平成6年3月31日
井坂豊	平成6年3月31日
清水憲雄	平成6年3月31日
道家勝昭	平成6年3月31日
藤野勝弘	平成6年3月31日

日整会長感謝状受賞

松本憲郎	平成11年3月26日
岡田登	平成11年3月26日

日整永年業務奨励会員表彰

水本正夫	平成11年3月26日
三宅博通	平成11年3月26日
小野勲二	平成11年3月26日

特別日整会長表彰

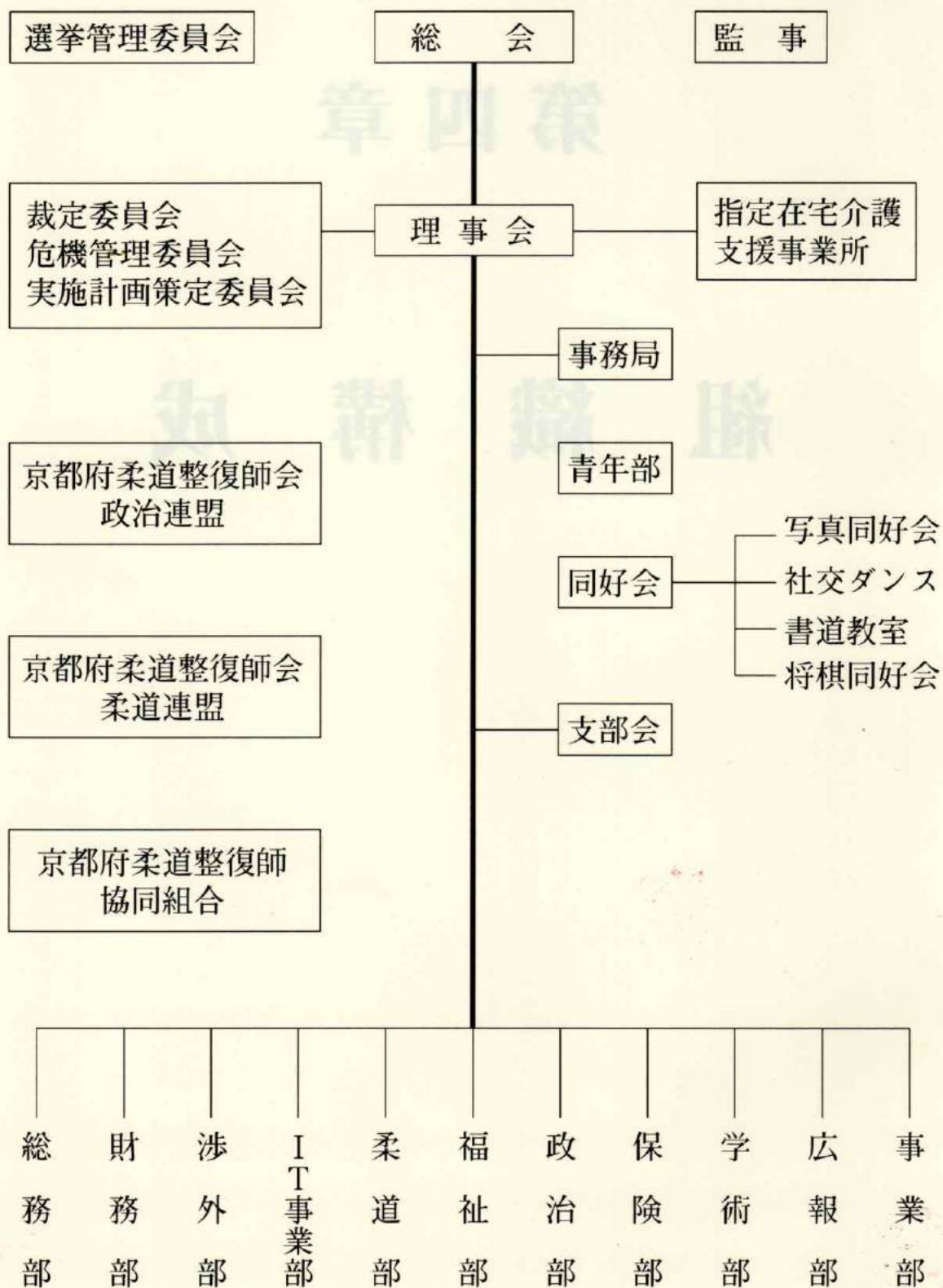
山崎立実	平成15年3月31日
------	------------

組 織 構 成



組織構成図

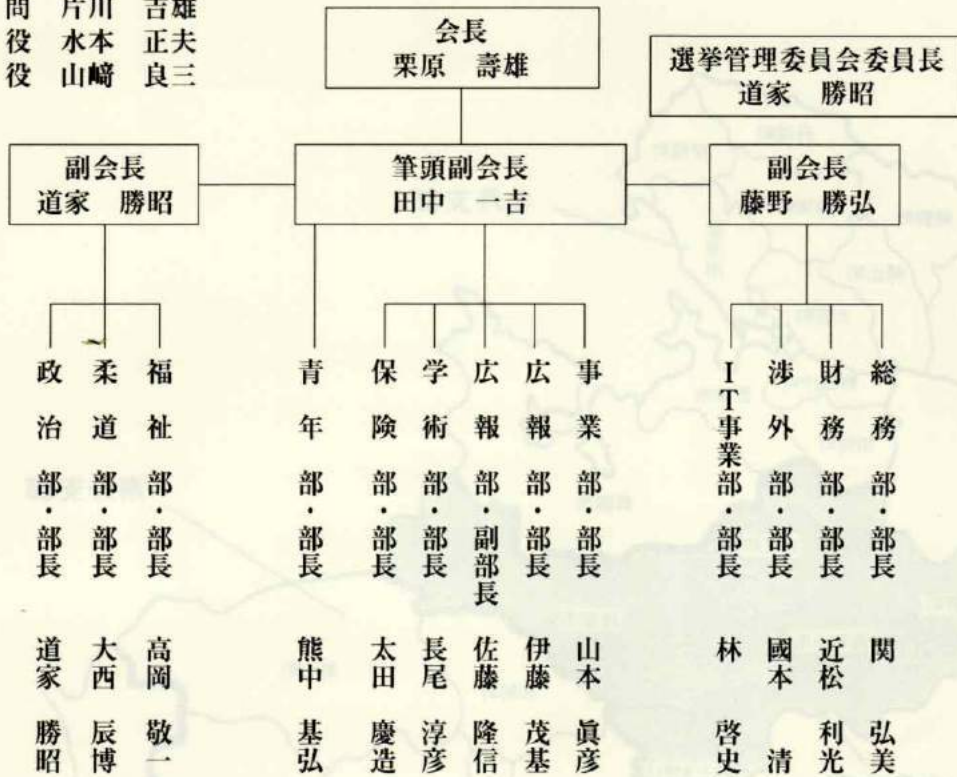
(平成16年3月現在)



役務構成図

(平成16年3月現在)

名誉会長 原 健
顧問 片川 吉雄
相談役 水本 正夫
相談役 山崎 良三



支 部

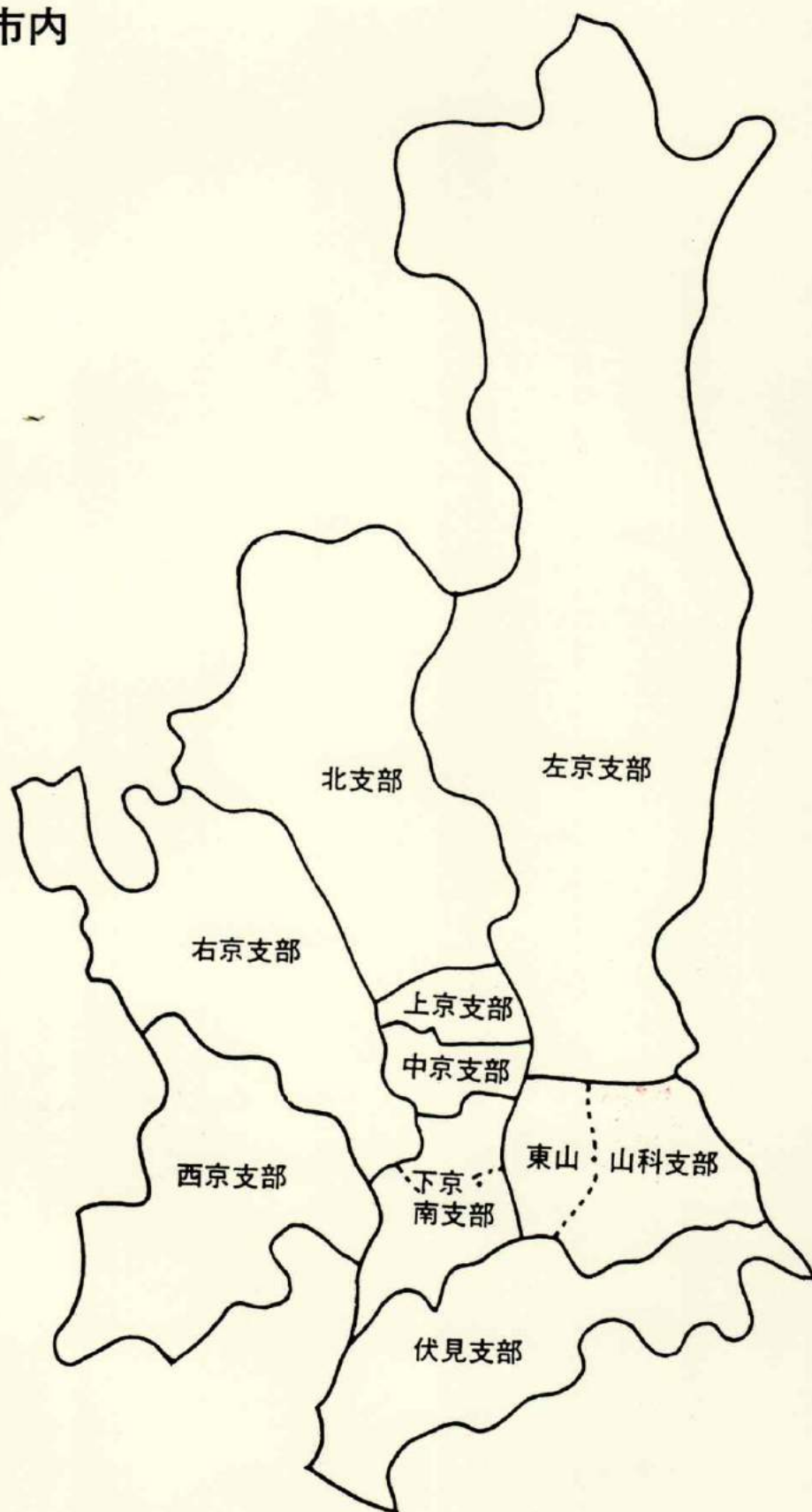


地域（支部）構成図

(平成16年 3 月現在)



京都市内



第五章

京都府柔道整復師協同組合

- 第一の組織は、本協会の組織は、協会の方式合協同組
- 第二の組織は、本協会の組織は、協会の方式合協同組
- 第三の組織は、本協会の組織は、協会の方式合協同組
- 第四の組織は、本協会の組織は、協会の方式合協同組
- 第五の組織は、本協会の組織は、協会の方式合協同組

京都府柔道整復師協同組合

協同組合とは

協同組合は組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。

協同組合は中小企業者の経済的自営組織であって、法律の規定にしたがい設立されているので株式会社や有限会社と同様に法人格を持っています。

しかし協同組合は、積極的に営利を目的とせず、相互扶助を目的とする中間法人で、事業利用分量に応じた配当を行っています。又、経済合理性の追求と共に、人間性を尊重し不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としています。

事業協同組合の特典は融資制度や税制上にあり、さらに金融面では、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の政府系財政資金さらに中小企業事業団体による長期、低金利の融資を受けられます。

協同組合の事業を支えているのは組合員の出資金と組合費より成り立っていて、安心できる商品を確認し低価格での供給や、有用な情報の提供、実用的な講習会、健康診断等々、福利厚生にも努めています。

協同組合方式の経営は21世紀経営の優れた形態の1つ。

- 決算関係を全てオープンにしなければならない。
- 組合員の為に、多様な事業をする組織である。
- リスク分散がはかれる為、小さな組織で大きな仕事ができる。
- 国及び各県の知事認可である組織の為、非常に大きな信用力がある。
- 国が行う各種の補助金対象の組織である。

組合の事業活動

補助金事業

平成6年

活路開拓ビジョン調査事業（着手可能な事業）

進む高齢化社会への業界対応（高齢化社会に向けた組合員の経営近代化のための方策を探る）

京都府中小企業団体中央会の活路開拓ビジョン調査事業の補助金を受け、委員会を発足し「進む高齢化社会への業界対応」を調査研究テーマとした。

委員会は京都府柔道整復師協同組合、京都府柔道整復師会、京都府保健環境部・福祉部、京都府中小企業総合センター、京都府中小企業団体中央会、京都府医師会、吉備国際大学、調査委託先のR&D経営センターから委員18人で構成。

活路開拓ビジョン調査報告書完成（平成7年）

平成9年

組合情報化促進企画調査事業（将来的な実現に向けて）

前回の調査事業のステップアップ事業として京都府中小企業中央会より組合情報化促進企画調査事業の補助金を受け、委員会を発足。調査研究テーマ「組合情報化促進企画調査事業報告書」（平成9年完成）

委員会は京都府柔道整復師協同組合、京都府柔道整復師会、京都府中小企業総合センター、京都府福祉部医療・国保課、京都市産業観光局商工部貿易課、京都府中小企業団体中央会情報企画課、(株)ビジネスファーム研究所、立命館大学経営学部、(株)アーダ・ソフトウェア、(株)京信システム、(株)東和ハイテックから委員29人で構成。

情報処理技術及び通信技術の発展は我々の業界並びに個人の利便に供する情報処理制度の確立の重要性を示し、対応策として組合情報ネットワーク構築の必要性を提唱。

平成10年

組合情報ネットワーク化事業（21世紀への課題）

第3ステップの事業として中央会より組合情報化ネットワーク化事業の補助金を受け、委員会を発足。研究テーマ「組合情報化ネットワーク化事業報告書」（平成11年完成）

委員会は、京都府柔道整復師協同組合、京都府柔道整復師会、京都府保険福祉部医療・国保課、京都市産業観光局商業振興課、京都府中小企業団体中央会情報企画課、京都市民生局介護保険準備室、立命館大学理工学部、(株)地域社会研究所、京都電子計算(株)から委員24人で構成。

医療機関との連携、治療技術のレベルアップ、在宅老人福祉への取り組み。

共同購買事業システム、組合管理システム、インターネット活用システム、介護保険システム。

一般事業

平成6年

平成6年度協同組合総代会（5月）

第6回業者懇談会（6月）

手技講習会（10・11・12月）

京都府接骨学会時に、協同組合主催の業者展示会（10月）

平成7年

平成6年度協同組合総代会（5月）

第7回業者懇談会（6月）

日赤救急救命講習会（9月）

手技講習会（2・3・5・6・12月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・11月）

平成8年

協同組合主催旅行（鹿児島 2月）

平成7年度協同組合総代会（4月）

第8回業者懇談会（6月）

日赤救急救命講習会（9月）

手技講習会（2・4・5・7・11・12月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・10月）

平成9年～

平成8年度協同組合総代会（4月）

第9回業者懇談会（6月）

日赤救急救命講習会（9月）

手技講習会（2・4・6・1・11月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（10月）

平成10年

平成9年度協同組合総代会（5月）

第10回業者懇談会（6月）

手技療法講習会（4・5・8・11・12月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・10月）

平成11年

ネット講習会（1月）

手技療法講習会（2月）

平成10年度協同組合総代会（5月）

第11回業者懇談会（6月）

介護支援専門員資格取得試験講習会（3～7月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・10月）

（平成11～14年）

補助金事業の一環としてインターネットショッピング業務開始

ブロードバンド時代に備え、パワーアップして大容量のシステム構築を行う

遠隔操作（ネットミーティング）で会議に参加

平成12年

協同組合主催旅行（淡路島 2月）

平成11年度協同組合総代会（5月）

第12回業者懇談会（6月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・10月）

平成13年

ホームページのリニューアルと情報量のボリュームアップをはかる（3・7月）

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3月）

平成12年度協同組合総代会（5月）

第13回業者懇談会（6月）

商品目充実のためショーケースウィンドウの改装（3月）

平成14年

平成13年度協同組合総代会（5月）

第14回業者懇談会（6月）

フリーファックス専用回線の設置

京都接骨学会時に協同組合主催の業者展示会（3・11月）

平成15年

京都府中小企業団体中央会主催「創業・経営革新大会2003」に協同組合のパネルを展示（3月）

平成14年度協同組合総代会（5月）

第15回業者懇談会（6月）

組合の事業部門

1 共同購買事業

- (1) 外用薬斡旋
- (2) 衛生材料斡旋
- (3) 一般商品斡旋
- (4) 小口直轄販売

2 保険事業

- (1) 生命保険
- (2) 損害保険
- (3) 簡易保険（平成15年9月より中止）

3 福利厚生事業

- (1) 旅行斡旋
- (2) 人間ドック斡旋

4 コンピューター事業

- (1) コンピューター斡旋販売
- (2) オンライン販売

5 宣伝広告事業

- (1) 指定業者の広告
- (2) 印刷等の斡旋
- (3) 機関紙の発行

6 金融事業

銀行のローン、リース会社のリースや割賦の斡旋

7 カード事業

デパート外商カード、クレジットカード

8 講習会関連事業

手技療法講習会の開催

9 自動車関連事業

- (1) ディーラー特販部の斡旋
- (2) 中古車販売の斡旋
- (3) 車検工場の斡旋

10 不動産関係事業

新築、増改築、内装工事の斡旋

京都府柔道整復師協同組合歴代理事長

年 度	理事長名
平成元～2年	片川 吉雄
平成2～4年	松浦 慎夫
平成4～14年	山崎 良三
平成14～	道家 勝昭

京都府柔道整復師協同組合役員（平成14～15年度）

役 職	担 当 部 署	氏 名
顧 問		片川 吉雄
〃		原 健
〃		栗原 壽雄
相 談 役		田中 一吉
〃		山崎 良三
〃		藤野 勝弘
〃		関 弘美
理 事 長		道家 勝昭
副理事長		山口 善彦
〃		柴田 宗宣
専務理事	金融、保険、宣伝広告	大西 辰博
理 事	共同購買、教育情報	道添 文彦
〃	保険、コンピューター	中西 栄一
〃	コンピューター、教育情報	安田 優二
〃	福利厚生、講習会関連	宮根 保司
〃	会計、共同購買、自動車不動産関連	中田 康人
監 事		栖川 順子
〃		中川 正和

近畿柔道整復師協同組合連合会

近畿2府4県にある6つの協同組合で連合会組織を作っています。準備委員会の経過を経て、平成5年11月30日に設立されました。衛生材料が近畿で一本化され、一県の協同組合だけではメリットの少ない事業も、連合会という大きな組織の中で行くとメリットが大きくなるからです。年に数回の役員会や担当者会議を開き、他府県の協同組合の運営方法、業界の情報交換の場として活動しています。そして少しずついろいろな事業に着手しつつあります。今後、柔道整復師の経済的地位確立に活用されることでしょう。

連合会役員名

(平成15年4月1日～平成17年3月31日)

役 職	氏 名	役 職	担当部署	氏 名
相談役	木村 欣司	会 長		新田 豊
参 与	鑓野 哲士	副 会 長		松岡 明良
〃	本庄 康孝	常務理事	共同購買	臼井 清雄
〃	栗原 壽雄		生保・損保	道家 勝昭
〃	西尾 勝彦		福利厚生	谷元 紀幸
〃	山崎 晃		教育情報・会計	西尾 勝彦
〃	上田 勉	理 事	共同購買	岡嶋 映二
参 事	石田 眞議		生保・損保	高橋 盛勝
			福利厚生	山口 善彦
			教育情報	川西 茂平
		監 事		辰巳二三雄
				田中 清久
京都府総代氏名 道家勝昭、山口善彦、柴田宗宣、大西辰博、中田康人				

京都府柔道整復師会名簿

章六第

顧問各員会

顧 問

京都府知事

山 田 啓 二 〒602-8570 上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都市長

桒 本 頼 兼 〒604-8571 中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488

前衆議院議員

野 中 広 務 〒622-0002 船井郡園部町美園町6号

衆議院議員

谷 垣 禎 一 〒620-0054 福知山市末広町1-1 中川ビル3F (京都事務所)

衆議院議員

伊 吹 文 明 〒600-8008 下京区四条通東洞院角 フコク生命ビル3階(京都事務所)

前衆議院議員

奥 山 茂 彦 〒612-0025 伏見区深草キトロ町85-4 (京都事務所)

前衆議院議員

菱 田 嘉 明 〒611-0033 宇治市大久保町北ノ山65-4 (京都事務所)

参議院議員

西 田 吉 宏 〒601-8031 南区烏丸十条上ル西側 (京都事務所)

京都府医師会会長

油 谷 桂 朗 〒604-8585 中京区御前通松原下ル 京都府医師会館

府議会議長

田 坂 い く た 〒603-8302 北区紫野花ノ坊町20-1-5 千北ビル2F

元府議会議長

山 本 直 彦 〒606-8352 左京区東大路通仁王門北東角 ギャラリー仁王門4F

市会議員

北 川 あきら 〒615-8071 西京区桂春日町58

医学博士

藤 田 隆 生 〒603-8175 北区紫野下鳥田町55

医学博士

下 野 広 俊 〒604-0054 中京区堀川御池角 毛利病院院長

弁護士

中 田 順 二 〒604-0985 中京区魅屋町通丸太町下ル 長栄ビル5階
(中田法律事務所)

税理士

森 金 次 郎 〒606-8332 左京区岡崎東天王町39 (森金次郎税理士事務所)

本会会員

片 川 吉 雄 〒604-8847 中京区壬生西土居ノ内町16 片川接骨院

相 談 役

本会会員

水 本 正 夫 〒612-8089 伏見区銀座三丁目317-5 水本接骨院

本会会員

山 崎 良 三 〒602-0898 上京区烏丸通寺之内西入上ル相国寺西門前町647
山崎接骨院

役 員

名誉会長

原 健 〒615-0884 右京区西京極郡町103-1 原接骨院

会長

栗 原 壽 雄 〒606-8395 左京区丸太町通川端東入東丸太町43-7 栗原接骨院

副会長

田 中 一 吉 〒617-0002 向日市寺戸町西田中瀬8 田中接骨院

副会長

道 家 勝 昭 〒607-8482 山科区北花山大林町8-8 道家接骨院

副会長

藤 野 勝 弘 〒615-0925 右京区梅津大縄場町21-15 藤野接骨院

理 事 (総務部長)

関 弘 美 〒607-8192 山科区大宅御供田町9-3 関接骨院

理事(保険部長)

太田 慶 造 〒605-0831 東山区大黒町通り松原下ル2丁目山城町285 太田接骨院

理事(広報副部長)

佐藤 隆 信 〒600-8364 下京区下松屋町通り花屋町上ル突抜一丁目332-4
佐藤接骨院

理事(広報部長)

伊藤 茂 基 〒612-8272 伏見区納所中河原16-4 伊藤接骨院

理事(柔道部長)

大西 辰 博 〒612-8391 伏見区下鳥羽芹川町49-46 大西接骨院

理事(福祉部長)

高岡 敬 一 〒612-0889 伏見区深草直違橋7丁目266-1 タカオカ接骨院

理事(事業部長)

山本 眞 彦 〒606-8104 左京区高野竹屋町27-27 山本接骨院

理事(IT事業部長)

林 啓 史 〒600-8492 下京区四条烏丸西入月鉾町55 四条ISビル6階
林接骨院

理事(学術部長)

長尾 淳 彦 〒621-0011 亀岡市大井町土田2-43-3 長尾接骨院

理事(渉外部長・総務副部長)

國本 清 〒611-0024 宇治市琵琶台三丁目2-2 国本接骨院

理事(財務部長・税務委員長)

近松 利 光 〒602-8374 上京区一条通御前西入3丁目西町201 近松接骨院

監事

山村 政 男 〒615-8076 西京区桂下豆田町41-13 山村接骨院

監事

中田 順 二 〒604-0985 中京区麩屋町通丸太町下ル 長栄ビル5階
(中田法律事務所)

京都府柔道整復師会会員 (平成16年3月31日現在)

北 支 部

室 賀 雅 男	〒603-8162	北区小山東大野町27	室賀接骨療院
和 田 好 浩	〒603-8437	北区大宮開町8-3	和田接骨院
田 野 秀 一	〒603-8821	北区西賀茂柿ノ木町3	カーサコモド1F 田野接骨院
松 下 賢 治	〒603-8228	北区紫野東舟岡町59	松下接骨院
中 村 一 正	〒603-8221	北区紫野上築山町36	足立ハイツ北大路1F 中村接骨院
井 上 芳 彦	〒603-8427	北区紫竹上緑町49-3	井上接骨院
和 田 守 展	〒603-8201	北区紫竹桃ノ本町59	和田接骨院
伊 原 幹 雄	〒603-8346	北区等持院北町5-42	いはら接骨院
北 村 啓 二	〒603-8333	北区大將軍東鷹司町21	きたむら接骨院
白 川 稔	〒603-8374	北区衣笠高橋町14	白川接骨院
土 肥 康 人	〒603-8445	北区鷹峯藤林町6	土肥接骨院
清 水 武 史	〒603-8344	北区等持院南町58-44	清水接骨院
見 原 誠	〒603-8401	北区大宮上ノ岸町34	見原接骨院
松 本 浩 志	〒603-8035	北区上賀茂朝露ヶ原町10-16	イーストリバーサイド101 まつもと接骨院
大 西 裕 二	〒603-8082	北区上賀茂岡本口町61-1	大西接骨院
岡 本 和 幸	〒603-8838	北区大宮田尻町81-3	岡本接骨院
阪 井 稔	〒603-8165	北区紫野西御所田町24-4	阪井接骨院
大 角 康 之	〒603-8333	北区大將軍東鷹司町117-3	大角接骨院
福 島 貞 行	〒603-8235	北区紫野下御輿町4-2	福島接骨院・鍼灸院
土 田 篤 彦	〒603-8061	北区上賀茂荒草町49-8	土田接骨院
柴 田 宗 宣	〒603-8122	北区小山花ノ木町54-44	柴田接骨院
木 村 聰 志	〒603-8216	北区紫野門前町31-6	ビィラ東海16号館1F キムラ接骨院

上 京 支 部

- 山 崎 良 三 〒602-0898 上京区烏丸通寺之内西入上ル相国寺西門前町647
山崎接骨院
- 竹 中 茂 〒602-8395 上京区御前通今出川下ル社家長屋町691
竹中接骨院
- 児 玉 正 己 〒602-8074 上京区上長者町小川東入ル有春町179 児玉接骨院
- 近 松 利 光 〒602-8374 上京区一条通御前西入3丁目西町201 近松接骨院
- 長 井 隆 尚 〒602-8353 上京区下立売通七本松東入長門町435-55 長井接骨院
- 谷 山 和 浩 〒602-8496 上京区芦山寺千本東入木瓜原町81 谷山接骨院
- 橘 啓 史 〒602-8033 上京区小川通丸太町上ル上鍛冶町326 タチバナ接骨院
- 白 岩 利 典 〒602-8151 上京区丸太町通日暮西入上ル西院町746-5 白岩接骨院
- 坂 地 伊左臣 〒602-8297 上京区一条通千本東入伊勢殿構町258 坂地接骨院
- 相 良 英 人 〒602-8465 上京区元誓願寺通千本西入松屋町379 相良接骨院
- 山 崎 立 実 〒602-0898 上京区烏丸通寺之内西入上ル相国寺西門前町647
山崎接骨院
- 熊 本 喜久雄 〒602-8205 上京区智恵光院通中立売上ル新白水丸町462-4
熊本接骨院
- 小 林 忠 司 〒602-8341 上京区中立売通七本松東入三軒町65 西陣接骨鍼灸院
- 村 井 倫 雄 〒602-8385 上京区今小路通御前西入上ル観音寺門前町821-68
村井鍼灸整骨治療院
- 荒 川 孝 至 〒602-0832 上京区今出川通寺町西入大原口町218 出川1F
ルミナス今アラカワ接骨院
- 加 島 康 裕 〒602-8387 上京区今小路通七本松西入上ル東今小路町744-48
かしま接骨院
- 高野須 公 明 〒602-8311 上京区寺之内通千本西入柏清盛町932 こうのす接骨院
- 松 浦 雄 〒602-8472 上京区浄福寺通今出川上ル有馬町195
まつうら接骨院

左 京 支 部

栗 原 壽 雄	〒606-8395	左京区丸太町通川端東入東丸太町43-7	栗原接骨院
河 合 勝 元	〒606-8315	左京区吉田近衛町銀座26	河合接骨院
河 村 正 明	〒606-0804	左京区下鴨松原町29-11	河村接骨療院
山 本 眞 彦	〒606-8104	左京区高野竹屋町27-27	山本接骨院
小 山 松 壽	〒606-8413	左京区浄土寺下馬場町18	小山接骨院
岡 田 洋 明	〒606-8275	左京区北白川上別当町1-1-2-3	岡田接骨院
昌 山 基 成	〒606-8113	左京区一乗寺東杉ノ宮町18-7	昌山接骨院
栗 原 武 弘	〒606-8395	左京区丸太町通川端東入東丸太町43-7	栗原接骨院
除 門 悟	〒606-0826	左京区下鴨西本町56-2	除門接骨院
西 崎 武 雄	〒606-0024	左京区岩倉花園町247	西崎接骨院
神 山 義 弘	〒606-8187	左京区一乗寺大原田町8	リバーロードタカノ神山接骨院
藤 村 高 弘	〒606-8311	左京区吉田神楽岡町172	藤村接骨院
飯 田 英 樹	〒606-8102	左京区高野清水町42-3	飯田接骨院
石 川 貴 英	〒606-8106	左京区高野玉岡町57-1	いしかわ接骨院
梅 村 宏 樹	〒606-0862	左京区下鴨本町27	梅接骨院
中 田 康 人	〒606-8007	左京区山端壺町田町6-3	京福修学院ビル5階 中田接骨院
山 本 剛	〒606-8412	左京区浄土寺馬場町8-2	山本接骨院
山 形 高 明	〒606-8417	左京区浄土寺西田町100-36	やまがた鍼灸接骨院
上 田 康 彦	〒606-8391	左京区聖護院西町1-7	上田鍼灸接骨院

中 京 支 部

片 川 吉 雄	〒604-8847	中京区壬生西土居ノ内町16	片川接骨院
小 野 勲 二	〒604-8841	中京区壬生東土居ノ内町34	小野接骨院
片 川 弘	〒604-8847	中京区壬生西土居ノ内町16	片川接骨院
森 田 勝	〒604-8845	中京区壬生東高田町16	森田接骨院
山 口 善 彦	〒604-8411	中京区聚楽廻り南町19	山口接骨院
梅 本 靖 二	〒604-8455	中京区西ノ京藤ノ木町3-15	梅本接骨院
北 浦 昭 雄	〒604-8435	中京区西ノ京三条坊町5	北浦接骨院
酒 谷 良 計	〒604-8413	中京区西ノ京勸学院町1-41	酒谷接骨院
雨 森 治	〒604-0014	中京区釜座通夷川下ル大黒町682	雨森接骨院
森 田 行 俊	〒604-8811	中京区壬生賀陽御所町33	森田接骨院
大 西 良 樹	〒604-8404	中京区聚楽廻り東町3	大西接骨院
檀 数 馬	〒604-8423	中京区西ノ京西月光町57	檀接骨院
森 田 恭 弘 (準会員)	〒604-8811	中京区壬生賀陽御所町33	森田接骨院
熊 中 基 弘	〒604-8404	中京区聚楽廻り東町20-7	くまなか接骨院
今 井 雅 浩	〒604-8454	中京区西ノ京小堀池町3-2	シンフォニー西ノ京円町1F 今井接骨院
野 村 直 子	〒604-8805	中京区壬生馬場町35-3	のむら接骨院
齋 藤 伸 治	〒604-0992	中京区寺町通夷川上ル藤木町24-2	藤ビル2F さいとう整骨院
霜 裕 也	〒604-8494	中京区西ノ京上平町56	えんまち接骨院

東山・山科支部

太田 慶造	〒605-0831	東山区大黒町通松原下ル2丁目山城町285	太田接骨院
初田 吉隆	〒605-0981	東山区本町2丁目70-3	はつだ接骨院
平田 和仁	〒605-0974	東山区泉涌寺五葉ノ辻町13-6	平田整骨院
森島 康之	〒605-0862	東山区清水5-127	もりしま接骨院
廣谷 元巳	〒605-0089	東山区古門前通大和大路東入元町356	広谷接骨院
橋村 啓己	〒607-8085	山科区竹鼻堂ノ前町1-22	橋村接骨院
黒木 修	〒607-8258	山科区小野西浦62-4	黒木接骨院
堀部 正儀	〒607-8337	山科区川田菱尾田町19-25	堀部接骨院
井上 彰二	〒607-8347	山科区西野左義長町26-55	井上接骨院
道家 勝昭	〒607-8482	山科区北花山大林町8-8	道家接骨院
三間 義之	〒607-8089	山科区竹鼻西ノ口町44	三間接骨院
橋村 恵三	〒607-8068	山科区音羽稲芝38-7	橋村音羽接骨院
本間 利忠	〒607-8221	山科区勧修寺西金ヶ崎230	本間接骨院
関 弘美	〒607-8192	山科区大宅御供田町9-1	関接骨院
山本 秀一郎	〒607-8152	山科区東野八代48-27	山本接骨院
岡田 達也	〒607-8481	山科区北花山中道町35-3	おかだ接骨院
福島 久雄	〒607-8427	山科区御陵久保町52-8	福島接骨院
萩尾 泰久	〒607-8482	山科区北花山大林町8-8	道家接骨院
江馬 正弘	〒607-8079	山科区音羽前出町38-8	江馬整骨院
地當 健一	〒607-8029	山科区四ノ宮大將軍町18-1	じとう接骨院
藪内 真理	〒607-8162	山科区榎辻草海道町14-7	なぎつじ整骨院
稲葉 正和	〒607-8126	山科区大塚元屋敷町35-31	いなば接骨院
太田 和雄	〒607-8143	山科区東野南井ノ上町11-27	太田接骨院

下京・南支部

和田 豊	〒600-8871	下京区西七条北東野町109 和田接骨院
佐藤 隆 信	〒600-8364	下京区下松屋町通花屋町上ル突抜1丁目332-4 佐藤接骨院
黒木 由紀夫	〒600-8861	下京区七条御所ノ内北町30-1 黒木接骨院
林 啓 史	〒600-8492	下京区四条鳥丸西入月鉾町55 四条ISビル6階 林接骨院
岡本 正 吾	〒600-8387	下京区大宮通松原上ル高辻大宮町112 岡本接骨院
北中 隆 史	〒600-8802	下京区中堂寺櫛笥町18-13 北中接骨院
保家 幸 生	〒600-8846	下京区朱雀宝蔵町107 保家接骨院
片岡 司	〒600-8388	下京区高辻通大宮西入ル坊門町831 片岡接骨院
松尾 貞 幸	〒600-8896	下京区西七条西石ヶ坪町35 松尾接骨院
坪田 登史浩	〒600-8149	下京区不明門通七条上ル粉川町229 坪田接骨院
原 正 幸	〒600-8385	下京区大宮通仏光寺下ル五坊大宮町80 新日勝ビル5F 原整骨院
明石 大 輔	〒600-8141	下京区西木屋町通七条上ル新日吉町130-1 あかし鍼灸接骨院
西川 正 子	〒601-8025	南区東九条柳下町50 西川接骨院
平川 照 雄	〒601-8436	南区西九条西柳ノ内町28-5 平川接骨院
王生 勝 己	〒601-8318	南区吉祥院三ノ宮西町79-3 王生接骨院
池田 昭 雄	〒601-8451	南区唐橋川久保町34-1 池田接骨院
藤田 徹	〒601-8393	南区吉祥院中河原里西町36 藤田接骨院
奥 憲 雄	〒601-8041	南区東九条南烏丸町35-6 奥接骨院
安田 優 二	〒601-8184	南区上鳥羽南村山町3 安田接骨院
木下 広 次	〒601-8012	南区東九条南岩本町14 木下接骨院
中塚 靖 浩	〒601-8213	南区久世中久世町2丁目105-1 中塚接骨院
宮畑 博 己	〒601-8328	南区吉祥院九条町44-16 宮畑整骨院
崔 朋 子	〒601-8436	南区西九条西柳ノ内町27 さい接骨院
山本 俊 広	〒601-8023	南区東九条南松ノ木町15-1 やまもと整骨院

右 京 支 部

三宅博通	〒616-8346	右京区嵯峨天龍寺油掛町3-1	三宅接骨院
阪井徹	〒615-0027	右京区西院西三蔵町32	阪井接骨院
原健	〒615-0884	右京区西京極郡町103-1	原接骨院
清水憲雄	〒616-8208	右京区宇多野福王子町9-2	清水接骨院
八木高大	〒615-0827	右京区西京極南方町72	八木接骨院
原弘二	〒615-0884	右京区西京極郡町103-1	原接骨院
川島多一	〒616-8227	右京区常盤草木町3	川島接骨院
藤野勝弘	〒615-0925	右京区梅津大縄場町21-15	藤野接骨院
菅野泰二郎	〒616-8125	右京区太秦組石町2-75	菅野接骨院
太田雅己	〒615-0816	右京区西京極東町37-4	太田接骨院
小林賢二	〒616-8447	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町34	小林接骨院
北村千春	〒616-8051	右京区花園巽南町9	北村接骨院
山下孝輝	〒615-0095	右京区山ノ内西八反田町9-9	山下接骨院
大塚良太郎 (準会員)	〒616-8233	右京区鳴滝中道町10-7	
北条正二	〒616-8121	右京区太秦垣内町6	北条接骨院
糸井裕貴	〒616-8101	右京区太秦和泉式部町5-11	糸井接骨院
道添文彦	〒616-8143	右京区太秦川所町7-14	道添接骨院
井爪英人	〒616-8142	右京区太秦樋ノ内町9	いづめ接骨院
久川孝範	〒616-8153	右京区太秦面影町5	久川接骨院
加藤吉一	〒615-0862	右京区西京極西大丸町25	加藤接骨院
屋部勇児	〒615-0067	右京区西院小米町35	屋部接骨院
三宅政彦	〒616-8346	右京区嵯峨天龍寺油掛町3-1	三宅接骨院
三宅通彦	〒616-8322	右京区嵯峨野芝野町7	三宅接骨院
中村英弘	〒616-8223	右京区常盤西町19-27	中村接骨院
山口小太郎	〒616-8345	右京区嵯峨折戸町23-8	山口接骨院
鴻田全人	〒615-0805	右京区西京極東池田町74-75	鴻田接骨院
岩見好高	〒615-0082	右京区山ノ内赤山町11-26	岩見接骨院
中川正和	〒616-8312	右京区嵯峨野清水町21-18	なかがわ接骨院
安田泰三	〒616-8165	右京区太秦桂ヶ原町17-81	安田接骨院
水口義博	〒615-0821	右京区西京極北裏町6-5	水口接骨院
東森健太郎	〒616-8382	右京区嵯峨天竜寺角倉町1-3	とうもり接骨院

西 京 支 部

熊 谷 健 三	〒615-8084	西京区桂坤町29	熊谷接骨院
堀 康 三	〒610-1141	西京区大枝西新林町6-9-11	堀接骨院
西 吉 徳	〒615-8083	西京区桂長町13-84	西接骨療院
原 昇	〒615-8072	西京区桂木ノ下町16-30	原接骨院
山 村 政 男	〒615-8076	西京区桂下豆田町41-13	山村接骨院
長 留 省 悟	〒615-8142	西京区檜原畔ノ海道10-72	長留檜原接骨院
川 口 幹 雄	〒615-8216	西京区松尾鈴川町84-23	川口接骨院
梅 本 実	〒615-8086	西京区桂乾町4-10	梅本接骨院
大 西 重 一	〒615-8194	西京区川島栗田町36-32	大西接骨院
山 口 正 洋	〒610-1131	西京区大原野上羽町12-5	山口接骨院
中 川 稔 貴	〒615-8236	西京区山田大吉見町5-8	中川接骨院
西 村 太 一	〒615-8184	西京区檜原水築町16-16	西村接骨院
綾 田 剣 一	〒615-8227	西京区上桂宮ノ後町33-4	サンモールスクウェア1F あやた接骨院
岡 本 玄 剛	〒616-0022	西京区嵐山朝月町30	ル・セーヌ嵐山1F オカモト接骨院
屋 部 哲 児	〒615-8224	西京区上桂三ノ宮町50-74	屋部接骨院
久保井 康 二	〒610-1112	西京区大枝北福西町3丁目2-21	くぼい接骨院
熊 谷 知 行 (準会員)	〒615-8084	西京区桂坤町29	熊谷接骨院
多 賀 裕 展	〒615-8006	西京区桂上野西町32-2	ベネッセ桂川101号 たが鍼灸接骨院
吉 川 秀 則	〒610-1141	西京区大枝西新林町5丁目1-13	吉川鍼灸接骨院
宮 永 智 治	〒615-8084	西京区桂坤町50-22	宮永接骨院
稲 川 大 輔	〒615-8073	西京区桂野里町17-3	名倉堂接骨院
西 河 就 之	〒615-8037	西京区下津林大般若町180	ロイヤルシティ桂1F 西河鍼灸整骨院

伏 見 支 部

水 本 正 夫	〒612-8089	伏見区銀座3丁目317-8	水本接骨院
栗 田 幸治郎	〒612-8335	伏見区海老屋町1005-4	栗田接骨院
布 施 正 和	〒613-0903	伏見区淀本町174-69	布施接骨院
片 桐 寛	〒612-8423	伏見区竹田内畑町159-34	片桐接骨院
村 上 隆	〒612-8362	伏見区西大手町312	村上療院
近 藤 桂 市	〒612-8276	伏見区納所薬師堂町1-196	近藤接骨院
加 藤 邦 男	〒612-0043	伏見区深草芳本町671-52	加藤接骨院
佐々木 茂	〒601-1439	伏見区石田森東町3-12	佐々木接骨院
今 井 健 二	〒601-1463	伏見区小栗栖中山田町15-13	今井接骨院
村 上 秀 明	〒612-0038	伏見区深草仙石屋敷町24-15	村上接骨院
宮 越 良 一	〒612-0051	伏見区墨染町725	宮越接骨院
高 岡 敬 一	〒612-0889	伏見区深草直達橋7丁目266-1	タカオカ接骨院
吉 田 輝 作	〒612-8495	伏見区久我森の宮町2-236	吉田接骨院
鈴 木 平 和	〒612-8121	伏見区向島善阿弥町44	鈴木接骨院
寺 本 光 弘	〒601-1356	伏見区醍醐南西裏町1-13	寺本接骨院
笹 川 和 幸	〒601-1364	伏見区醍醐江奈志町10-151	笹川接骨院
伊 藤 茂 基	〒612-8272	伏見区納所中河原16-4	伊藤接骨院
大 西 辰 博	〒612-8391	伏見区下鳥羽芹川町49-46	大西接骨院
新 井 一 寿	〒612-8136	伏見区向島四ッ谷池14-27	向島ニュータウンセンター 1-105号 新井接骨院
茂 原 富 雄	〒601-1343	伏見区醍醐下山口町21-15	茂原接骨院
草 川 榮 一	〒601-1334	伏見区醍醐勝口町2-17	草川接骨院
岡 本 善 志 一	〒612-8437	伏見区深草小久保町407	オカモト接骨院
鈴 木 尋 士	〒601-1462	伏見区小栗栖森本町1-7	鈴木接骨院
澤 田 敦 史	〒612-8122	伏見区向島庚申町121-5	澤田接骨院
伊 藤 茂 生	〒612-8272	伏見区納所中河原16-4	伊藤接骨院
勝 本 裕 也	〒601-1346	伏見区醍醐東合場町35-4	かつもと接骨院
戸 川 和 孝	〒612-8401	伏見区深草下川原町1-1	コトーハイツC-109 戸川接骨院
雨 森 一 夫	〒612-8052	伏見区瀬戸物町737-4	あめもり整骨院
椎 野 矢 征 史	〒612-8494	伏見区久我東町1-183	椎野整骨鍼灸院
林 征 治	〒612-8226	伏見区桃山町金井戸島3-8	はやし整骨院

乙 訓 支 部

田 中 一 吉	〒617-0002	向日市寺戸町西田中瀬8	田中接骨院
田 村 治 夫	〒617-0823	長岡京市長岡一丁目6-5	田村接骨院
水 谷 忠 誠	〒617-0836	長岡京市勝竜寺15-4	水谷接骨院
谷 口 弘	〒617-0002	向日市寺戸町東野辺64-9	谷口接骨院
木 村 昭 二	〒617-0833	長岡京市神足二丁目13-19	木村接骨院
西 野 和 弘	〒617-0006	向日市上植野町南開57	西野接骨院
中 村 圭 一	〒617-0823	長岡京市長岡二丁目3-9 グッドマンション1F ナカムラ接骨院	
芳 田 秀 二	〒617-0001	向日市物集女町豆尾28-12	芳田接骨院
田 中 善 長	〒617-0813	長岡京市井ノ内下印田3-8	タナカ接骨院
西 川 恒 彦	〒617-0002	向日市寺戸町瓜生13-16	ベルメゾン1階 西川接骨院
合 木 義 治	〒617-0006	向日市上植野町落堀18-18	合木接骨院
木 村 佳 史	〒617-0833	長岡京市神足二丁目13-19	木村接骨院
熊 川 哲 朗	〒617-0826	長岡京市開田1丁目21-24-102	熊川接骨院
田 中 弘 昭	〒617-0002	向日市寺戸町西田中瀬8	田中接骨院
長 村 浩 和	〒617-0813	長岡京市井ノ内下印田26	モアライフ酒井松1F やすらぎ接骨院

宇 治 支 部

岡 島 順	〒611-0025	宇治市神明石塚2-5 岡島接骨院
大 槻 梶 美	〒611-0002	宇治市木幡内畑23-13 大槻接骨院
松 浦 進	〒611-0042	宇治市小倉町神楽田38-157 松浦接骨院
神 谷 久 雄	〒611-0021	宇治市宇治妙楽146-5 神谷接骨院
南 賢 三	〒611-0033	宇治市大久保町井ノ尻21-4 南接骨院
布 施 誠	〒611-0044	宇治市伊勢田町名木1丁目1-27 布施接骨院
杉 山 祿 文	〒611-0025	宇治市神明宮東103-13 杉山接骨院
國 本 清	〒611-0024	宇治市琵琶台三丁目2-2 国本接骨院
中 原 志 朗	〒611-0001	宇治市六地藏奈良町44-12 中原接骨院
月 村 善 幹	〒611-0043	宇治市伊勢田町毛語109 北野ハイツ 月村接骨院
金 原 正 一	〒611-0021	宇治市宇治半白8-87 金原接骨院
安 本 弘	〒611-0026	宇治市開町44-19 安本接骨院
松 本 猛	〒611-0001	宇治市六地藏町並15 松本接骨院
中 西 栄 一	〒611-0042	宇治市小倉町堀池4-2 中西接骨院
井 上 智 司	〒611-0021	宇治市宇治妙楽171-7 井上接骨院
文 森 光 博	〒611-0021	宇治市宇治米阪15-28 文森接骨院
加 藤 大 貴	〒611-0013	宇治市菟道田中42-8 加藤整骨院
與那覇 秀 毅	〒611-0042	宇治市小倉町神楽田5-11 よなは接骨鍼灸院
清 島 高 弘	〒611-0013	宇治市菟道出口40-86 きよしま接骨院
平 川 成 秀	〒611-0023	宇治市折居台2丁目1-31 平川接骨院
波多野 晃 彦	〒611-0033	宇治市大久保平盛18-9 ハタノ接骨院
崎 山 貴 之	〒611-0002	宇治市木幡内畑34-11 ユニハイショップビル101B さきやま接骨院
石 本 和 也	〒611-0031	宇治市大久保広野町西裏97-5 石本鍼灸整骨院
池 田 和 重	〒611-0043	宇治市伊勢田町蔭田23-19 いけだ鍼灸接骨院
保 田 宗 伯	〒611-0011	宇治市五ヶ庄折坂63-2 ラポート折坂1FD-2 やすだ鍼灸接骨院
平 杉 知 哉	〒611-0002	宇治市木幡東中54-10 平杉整骨院
広 林 一 成	〒611-0042	宇治市小倉町神楽田33-27 ひろばやしはり灸・整骨院
廣 谷 嘉 人	〒611-0011	宇治市五ヶ庄二番割33 広谷接骨院

城 陽 支 部

井 坂	豊	〒610-0121	城陽市寺田樋尻12-13	井坂接骨院
吉 田	武 二	〒610-0117	城陽市枇杷庄鹿背田104-16	吉田接骨院
中 村	己津彦	〒610-0102	城陽市久世北垣内1-8	中村接骨院
中	雅 博	〒610-0101	城陽市平川茶屋裏1-4	中接骨院
笹 岡	正 典	〒610-0113	城陽市中樋ノ上33-6	笹岡接骨院
合 谷	純 夫	〒610-0102	城陽市久世下大谷6-12	合谷接骨院
横 林	行 治	〒610-0118	城陽市水主南垣内5-7	横林接骨院
安 本	成 男	〒610-0121	城陽市寺田水度坂15-398	安本接骨院
檜 崎	武 司	〒610-0102	城陽市久世里の西26-17	檜崎接骨院
布 施	昌 憲	〒610-0112	城陽市長池北清水64-85	布施接骨院
伊 藤	友 雅	〒610-0121	城陽市寺田東ノ口17-135	伊藤接骨院
信 貴	裕 典	〒613-0034	久世郡久御山町佐山双置47	シンキ接骨院
安 間	栄 一	〒610-0121	城陽市寺田宮の谷29-53	安間接骨院
木 村	洋 治	〒610-0121	城陽市寺田今堀160-10	木村接骨院
政 田	宜 男	〒613-0043	久世郡久御山町島田古堤防中村45-9	政田接骨院
国 本	一 路	〒610-0101	城陽市平川中道表13-3	くにもと接骨院
林	啓 之	〒610-0112	城陽市長池北清水17	はやし接骨院
安 本	彰 吾	〒610-0117	城陽市枇杷庄島の宮80-189	やすもと接骨院
今 村	巧	〒610-0101	城陽市平川野原33-36	今村鍼灸接骨院
柳 生	広 昭	〒613-0032	久世郡久御山町栄1丁目1番地123	柳生接骨院

南 山 城 支 部

井 川 正 三	〒610-0341	京田辺市薪城ノ内3-4	井川接骨院
馬 渕 明 雄	〒614-8374	八幡市男山石城9-7	馬渕接骨院
河 本 良 一	〒610-0361	京田辺市河原食田10-57	河本接骨院
鎌 田 康 則	〒610-0252	綴喜郡宇治田原町荒木西出4	鎌田接骨院
岩 井 伸 夫	〒614-8085	八幡市八幡馬場82-8	岩井接骨院
栖 川 順 子	〒610-0332	京田辺市興戸南落延25-32	栖川接骨院
西 中 誠	〒619-0214	相楽郡木津町木津殿城139-1	西中接骨院
井 坂 敏 之	〒610-0231	綴喜郡宇治田原町立川西垣内15-1	井坂接骨院
鶴 忠 秋	〒619-0245	相楽郡精華町下狛新庄町57-4	つる鍼灸接骨院
藤 田 茂 男	〒610-0361	京田辺市河原北口8-3	カーサ高村北テナント 藤田接骨院
湯 浅 力 哉	〒619-0241	相楽郡精華町祝園橋上り1-7	ユアサ接骨院
山 内 信 雄	〒619-0204	相楽郡山城町上狛北的場1-2	山内接骨院
松 田 正 祥	〒614-8025	八幡市八幡源氏垣外35-7	松田接骨院
増 井 直 義	〒614-8366	八幡市男山泉14-6	増井鍼灸整骨院
中 岡 史 明	〒610-0361	京田辺市河原御影4-12	一休堂ビル102 中岡接骨院
五十川 繁 隆	〒610-0354	京田辺市山手南1丁目3-4	大東松井山手ビル301 いそがわ接骨院
鷹 野 晃 三	〒614-8013	八幡市八幡吉野垣内9-1	たかの接骨院
大久保 新 作	〒610-0353	京田辺市松井ヶ丘一丁目2-11	大久保接骨院

南 丹 支 部

齊 藤 厚 男	〒621-0805	亀岡市安町小屋場55 齊藤接骨院
山 下 武	〒621-0815	亀岡市古世町西内坪61-1 ヤマシタ接骨院
長 沢 登	〒622-0211	船井郡丹波町字上野小字中井根18 長沢接骨院
松 山 剛	〒621-0011	亀岡市大井町土田1丁目14-33 松山接骨院
畑 吉 昭	〒621-0803	亀岡市河原町35 畑接骨療院
塩 井 信 夫	〒629-0311	船井郡日吉町字胡麻小字野畑5-1 塩井接骨院
長 尾 淳 彦	〒621-0011	亀岡市大井町土田2-43-3 長尾接骨院
原 田 浩	〒621-0011	亀岡市大井町土田2丁目12-28 原田接骨院
林 哲 也	〒622-0214	船井郡丹波町字蒲生小字蒲生野27 林接骨院
矢 野 秀 幸	〒622-0002	船井郡園部町美園町5号5-6 矢野接骨院
植 木 壽 雄	〒621-0854	亀岡市下矢田町2丁目15-25 植木接骨院
山 下 恭 史	〒621-0826	亀岡市篠町篠下北裏36-9 やました接骨院
福 井 幹 朗	〒621-0834	亀岡市篠町広田2丁目12-1 福井接骨院
田 中 充	〒601-0762	北桑田郡美山町大字鶴ヶ岡小字佃6-4 田中接骨院
主 原 一 朗	〒621-0043	亀岡市千代川町小林西芝92-11 しゅはら鍼灸整骨院
大 塚 建 彦	〒621-0864	亀岡市内丸町4-16 大塚接骨院
中 村 弘 志	〒621-0814	亀岡市三宅町2丁目12-5 マンションコキチ三番館 なかむら接骨院
都 光 伸	〒621-0013	亀岡市大井町並河坂井31 みやこ整骨院

中 丹 支 部

塩見金幹	〒620-0041	福知山市字北本町一区71-12	塩見接骨院
織田繁樹	〒620-0035	福知山市内記64-28	織田接骨院
的場修	〒620-0017	福知山市猪崎1393-4	的場接骨院
水原 暁	〒623-0021	綾部市本町5丁目29	本町接骨院
前田邦親	〒620-0921	福知山市かしの木台1丁目77-5	前田接骨院
大西正光	〒620-0804	福知山市字石原小字西屋敷174-7	大西接骨院
志津原日出海	〒620-0039	福知山市字西19	志津原接骨院
安田基雄	〒620-0867	福知山市前田1856	安田接骨院
寺田明彦	〒620-0888	福知山市字堀小字ノケ1515-14	寺田接骨院
井上真二	〒620-0056	福地山市厚中町182	井上接骨院
東田幸辰	〒620-0808	福知山市土1117-567	東田接骨院
太田圭一	〒620-0881	福知山市字堀内田2549-4	太田接骨院
上野光博	〒620-0051	福知山市昭和新町153-2	上野接骨院
荒川重紀	〒620-0926	福知山市字新庄709-7	荒川接骨院
芦田國雄	〒620-0954	福知山市字半田495-1	芦田接骨院
大島 亮	〒623-0046	綾部市大島町杳田13-1	大島鍼灸接骨院
林 伯 勇	〒620-0035	福知山市内記51-33	林鍼灸接骨院
井上昭和	〒623-0011	綾部市青野町西ノ後43	由良ビル1F 井上整骨院
松下 聖	〒623-0102	綾部市上杉町旗投32	松下鍼灸接骨院
織田 剛	〒620-0062	福知山市和久市町291	織田剛鍼灸接骨院

北 丹 支 部

亘	高 司	〒625-0036	舞鶴市四条通朝日南入ル字浜972	亘接骨院
小 林	適	〒626-0022	宮津市万町604-2	小林接骨院
菅 原	不二雄	〒625-0083	舞鶴市余部上14	ほねつぎ菅原療院
久 保	清 嗣	〒629-3101	京丹後市網野町網野655-1	久保接骨院
松 本	吉 一	〒627-0012	京丹後市峰山町杉谷916	松本接骨院
村 上	由 一	〒624-0927	舞鶴市字平野屋2	村上接骨院
宮 根	保 司	〒624-0841	舞鶴市字引土427-3	宮根接骨院
坂 根	秀 明	〒625-0061	舞鶴市森町5-3	坂根接骨院
小 野	仁	〒625-0036	舞鶴市字浜1129	小野接骨院
盛 次	俊 允	〒625-0021	舞鶴市安岡18-2	もりつぐ接骨院
五十嵐	實	〒629-2501	京丹後市大宮町口大野677-1	五十嵐整骨院
貞 岡	辰 夫	〒624-0821	舞鶴市字公文名226	さだおか鍼灸接骨院
荒 田	裕 司	〒627-0005	京丹後市峰山町新町1725	あらた鍼灸整骨院
上 地	克 佳	〒629-2531	京丹後市大宮町奥大野797-1	上地接骨院
塚 原	貴 史	〒624-0822	舞鶴市字七日市469-3	つかはら接骨院

物 故 者 御 芳 名

(平成6年4月1日より平成15年3月31日)

野 田 清 隆	平成7年4月15日
福 岡 敏 勝	平成7年6月18日
菅 原 伝 寿	平成7年8月5日
木 村 進	平成7年10月8日
足 立 幸 雄	平成7年12月25日
堀 部 正 一	平成8年4月5日
河 合 正 史	平成8年11月17日
岡 村 正 秀	平成9年9月16日
横 嶋 誠 一	平成10年6月11日
木 村 實 一	平成11年1月18日
岡 田 昇	平成11年11月5日
今 村 外茂央	平成13年9月8日
松 本 憲 郎	平成13年9月10日
遊 道 明 信	平成13年9月22日
野 村 元 一	平成14年1月24日
清 水 要 三	平成14年2月27日
杉 山 正 義	平成14年3月31日
目加田 健 二	平成15年8月15日

(敬称略)

各部員



総 務 部



事 業 部



財 務 部



学 術 部



保 險 部



広 報 部



I T 事 業 部



福 祉 部



柔 道 部



青 年 部



政 治 部



協 同 組 合

現 会 員

北 支 部



室賀雅男



和田好浩



田野秀一



松下賢治



中村一正



井上芳彦



和田守展



伊原幹雄



北村啓二



白川稔



土肥康人



清水武史

北支 啓



見原 誠



松本 浩志



大西 裕二



岡本 和幸



阪井 稔



大角 康之



福島 貞行



土田 篤彦



柴田 宗宣



木村 聡志



土田 篤彦



柴田 宗宣

上 京 支 部



山 崎 良 三



竹 中 茂



児 玉 正 己



近 松 利 光



長 井 隆 尚



谷 山 和 浩



橘 啓 史



白 岩 利 典



坂 地 伊 左 臣



相 良 英 人



山 崎 立 実



熊 本 喜 久 雄



小 林 忠 司



村 井 倫 雄



荒 川 孝 至



加 島 康 裕



平 野 昌 進



高野須 公 明



松 浦 朗 雄



荒 川 孝 至



荒 川 孝 至



荒 川 孝 至



荒 川 孝 至



荒 川 孝 至

左 京 支 部



栗 原 壽 雄



河 合 勝 元



河 村 正 明



山 本 眞 彦



小 山 松 壽



岡 田 洋 明



昌 山 基 成



栗 原 武 弘



除 門 田 悟



西 崎 武 雄



神 山 義 弘



藤 村 高 弘



飯 田 英 樹



石 川 貴 英



梅 村 宏 樹



中 田 康 人



山 本 山 剛



山 形 高 明



上 田 康 彦



山 本 山 剛



山 形 高 明



山 本 山 剛

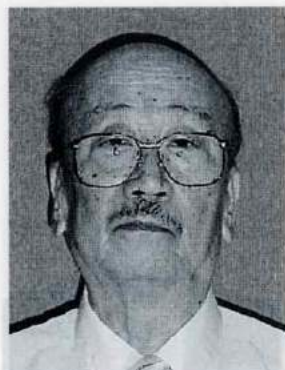


山 本 山 剛



山 形 高 明

中 京 支 部



片 川 吉 雄



小 野 勲 二



片 川 田 弘



森 田 勝



山 口 善 彦



梅 本 靖 二



北 浦 昭 雄



酒 谷 良 計



雨 森 治



森 田 行 俊



大 西 良 樹



檀 数 馬



森 田 恭 弘
(準会員)



熊 中 基 弘



今 井 雅 浩



野 村 直 子



齋 藤 伸 治



霜 裕 也



森 田 恭 弘



齋 藤 伸 治



今 井 雅 浩



森 田 恭 弘



齋 藤 伸 治



今 井 雅 浩

東山・山科支部



太田 慶造



初田 吉隆



平田 和仁



森島 康之



廣谷 元巳



小宮 定男



橋村 啓己



黒木 修



堀部 正儀



井上 彰二



道家 勝昭



福島 光義
(準会員)



三 間 義 之



橋 村 恵 三



本 間 利 忠



関 弘 美



山 本 秀 一 郎



岡 田 達 也



福 島 久 雄



萩 尾 泰 久



江 馬 正 弘



地 當 健 一



籾 内 真 理



稲 葉 正 和



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄



太田和雄

下京・南支部



和田 豊



佐藤 隆信



黒木 由紀夫



林 啓史



岡本 正吾



北中 隆史



保家 幸生



松尾 貞幸



坪田 登史浩



原 正幸



明石 大輔

下京・南支部

下京支部



西川正子



平川照雄



王生勝己



池田昭雄



藤田徹



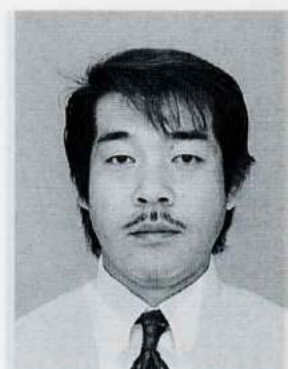
奥憲雄



安田優二



木下広次



中塚靖浩



宮畑博己



崔朋子



山本俊広

右 京 支 部

南支南・京下



三 宅 博 通



阪 井 徹



原 健



清 水 憲 雄



八 木 高 大



原 弘 二



川 島 多 一



藤 野 勝 弘



菅 野 泰 二 郎



太 田 雅 己



小 林 賢 二



北 村 千 春



山下孝輝



大塚良太郎
(準会員)



北条正二



糸井裕貴



道添文彦



井爪英人



久川孝範



加藤吉一



屋部勇児



三宅政彦



三宅通彦



中村英弘



山口 小太郎



鴻田 全人



岩見 好高



中川 正和



安田 泰三



水口 義博



東 森 健太郎



山下 浩二



山手 浩二



山手 浩二



山手 浩二



山手 浩二

西 京 支 部



熊谷健三



堀 康 三



西 吉 徳



原 賢 昇



山 村 政 男



長 留 省 悟



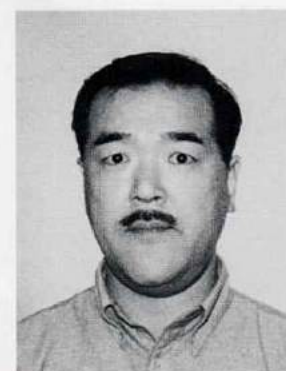
川 口 幹 雄



梅 本 実



大 西 重 一



山 口 正 洋



中 川 稔 貴



西 村 太 一



綾田 剣一



岡本 玄剛



屋部 哲児



久保井 康二



熊谷 知行
(準会員)



多賀 裕展



吉川 秀則



宮永 智治



稲川 大輔



西河 就之



真鍋 川中



山口 五郎

伏見支部



水本正夫



栗田幸治郎



布施正和



片桐寛



村上隆



近藤桂市



加藤邦男



佐々木茂



今井健二



村田清春



村上秀明



宮越良一



高岡敬一



吉田輝作



鈴木平和



寺本光弘



笹川和幸



伊藤茂基



大西辰博



新井一寿



茂原富雄



草川榮一



岡本善志一



鈴木尋士



澤田 敦史



伊藤 茂生



勝本 裕也



戸川 和孝



雨森 一夫



椎野 矢征史



林 征治



西村 茂生



中村 茂生



中村 茂生



中村 茂生



中村 茂生

乙 訓 支 部



田 中 一 吉



田 村 治 夫



水 谷 忠 誠



谷 口 弘



木 村 昭 二



西 野 和 弘



中 村 圭 一



芳 田 秀 二



田 中 善 長



西 川 恒 彦



合 木 義 治



木 村 佳 史



熊川 哲朗



田中 弘昭



長村 浩和



加藤 徹夫



宮崎 直樹



山 口 健 二



中 村 重 雄



本 間 直 樹



山 下 健 二



本 間 直 樹



宮 崎 直 樹



山 下 健 二

宇治支部



岡島 順



大槻 柊美



松浦 進



神谷 久雄



南 賢三



布施 誠



杉山 禰文



國本 清



中原 志朗



月村 善幹



金原 正一



松本 猛



中西 栄一



井上 智司



文 森 光 博



加 藤 大 貴



與那覇 秀 毅



清 島 高 弘



平 川 成 秀



波多野 晃 彦



崎 山 貴 之



石 本 和 也



池 田 和 重



保 田 宗 伯



平 杉 知 哉



広 林 一 成



廣 谷 嘉 人



星 島 浩 南



梅 田 博 昭



丸 大 龍 樹



志 貴 山 誠



池 田 雅 也



山 田 平



山 田 宗 治



山 田 時 雄



山 田 本 昌

城 陽 支 部



井坂 豊



吉田 武二



中村 己津彦



中 雅博



笹岡 正典



合谷 純夫



横林 行治



安本 成男



榎崎 武司



布施 昌憲



伊藤 友雅



信貴 裕典

支 部 長



安 間 栄 一



木 村 洋 治



政 田 宜 男



国 本 一 路



林 五 啓 之



安 本 彰 吾



今 村 一 巧



柳 生 広 昭



山 崎 洋 子



山 崎 洋 子



山 崎 洋 子



山 崎 洋 子

南山城支部



井川正三



馬渕明雄



河本良一



大久保洋子



鎌田康則



岩井伸夫



栖川順子



西中誠



鶴忠秋



藤田茂男



湯浅力哉



山内信雄



松田正祥



増井直義



中岡史明



五十川繁隆



鷹野晃三



大久保新作



加藤 昭



西村 昭



山手 昭



山手 昭



山手 昭



山手 昭

南 丹 支 部



斉藤厚男



山下中武



長沢 登



松山 剛



畑吉昭



塩井 信夫



長尾 淳彦



原田 浩



林 哲也



矢野 秀幸



山下 恭史



福井 幹朗



植木 壽雄



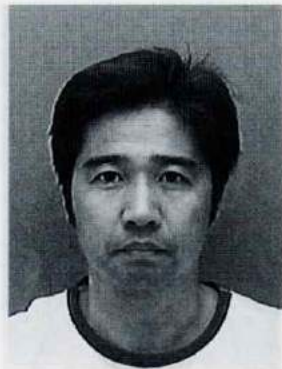
田中 充



主原 一郎



大塚 建彦



中村 弘志



都 光伸



前田 健



前田 健



前田 健



前田 健



前田 健



前田 健

中 丹 支 部



塩 見 金 幹



織 田 繁 樹



的 場 修



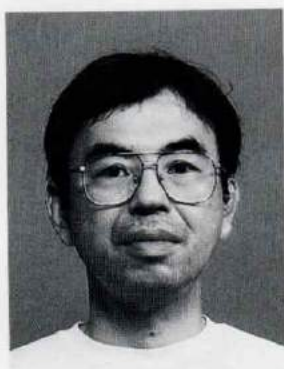
水 原 暁



前 田 邦 親



大 西 正 光



志津原 日出海



安 田 基 雄



寺 田 明 彦



井 上 真 二



東 田 幸 辰



太 田 圭 一



上野光博



荒川重紀



芦田國雄



大島 亮



林 伯 勇



井上昭和



松下 聖



織田 剛



新田 昭志



一 田 太



二 田 東



三 田 我

北 丹 支 部



巨 高 司



小 林 適



菅 原 不二雄



久 保 清 嗣



松 本 吉 一



村 上 由 一



宮 根 保 司



坂 根 秀 明



小 野 仁



盛 次 俊 允



五 十 嵐 實



貞 岡 辰 夫



荒田 裕司



上地 克佳



塚原 貴史



一 由 土 村



一 吉 本 樹



岡 崎 靖 夫



二 村 雅 夫



田 表 健 雄



岡 崎 靖 夫



大 須 岡 貞



青 山 十 五



大 須 岡 貞

事務局



平成7年度予算編成委員会	3月24日	平成8年
平成7年度通算委員会	2月12日	平成8年
第8回近畿7県少子化対策大委員会	2月26日	平成8年
マニマニ市民懇話会	9月11日	平成8年
第32回京都府教育委員会	10月20日	平成8年
平成8年度予算編成委員会	3月23日	平成9年
コンベンションセンター委員会委員	4月1日	平成9年
る形に改編された		
政府審議会公的機関調査開始	4月24日	平成9年
平成8年度通算委員会	2月18日	平成9年
第9回近畿7県少子化対策大委員会	7月8日	平成9年
マニマニ市民懇話会	9月10日	平成9年
第33回京都府教育委員会	10月19日	平成9年
防災対策公的機関調査開始	2月9日	平成10年
第34回京都府教育委員会	3月8日	平成10年
平成9年度予算編成委員会	3月29日	平成10年
平成9年度通算委員会	2月10日	平成10年

京都府柔道整復師会年表

年	月	事 項
平成 6 年	4 月 1 日	コンピューター委員会 発足
平成 6 年	5 月 29 日	第 6 回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成 6 年	9 月 14 日	プライマリケア市民講座
平成 6 年	10 月 16 日	第 28 回 京都接骨学会
平成 7 年	3 月 12 日	第 29 回 京都接骨学会
平成 7 年	5 月 7 日	平成 6 年度 定時総会
平成 7 年	7 月 23 日	第 7 回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成 7 年	9 月 13 日	プライマリケア市民講座
平成 7 年	11 月 19 日	第 30 回 京都接骨学会
平成 8 年	3 月 10 日	第 31 回 京都接骨学会
平成 8 年	3 月 24 日	平成 7 年度 予算総会
平成 8 年	5 月 12 日	平成 7 年度 通常総会
平成 8 年	5 月 26 日	第 8 回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成 8 年	9 月 11 日	プライマリケア市民講座
平成 8 年	10 月 20 日	第 32 回 京都接骨学会
平成 9 年	3 月 23 日	平成 8 年度 予算総会
平成 9 年	4 月 1 日	コンピューター委員会が各部部長を委員とする形に改編された
平成 9 年	4 月 24 日	政府管掌保険公的審査開始
平成 9 年	5 月 18 日	平成 8 年度 通常総会
平成 9 年	7 月 6 日	第 9 回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成 9 年	9 月 10 日	プライマリケア市民講座
平成 9 年	10 月 19 日	第 33 回 京都接骨学会
平成 10 年	2 月 9 日	労災保険公的審査開始
平成 10 年	3 月 8 日	第 34 回 京都接骨学会
平成 10 年	3 月 29 日	平成 9 年度 予算総会
平成 10 年	5 月 10 日	平成 9 年度 通常総会

平成10年	6月7日	第10回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成10年	9月9日	プライマリケア市民講座
平成10年	10月18日	第35回 京都接骨学会
平成11年	2月10日	受領委任印、患者が署名した場合押印不要となる
平成11年	3月7日	第36回 京都接骨学会
平成11年	3月28日	平成10年度 予算総会
平成11年	4月1日	福祉部が新設
平成11年	5月16日	平成10年度 通常総会
平成11年	7月18日	第11回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成11年	9月8日	プライマリケア市民講座
平成11年	10月17日	第37回 京都接骨学会
平成12年	1月23日	第1回機能訓練指導員講習会
平成12年	3月12日	第38回 京都接骨学会
平成12年	3月26日	平成11年度 予算総会
平成12年	4月1日	コンピューターワーキング委員会発足
平成12年	5月21日	平成11年度 通常総会
平成12年	6月4日	ホームヘルパー養成研修スタート
平成12年	6月25日	第12回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成12年	9月13日	プライマリケア市民講座
平成12年	11月5日	第39回 京都接骨学会
平成13年	3月11日	ホームヘルパー養成研修閉講式
平成13年	3月18日	第40回 京都接骨学会
平成13年	3月25日	平成12年度 予算総会
平成13年	5月20日	平成12年度 通常総会
平成13年	6月24日	第13回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成13年	7月12日	機能訓練指導員講習会
平成13年	9月12日	プライマリケア市民講座
平成13年	11月3日	第13回市民スポーツフェスティバル 救急救護隊派遣

平成14年	3月10日	第41回 京都接骨学会
平成14年	3月31日	平成13年度 予算総会
平成14年	4月21日	日本の古武道（柔術）フランス国と交流会
平成14年	5月19日	平成13年度 通常総会
平成14年	6月23日	第14回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成14年	9月1日	第13回京都府少年少女柔道チャンピオン大会 やわら体操、救急救護隊派遣
平成14年	9月11日	プライマリケア市民講座
平成14年	10月1日	老健定額制廃止、月額上限廃止
平成14年	11月3日	第14回市民スポーツフェスティバル 救急救 護隊派遣
平成14年	11月17日	第42回 京都接骨学会
平成15年	3月16日	第43回 京都接骨学会
平成15年	3月23日	平成14年度 予算総会
平成15年	4月1日	I T事業部 発足 I T委員会 発足
平成15年	5月18日	平成14年度 通常総会
平成15年	6月22日	第15回近畿ブロック少年柔道京都大会
平成15年	6月25日	老健、国保公的審査開始
平成15年	8月31日	第13回京都府少年少女柔道チャンピオン大会 やわら体操、救急救護隊派遣
平成15年	9月10日	プライマリケア市民講座
平成15年	9月21日	「機能訓練指導員マニュアルビデオ」作成
平成15年	10月1日	政府管掌保険者証カード化始まる
平成15年	11月3日	第15回市民スポーツフェスティバル 救急救護隊派遣
平成15年	11月16日	第44回 京都接骨学会
平成15年	3月14日	第45回接骨学会
平成16年	3月28日	平成15年度 予算総会
平成16年	5月16日	平成15年度 通常総会

近畿ブロック 日整関係 年表

年	月	事 項
平成 6 年	6 月19日	第19回近畿ブロック学会（大阪）
平成 6 年	7 月24日	第20回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（京都）
平成 6 年	10月 2 日	第 3 回厚生大臣旗争奪日整全国柔道選手権大会（講道館）
平成 6 年	11月26・27日	第 3 回日本柔道整復・接骨医学会（大阪）
平成 7 年	3 月29日	第 3 回柔整国際学術セミナー（大阪）
平成 7 年	7 月16日	第20回近畿ブロック学会（大阪）
平成 7 年	7 月23日	第21回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（滋賀）
平成 7 年	8 月24日	第 4 回柔整国際学術セミナー（東京）
平成 7 年	10月15日	第 4 回厚生大臣旗争奪日整全国柔道選手権大会（講道館）
平成 7 年	12月 9・10日	第 4 回日本柔道整復・接骨医学会（東京）
平成 8 年	6 月23日	第21回近畿ブロック学会（大阪）
平成 8 年	7 月14日	第22回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（奈良）
平成 8 年	11月30日 12月 1 日	第 5 回日本柔道整復・接骨医学会（大阪）
平成 9 年	3 月22日	第 5 回柔整国際学術セミナー（東京）
平成 9 年	7 月13日	第22回近畿ブロック学会（京都）
平成 9 年	7 月27日	第23回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（和歌山）
平成 9 年	10月12日	第21回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会（講道館）

平成9年	11月29・30日	第6回日本柔道整復・接骨医学会 (千葉)
平成10年	3月14日	第6回柔整国際学術セミナー (愛知)
平成10年	5月16日	第1回日整学術・実技研修会 (東京)
平成10年	6月21日	第23回近畿ブロック学会 (大阪)
平成10年	7月26日	第24回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会 (大阪)
平成10年	10月11日	第22回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会 (講道館)
平成10年	11月3日	第7回柔整国際学術セミナー (東京)
平成10年	11月28・29日	第7回日本柔道整復・接骨医学会 (静岡)
平成11年	6月13日	第24回近畿ブロック学会 (兵庫)
平成11年	8月1日	第25回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会 (大阪)
平成11年	9月12日	第2回日整学術・実技研修会 (東京)
平成11年	10月11日	第23回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会 (講道館)
平成11年	11月27・28日	第8回日本柔道整復・接骨医学会 (東京)
平成12年	7月30日	第26回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会 (京都)
平成12年	9月3日	第3回日整学術・実技研修会 (東京)
平成12年	10月9日	第24回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会 (講道館)
平成12年	10月22日	第25回近畿ブロック学会 (大阪)
平成12年	10月29日	第8回柔整国際学術セミナー (北海道)
平成12年	11月25・26日	第9回日本柔道整復・接骨医学会 (東京)

平成13年	7月29日	第27回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（滋賀）
平成13年	9月30日	第4回日整学術・実技研修会（東京）
平成13年	10月8日	第25回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会（講道館）
平成13年	10月28日	第26回近畿ブロック学会（京都）
平成13年	11月24・25日	第10回日本柔道整復・接骨医学会（愛知）
平成14年	1月27日	第9回柔整国際学術セミナー（東京）
平成14年	7月28日	第28回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（奈良）
平成14年	10月13日	第5回日整学術・実技研修会（東京）
平成14年	10月14日	第26回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会（講道館）
平成14年	10月20日	第27回近畿ブロック学会（和歌山）
平成14年	11月17日	第10回柔整国際学術セミナー（大阪）
平成14年	12月22・23日	第11回日本柔道整復・接骨医学会（大阪）
平成15年	7月27日	第29回日本柔道整復師会近畿ブロック柔道大会（大阪） 主管：和歌山
平成15年	10月13日	第27回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会（講道館）
平成15年	10月26日	第28回近畿ブロック学会（兵庫）
平成15年	11月3日	第11回柔整国際学術セミナー（東京）

編集後記

社団法人設立50周年にあたり記念誌を刊行することとなり栗原会長より委員が委嘱され、準備委員会を構成され広報部と共に編集に取り組むことになりました。前史は30周年誌より抜粋させていただきました。また本会の活動、各部からの原稿等を中心にして活動状況をありのまま後世に伝える内容の記念誌にするように編集努力いたしました。柔道整復術が柔道セラピーとしてWHO世界保健機構に紹介されたこと、日本学術会議の第7部医学、歯学、薬学の分野に団体登録されたこと。千葉県に平成帝京大学ヒューマンケア学部柔道整復学科4年制、京都府に明治鍼灸大学医療技術短期大学部柔道整復術学科3年制また平成16年4月より明治鍼灸大学に念願の保健医療学部柔道整復学科4年制が誕生、京都市内に京都衛生専門学校柔道整復科、仏眼医療学院柔道整復学科2校が誕生し、これからの発展に期待し職能人として益々発展することを願っています。

本会関係において選挙理事の誕生、政府管掌保険、労働災害保険、老人保健、国民健康保険の自主審査から公的審査への移管等、平成6年から10年間本会において多くの変化がありました。50周年誌を編集するにあたり、何分にも初めてで不慣れなため、十分満足していただけないところも多々あろうかと思いますが、ご容赦くださいますように。また60周年誌、70周年誌と更に充実した記念誌となりますように後世の先生方に託したく希って居ります。最後に、準備委員のみなさまの並々ならぬ御努力と、製本、印刷にアドバイス等頂きました寿フォーム印刷株式会社の中川秀司氏・株式会社都写真製版所の清水智寛氏に心から感謝いたします。

伊藤 茂基

五十周年記念誌

編集委員長

委員

相談役

伊藤茂基	佐藤隆信	山本眞彦	関弘美	南賢三	保家幸生	中川稔貴	山口小太郎	布施昌憲	北条正二	田中一吉
------	------	------	-----	-----	------	------	-------	------	------	------

社団法人設立五十周年記念誌 (非売品)

平成十六年四月二十五日 印刷

平成十六年五月二十三日 発行

発行者

京都市東山区大和大路五条下ル東入ル芳野町七九ノ二
社団法人 京都府柔道整復師会

会長 栗原 壽雄

印刷所

京都市南区唐橋南琵琶町一六
寿 フ 才 一 ム 印刷

